

平成20年度観光・地域づくり関連施策メニュー



九州運輸局
九州地方整備局
九州農政局
九州経済産業局
九州地方環境事務所

この施策メニューは、平成20年6月末現在のものです。

施策メニューに変更があった場合は、随時変更及び更新を行う予定です。

九州運輸局のホームページに、掲載していますので、ご確認ください。

観光・地域づくり関連施策一覧表

番号	施策名	支援施策の種別			担当官署	ページ
		補助金	調査費	その他		
運- 1	ビジット・ジャパン・キャンペーン事業				運輸局	1 ~ 2
運- 2	九州観光まちづくりコンサルティング事業				運輸局	3 ~ 4
運- 3	観光地域プロデューサー事業				運輸局	5 ~ 6
運- 4	ニューツーリズム創出・流通促進事業				運輸局	7 ~ 8
運- 5	観光圏整備事業				運輸局	9 ~ 10
運- 6	公共交通活性化総合プログラム				運輸局	11 ~ 12
運- 7	地域公共交通活性化・再生総合事業				運輸局	13 ~ 14
運- 8	まちめぐりナビプロジェクト				運輸局・整備局	15 ~ 16
運- 9	観光地域づくり実践プラン				運輸局・整備局	17 ~ 18
運- 10	観光カリスマ塾				運輸局	19 ~ 20
運- 11	九州型ロングステイ「おとなの長旅・九州」実証事業				運輸局	21 ~ 22
運- 12	九州遺産プロジェクト				運輸局	23 ~ 24
整- 1	まちづくり交付金				整備局	25 ~ 26
整- 2	まち再生総合(まるごと)支援				整備局	27 ~ 28
整- 3	景観形成事業推進費				整備局	29 ~ 30
整- 4	街なみ環境整備事業				整備局	31 ~ 32
整- 5	地域自立・活性化交付金				整備局	33 ~ 34
整- 6	広域ブロック自立施策等推進調査費				整備局	35 ~ 36
農- 1	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金				農政局	37 ~ 38
農- 2	広域連携共生・対流等対策交付金				農政局	39 ~ 40
農- 3	地産地消モデルタウン事業				農政局	41 ~ 42
経- 1	広域・総合観光集客サービスの支援事業				経産局	43 ~ 44
経- 2	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業				経産局	45 ~ 46
経- 3	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業				経産局	47 ~ 48
経- 4	中小商業活力向上支援事業費補助金				経産局	49 ~ 50
経- 5	電源立地地域対策交付金				経産局	51 ~ 52
経- 6	企業立地促進法による支援				経産局	53 ~ 54
経- 7	中小企業地域資源活用プログラムによる支援				経産局	55 ~ 56
経-7-1	地域資源活用売れる商品づくり支援事業				経産局	57 ~ 58
経-7-2	地域資源活用販路開拓等支援事業				経産局	59 ~ 60
経-7-3	市場志向型ハンズオン支援事業				経産局	61 ~ 62
経-7-4	地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業				経産局	63 ~ 64
経-7-5	地域資源活用型研究開発事業				経産局	65 ~ 66
経-7-6	JAPANブランド育成支援事業				経産局	67 ~ 68
経-7-7	地域資源 全国展開プロジェクト				経産局	69 ~ 70
経- 8	地域団体商標登録制度				経産局	71 ~ 72
経- 9	伝統的工芸品産業支援補助金				経産局	73 ~ 74
環- 1	エコ・ツーリズムの推進				環境事務所	75 ~ 76
地- 1	地方の元気再生事業				地方連絡室	77 ~ 78

補助金等制度名称	ビジット・ジャパン・キャンペーン九州地方連携事業
目的・概要	2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの政府目標に向け、日本の観光魅力を海外に発信するとともに日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進する。
対象者	九州運輸局と連携して事業を実施することの出来る地方公共団体、民間企業、団体等。
対象事業	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市場毎に効果の高い媒体による情報発信（TV番組の放映、特集記事、ウェブサイト掲示等）事業 ・各媒体の取材クルーの招聘事業 ・海外で開催される旅行博覧会等イベントへの参加事業 ・各市場毎に現地説明会、招聘・視察、九州での商談会、広告支援事業 ・中国、韓国、台湾の各市場修学旅行現地説明会・セミナーの開催事業 ・各市場において修学旅行の決定権を有するキーパーソンの招聘事業 ・個別テーマに関する団体、旅行会社のキーパーソンの招聘事業 ・友好都市関係を活用した「太極拳交流」をテーマとするシンポジウムの開催事業 など
交付要件	重点市場12国・地域（韓国、中国、香港、台湾、タイ、シンガポール、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、オーストリア）を対象とした取組みであること。
補助金額・補助率等	地方連携事業は、総事業費の1/2を限度して、その部分を国（地方運輸局等）が直接事業を実施するもので、補助金ではない。
手続き等	<p>毎年秋頃に翌年度の事業を募集。</p> <p>事業の内容に関する留意事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場毎に特性を踏まえたマーケット志向の事業であること。 ・広域での事業構築・展開が行われていること。 ・ツアー造成支援、ツール作成、メディア招聘等の複数の事業の総合化が図られていること。 ・より具体的な効果が得られる事業とするため、戦略的に事業を企画・展開すること。
問い合わせ・申請先	九州運輸局企画観光部国際観光課 電話 092-472-2335 FAX 092-472-2334

平成20年度 重点市場及び事業戦略

九州運輸局対象市場優先度

優先度	国・地域名
最重点市場	中国、韓国、台湾、香港 (東アジア重点4市場)
重点市場	タイ、欧州(仏、独、英)
その他対象市場	米、加、豪、シンガポール

九州は東アジアに近い(地理的優位性)
九州への外国人入国者数の約9割が東アジアから

官民で策定された『九州観光戦略』に基づき、東アジアを主要なターゲットとする事業を展開
『第二次九州観光戦略』(2007年10月)において、『東アジアなど』にターゲットを拡大

最重点市場

中国

九州への入国者数
H18: 6.5万人
前年比+36%

- 定期航空路線の約3分の1が九州-中国(6都市)間
- 九州への入国者数の大きな伸びが期待できる最有望市場

韓国

九州への入国者数
H18: 51.7万人
前年比+35%

- 定期航空路線の約5分の2が九州-韓国(3都市)間他、海上定期航路あり
- 九州への入国者数の約65%を占める最大市場

台湾

九州への入国者数
H18: 11.1万人
前年比+18%

- 平成20年6月に宮崎-台湾間の直行定期便が就航予定
- 九州への入国者数は過去の九州ブーム期とほぼ同数まで盛り返し

香港

九州への入国者数
H18: 1.1万人
前年比-15%

- 平成19年10月に福岡-香港間の直行定期便が就航
- 過去に九州ブームがあったが、九州への入国者数は減少傾向

重点市場

タイ

九州への入国者数
H18: 0.7万人
前年比+40%

- 週10便の定期航空路線あり
- 九州への入国者数の大きな伸びが期待できる有望市場

欧州

九州への入国者数
H18: 5.1万人
前年比-5%

- 定期航空路線はないが、キリシタン等歴史的なつながりあり
- 2008年は『日仏観光交流年』

教育旅行、インセンティブ向け
環境施設(ハウステンボス等)、先端工場(トヨタ北九州工場等)

個人旅行向け
広域周遊型、体験型観光

九州RAIL・PASS
SUNQバス

一般(団体)旅行向け 「歴史・文化」、「自然風景」、「温泉」、「食」を核とする九州の多彩な観光資源
韓国市場には、高級純和風温泉、高級スパ、自然食料理等ワンランク上の旅(ロハス九州)

平成20年度 重点事業の概要

基本的な考え方

ゴールデンルートと比較して認知度が低い九州では、その認知度向上を図る事業と認知度の低さがさほど影響しない個別のテーマの下での着実な実績の積上げを図る事業を2本柱とし、訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進するとの観点を踏まえ、タイや欧州といった九州にとっての新たな市場にも挑戦しながら、積極的な事業展開を図る。

認知度の向上を図る事業



『歴史・文化』、『自然風景』、『温泉』、『食』を核とする九州の多彩な観光資源=ブランド『九州』を情報発信。九州は一つとの理念の下で観光振興に取り組む『九州観光推進機構』と連携し、各種媒体(テレビ、雑誌、HP、屋外広告等)を活用したブランド『九州』の認知度の飛躍的向上を目指す。



『九州観光推進機構』と連携し、中国、韓国、台湾で開催される現地の大型イベントへの参加、現地説明会の開催等により、九州の多彩な観光資源を一般消費者等に幅広く情報発信することにより、旅行先として『魅力ある九州』とのイメージの定着を図る。

着実な実績の積上げを図る事業



『九州訪日教育旅行促進協議会』の学校交流促進の取組と合わせ、環境問題に積極的に取り組んでいる施設や先進的な工場、農村における民泊等『教育』に相応しい視察メニューのPRにより、将来的に『リピーター』となり得る青少年の国際交流の活性化と教育旅行の誘致を図る。



九州運輸局国際観光アドバイザーの支援を得つつ、スポーツ、文化等の個別のテーマの下、中高年層・青少年をターゲットとしてその国際交流と誘客を促進し、当該テーマの交流・訪日について『まずは九州から』との流れを確立して着実な実績の積上げを図る。

九州運輸局の主導事業

九州・タイ双方向観光交流促進事業
タイ国政府観光庁福岡事務所と協働し、九州観光推進機構の協力も得ながら、タイ・バンコクにおける九州観光セミナー及びセミナー参加者の一部を九州に招聘してファムトリップを実施する。



欧州等に対する九州の認知度向上事業
日仏観光交流年にあたり、フランスで開催されるイベントへの参加、情報発信ツールの整備を行う。

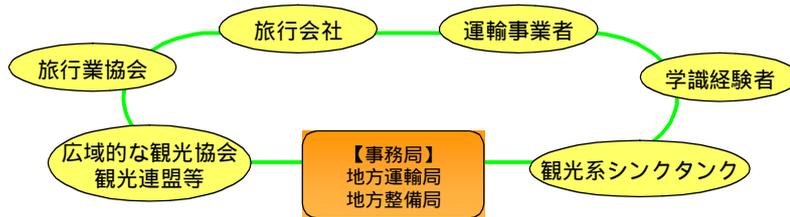
九州における広域周遊型旅行促進のための情報発信事業
(九州広域観光ルート支援モデル事業)

『九州広域観光ルート支援モデル事業』の対象地域に関し、情報発信ツールの整備等を行う。

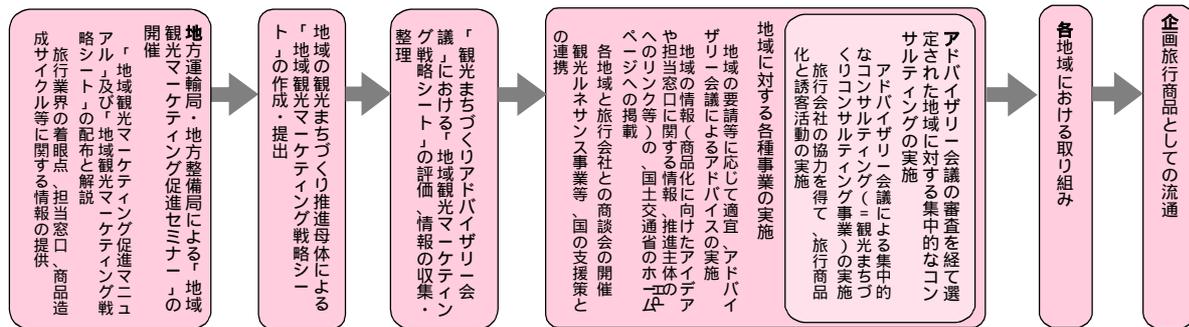
運 - 2 九州観光まちづくりコンサルティング事業

補助金等制度名称	九州観光まちづくりコンサルティング事業
目的・概要	九州運輸局に設置されている観光まちづくりアドバイザリー会議を活用し、地域と旅行会社が連携・協働して地域の魅力を活かした創意工夫豊かな企画旅行商品を造成・販売できる環境を整備する。
対象者	地方公共団体、地方公共団体が出資・出損を行う法人、公益法人、特定非営利活動法人及び法人格を有する協同組合等。
対象事業	各地域の観光振興に向けた具体的な取り組みに関する情報を収集・整理するとともに「地域の要請等に応じて適宜、アドバイザリー会議メンバーによるアドバイスを行う」「地域の情報(商品化に向けたアイデアや担当窓口に関する情報、推進主体のHPへのリンク等)を国土交通省のホームページに掲載する」「各地域と旅行会社との商談会を開催する、等の各種事業を実施する」といった取り組みを行う。
交付要件	-
補助金額・補助率等	-
手続き等	アドバイザリー会議では、各地域から提出された「地域観光マーケティング戦略シート」の内容を審査し、一定の基準を満たす地域を選定し、集中的なコンサルティング(=「観光まちづくりコンサルティング事業」)を実施。
問い合わせ・申請先	九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092 - 472 - 2920 FAX 092 - 472 - 2334

1. 「観光まちづくりアドバイザー会議」の委員構成



2. 地域観光マーケティング促進スキーム図



観光まちづくりコンサルティング事業

1. 国内観光市場の現状と課題

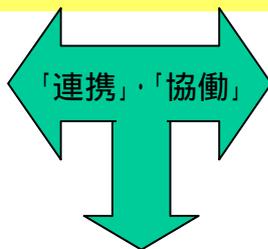
- ・国民1人当たりの宿泊旅行回数及び宿泊数の減少(1.73回、3.06泊(91年) 1.73回、2.77泊(06年))
- ・旅行者の国内旅行取扱額の減少(ピーク時の96年に比べ05年は25.8%減少)



「プログラム」不足(ほかに、「金」、「時間」不足)

地域における課題

- ・地域関係者が一丸となった推進体制の構築が進んでない
- ・自らの地域の現状と課題の整理：オンリーワン資源等の把握が不十分
- ・観光マーケティング戦略が明確な形で描けていない



旅行業界との地域における課題

- ・観光資源の旅行商品化・流通を業としている旅行業界との連携が不十分
- ・旅行業界から地域へのアプローチが不十分
- ・どのような地域において、どのような観光まちづくりの動きがあるのかの情報が不十分

2. 地域観光マーケティングの促進に向けた取組

佐賀県武雄市を対象としたコンサルティングの実施(平成18年12月～平成19年11月)

地域観光マーケティング促進セミナーの開催(平成19年12月10日)

- ・「地域観光マーケティング促進マニュアル」及び「地域観光マーケティング戦略シート」の配布並びに活用方法の説明



第1回アドバイザー会議の開催(平成20年2月18日)

- ・応募のあった4地域から重点支援地域として熊本県山鹿市を選定
- ・応募地域について、今後の地域の取組に関するアドバイスを検討



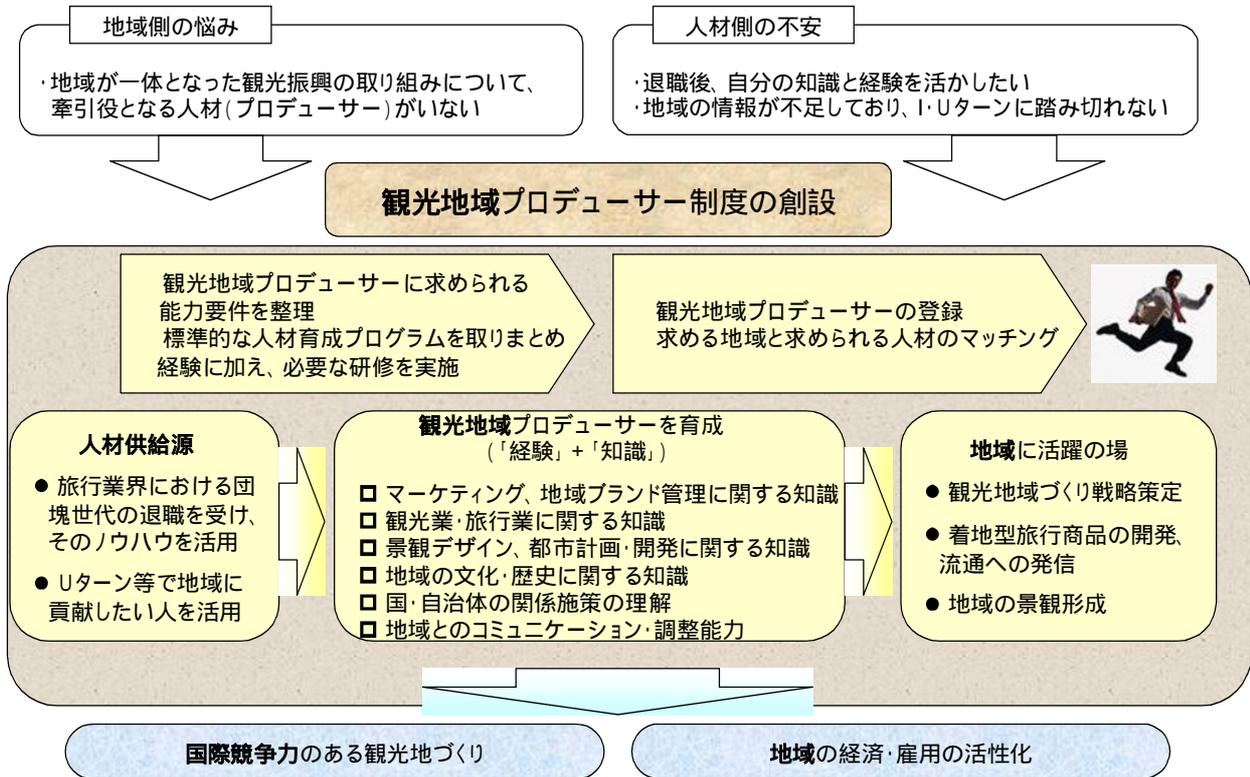
コンサルティング事業のための現地視察・意見交換会予定(平成20年4月～)

- ・熊本県山鹿市に対し、「観光人材育成」「魅力の発掘・増進」「旅行商品化に向けた提案」等のコンサルティングを実施



補助金等制度名称	観光地域プロデューサー事業
目的・概要	<p>観光振興を通じた地域の活性化を図るためには、各地域の多様な観光資源を磨き、または発見・創造して適切に情報発信するとともに、旅行者ニーズを踏まえ、関係者が見せ方・楽しませ方を工夫・改善していく必要があり、そのためには地域が一体となった観光地づくりを行うことが不可欠となっている。</p> <p>こうした課題に対して、自身の知識と経験、何より熱意を持って地域のために活動する「プロデューサー」的人材が地域を牽引していくことが求められている。</p> <p>そのため、国土交通省では、地域の観光振興の牽引役となる人材を欲している地域と、観光地域プロデューサー希望者とのマッチングを促進する「観光地域プロデューサー」モデル事業を実施する。</p>
対象者	応募主体は原則として市区町村
対象事業	<p>モデル地域の募集</p> <p>モデル地域として選定するのは5地域を予定。</p> <p>「観光地域プロデューサー」候補者の募集</p> <p>「観光地域プロデューサー」研修</p> <p>データベースの作成</p> <p>「観光地域プロデューサー」を必要とする地域情報及び「観光地域プロデューサー」として地域で活躍したい人材情報を提供するためのデータベースを作成する。</p>
交付要件	「観光地域プロデューサー」が行う業務の実施にあたっては、国と地域が連携して取り組むことを前提とし、国が負担できる費用は諸経費及び旅費、会議費、資料や報告書作成費等の直接経費であり、人件費は対象とならない。
補助金額・補助率等	平成19年度は、国は一地域あたり500万円程度を上限とする。
手続き等	<p>20年度のスケジュール</p> <p>5月上旬 モデル地域選定(3地域程度)</p> <p>5月中旬 「観光地域プロデューサー」候補者の募集</p> <p>6月中旬 " 候補者の選定</p> <p>7月中旬 " 研修の実施</p> <p>8月中 モデル地域の「観光地域プロデューサー」の決定</p> <p>9月～ 「観光地域プロデューサー」が各モデル地域で活躍</p>
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課</p> <p>電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334</p>

「観光地域プロデューサー」モデル事業について



「観光地域プロデューサー」とは

魅力ある観光地づくりのために、地域の中に入り、地域の魅力を最大限に生かした企画・演出を行うとともに、関係者間の調整を行って合意形成を図り、具体的な誘客促進事業等を実施し、その効果を地域全体に還元させるといった事業の牽引役となる者をいう。

観光地域プロデューサーの具体的な業務内容(例)

1. 地元自治体、住民、観光関係事業者を巻き込んだ上での観光地域まちづくりのコンセプトづくり
2. プロジェクトチームの人选、立ち上げ、役割分担の設定
3. プロジェクトの企画
4. プロジェクトの実現に向けた関係者間の利害調整
5. 協賛者の発掘
6. 補助金及び規制に関する手続きに係る行政との調整
7. 地元での機運醸成方策の立案及び関係者との調整
8. 旅行者への売り込み等のプロモーション活動の実施及び当該活動に対する支援に関する行政との調整
9. 事業着手から事業完了に至るまでの事業間調整及び進行管理

観光地域プロデューサーの効果

観光地域プロデューサーの目指すもの

消費者に対する地域の競争力の維持・向上

- ・地域ブランドの確立
- ・地域におけるホスピタリティなど提供サービス水準の向上・均質化 等

地域に対する新たな投資意欲の創出

- ・ホテルや商業施設の新たな出店の誘導 等

地域の様々な活動主体の求心力の向上

- ・地域の観光振興の取り組み体制の確立 等

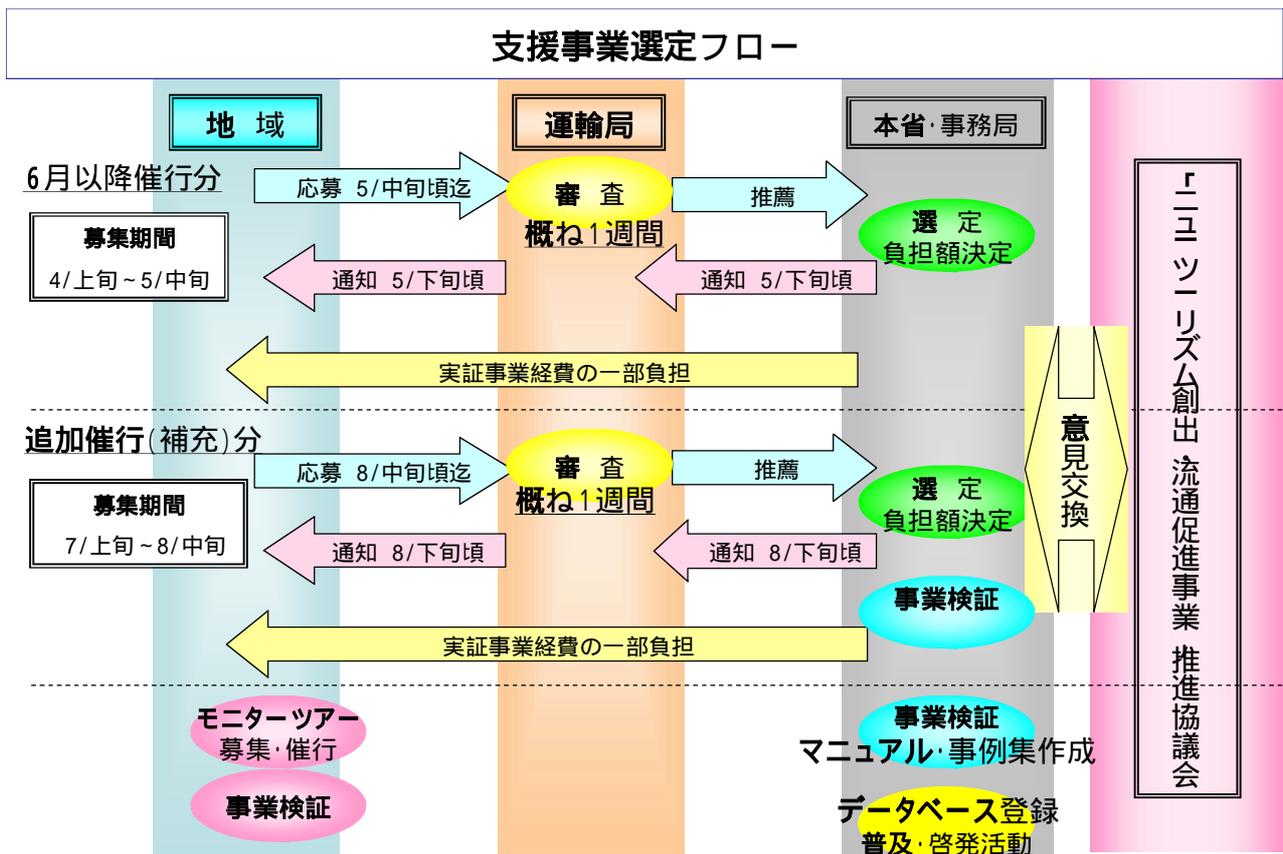
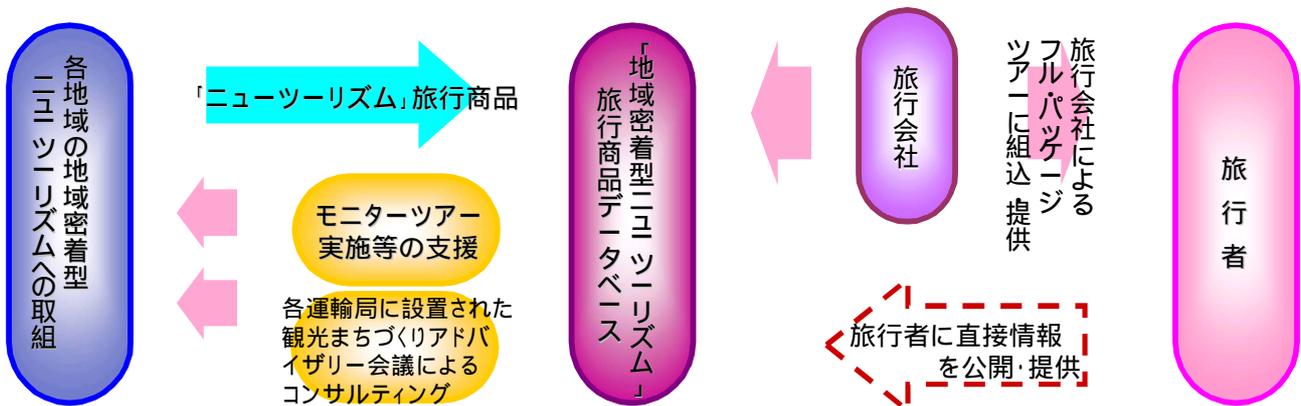
補助金等制度名称	ニューツーリズム創出・流通促進事業
目的・概要	<p>・地域資源を活用した「ニューツーリズム」旅行商品の創出に向けて地域の観光関係者が行おうとする取り組みの計画を募集・選定し、国が旅行者ニーズの把握等に要する経費の一部を負担しつつ、実証事業を行う。</p> <p>・国の支援額：原則1事業あたり概ね100万円、内容により増減。 (予算約4,000万円程度を予定)</p>
支援経費の用途	<p>実証事業参加者(モニター旅行者等)に対するアンケートや意見交換会の実施及び集計・分析に係る経費 のほか、実証事業の実施に要する経費 (例) 旅行商品造成のための意見交換・調整等の事務経費、ガイド等の研修経費 旅行商品を告知するためのリーフレットの作成・セミナーの開催等の広報経費 旅行商品催行のためのガイドマップの作成、現地での二次交通の試験運行等の経費 等</p> <p>モニターの現地までの往復の交通費や旅行商品の直接原価となる宿泊、飲食、体験などの経費は、地域又はモニター旅行者の負担とする。</p> <p>募集にあたっては各運輸局を通じて行う。</p>
対象事業	<p>本事業においては、ニューツーリズムに関する旅行商品化を進めるための留意点等をまとめたマニュアルやガイドラインの策定を目指すとともに、各地域のニューツーリズムに係る取り組みを支援するため、運輸局ごとに旅行会社や有識者等によるコンサルティングを行うとともに実証事業(モニターツアー等)を行う。</p> <p>また、これらのニューツーリズム旅行商品の流通を促進するため、データベースを構築し、出発地側の旅行会社によるパッケージツアーの造成や旅行者への情報提供を進めるとともに、シンポジウムの開催等の普及活動を行う。</p>
募集要件	<p>・応募者には旅行業者を含むものとする。</p> <p>・モニターツアー催行期間：平成20年6月～21年1月末</p>
補助金額・補助率等	1地域当たりの支援額は、概ね100万円程度(40地域程度)
手続き等	<p>平成20年度募集</p> <p>一時募集 4月7日～5月14日(6月～翌1月催行分)</p> <p>* の期間に九州では、6事業が採択された。</p> <p>二次募集 7月2日～8月4日(9月～翌1月催行分)</p>
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課</p> <p>電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334</p>

地域密着型ニューツーリズムの促進について

「ヘルスツーリズム」、「産業観光」等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を進めている(平成19年度予算 8,000万円、平成20年度予算(案) 5,600万円)。

本事業においては、旅行商品化を進めるための留意点等をまとめたマニュアルやガイドラインの策定を目指すとともに、各地域の地域密着型のニューツーリズムに係る取組みを支援するため、各運輸局ごとに旅行会社や有識者等によるコンサルティングを行うとともにモニターツアーの実施の支援等を行う。

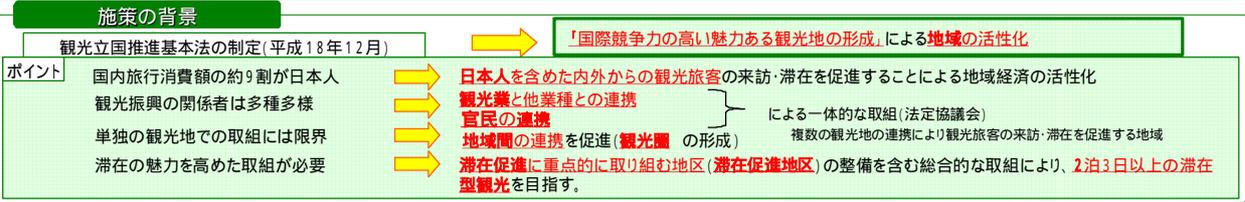
また、これらの地域密着型のニューツーリズム旅行商品の流通を促進するため、データベースを構築し、大都市部の旅行会社によるパッケージツアーの造成や旅行者への情報提供を進めるとともに、シンポジウムの開催等の普及活動を行う。



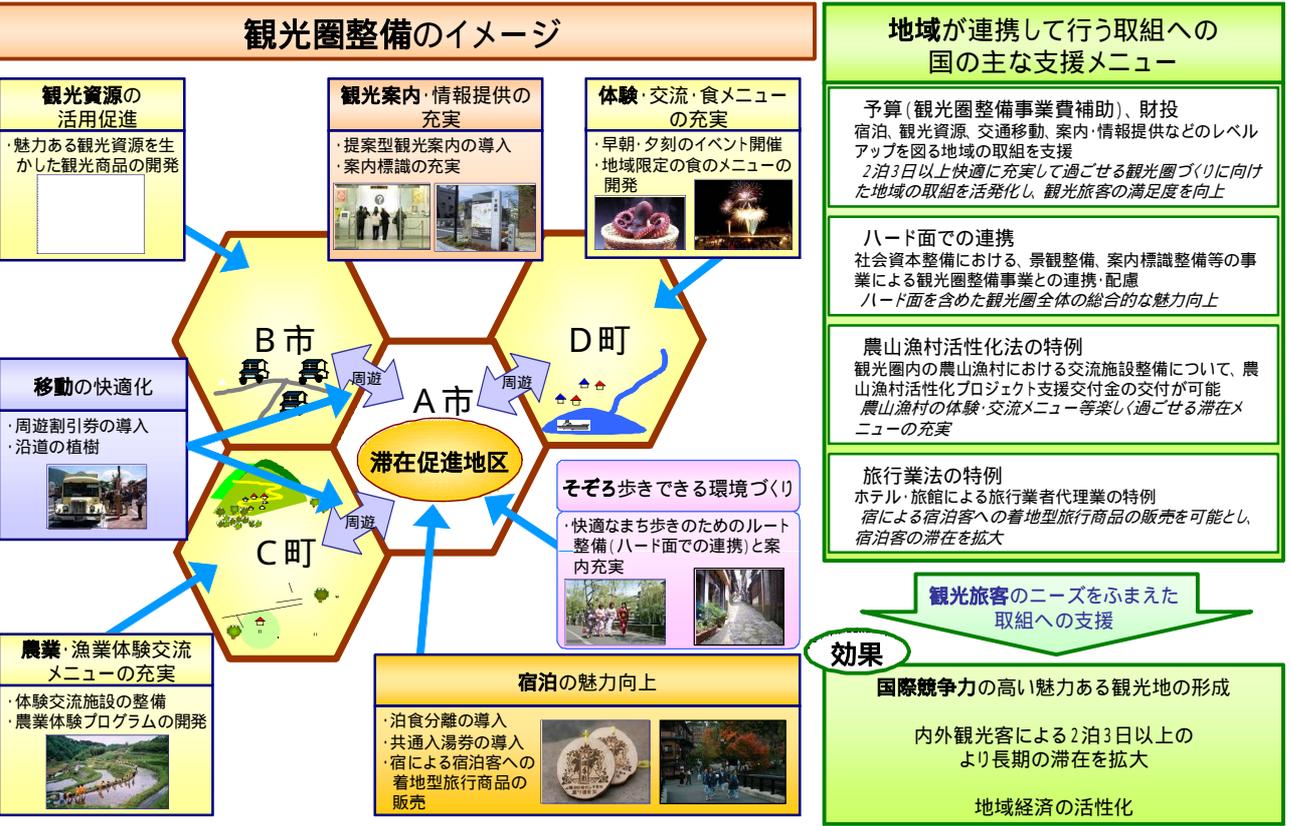
<p>補助金等制度名称</p>	<p>観光圏整備事業 <small>(すべての項目について補助要綱策定前のため、いずれも現時点での想定)</small></p>
<p>目的・概要</p>	<p>観光立国の実現に向けて国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するためには、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏を形成することが必要である。このため、地方自治体が、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等地域の幅広い関係者と連携して作成する「観光圏整備計画」に基づき、協議会が実施する地域の活性化の取組に要する経費の一部を補助する。 観光圏 - 複数の観光地の連携により観光旅客の来訪・滞在を促進する地域。</p>
<p>対象者</p>	<p>観光圏整備事業を実施する協議会。</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>(1) 宿泊魅力向上事業費 (2) 観光圏イベント開発事業費 (3) 観光圏商品企画開発・販売促進事業費 (4) 観光圏体験・交流・学習促進事業費 (5) 観光圏人材育成事業費 (6) 観光圏交通整備事業費 (7) 観光圏情報提供事業費 (8) 観光圏モニタリング調査事業費 (9) 上記以外の個別事業で、観光圏整備実施計画として国土交通大臣が認定した事業。</p>
<p>補助金額・補助率等</p>	<p>20年度予算:2.48億円(補助率:個別事業毎に上限40%)</p>
<p>手続き等</p>	<p>「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく協議会を設置。 協議会における協議結果に基づき県又は市町村が「観光整備計画」を策定し、同計画に沿って観光圏整備事業を行う者が共同で「観光圏整備実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受ける。 認定を受けた「観光圏整備実施計画」に基づき実施する事業で観光圏整備事業検討会(仮称)の推薦をうけて国土交通省で補助採択事業の実施に要する補助対象事業にかかる経費を補助。</p>
<p>問い合わせ・申請先</p>	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334</p>

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (平成20年法律第39号)

観光立国の実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を活かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定める。



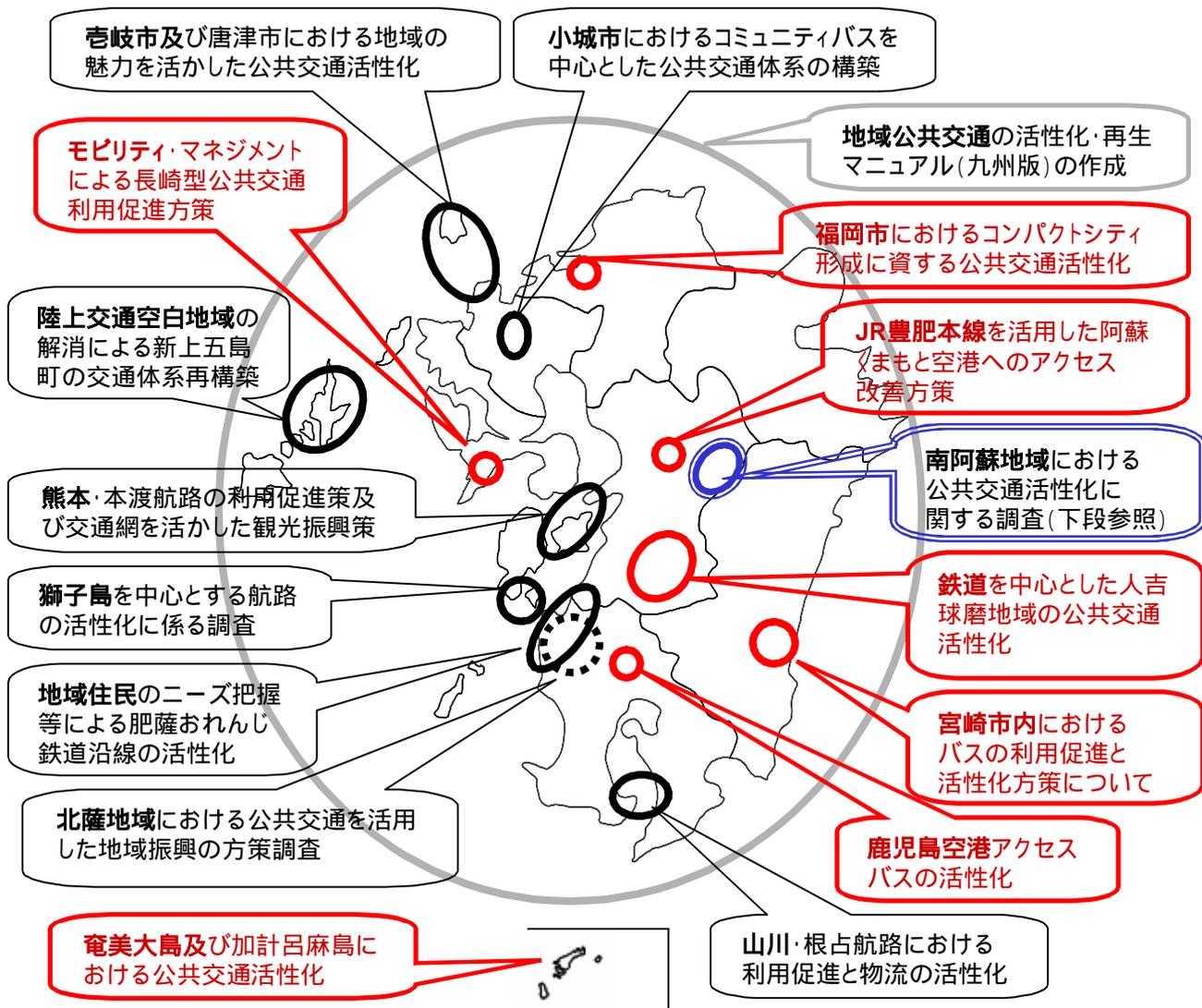
観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化



補助金等制度名称	公共交通活性化総合プログラム
目的・概要	公共交通機関(鉄道・バス・旅客船等)に関し、住民・利用者に対するサービスの維持やサービス内容の拡充等、公共交通の活性化策について、その解決や実施が必要な課題があるものの、地域だけの努力では解決や実施が困難な事案について、運輸局や運輸支局が中心となって、関係者に参画・協力を呼びかけ、その解決に向け、関係者間の合意を得ながら、総合的な具体的方策を策定する。
対象者	地方自治体・交通事業者・商工観光関係者・NPO・地域住民等の提案により、九州運輸局が実施。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の抱える交通問題について、プログラムの熟度及び期待される効果の高い事業 ・ 「地域公共交通活性化・再生に関する法律」に基づく「地域公共交通総合連携計画」の作成、地域公共交通活性化・再生総合事業の実施につながる事業 ・ バリアフリーボランティア事業やESTモデル事業を実現化する上で当プログラムを活用することが有効である事業 など
交付要件	九州運輸局の調査事業であるため、自治体等への交付はない。
補助金額・補助率等	<p>問題解決方策策定に必要な経費(協議会の運営、アンケート調査、需要予測、実証実験等)の一部について、採択された予算枠内で支援。</p> <p>19年度実績: 1件あたり概ね300万～500万円程度。</p>
手続き等	1月頃に次年度案件について、運輸支局等を経由し、地方自治体及び交通事業者等に対し公募。
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部交通企画課</p> <p>電話 092-472-2315 FAX 092-472-2334</p>

平成19・20年度 採択案件

赤文字は20年度 採択案件



平成19年度の実証実験事例

・南阿蘇地域における新交通システム(DMV)導入による公共交通活性化に関する調査

背景

- ・平成22年度の九州新幹線全線開通を見据えた中で新幹線と阿蘇地域を結ぶ公共交通機関の充実が課題
- ・第三セクターである南阿蘇鉄道(株)の利用者の減少

目的

- ・乗り換えなしで目的地へアクセス可能
- ↓
- ・利便性の向上、観光客の増加、地域経済の活性化

検討内容

- ・導入に向けた課題の整理
- ・実証実験に向けたルート、運行計画の検討
- ・主要施設、観光施設との連携方法



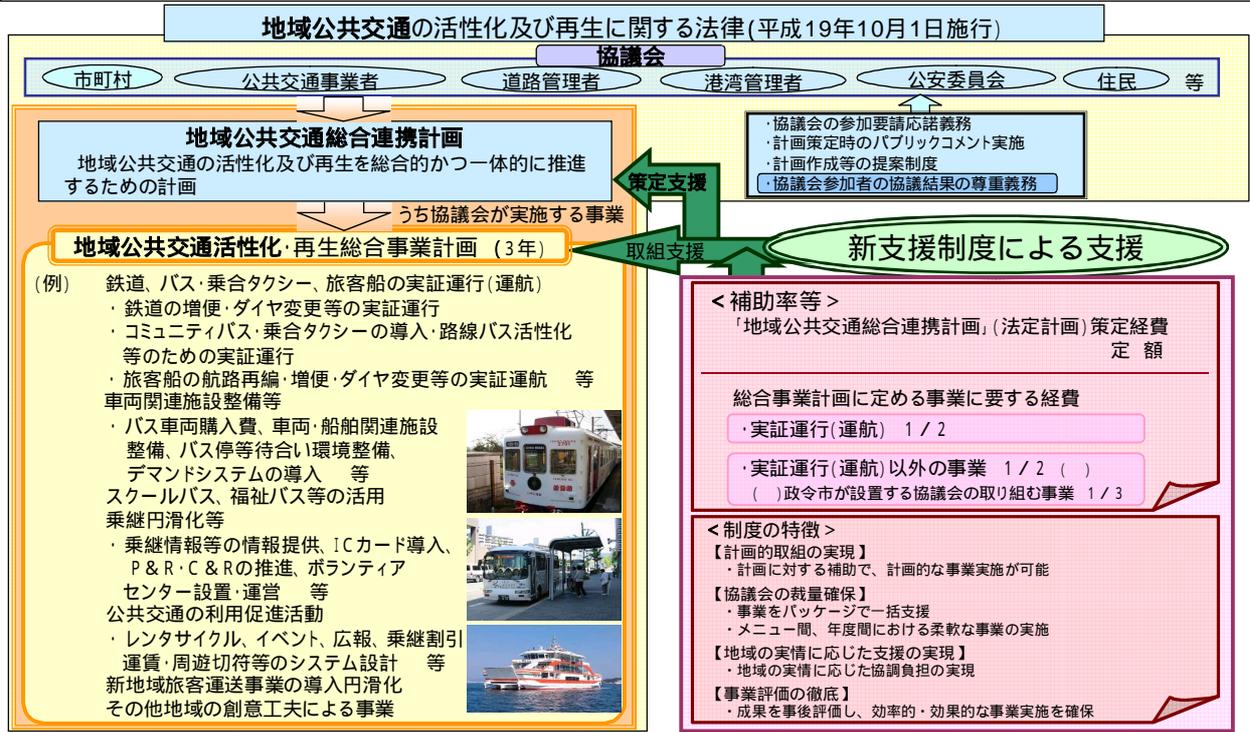
(平成20年3月実証実験の様相)

補助金等制度名称	地域公共交通活性化・再生総合事業
目的・概要	市町村、交通事業者等地域の関係者による、地域公共交通の活性化・再生に関する総合的な計画(地域公共交通総合連携計画)の策定(調査事業)を支援するとともに、その計画に基づく鉄道・バス・旅客船等の事業の具体化及び公共交通利用促進策等(総合事業)を支援する。
対象者	法定協議会
対象事業	<p>例【調査事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通総合連携計画策定に関する調査等に要する経費 ・協議会開催等の事務費 <p>【総合事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航) ・車両関連施設整備等 ・スクールバス、福祉バス等の活用 ・乗継円滑化等 ・公共交通の利用促進活動 ・新地域旅客運送事業の導入円滑化に係る事業 ・その他地域の創意工夫による事業 など
交付要件	地方運輸局長の認定が必要。
補助金額・補助率等	<p>「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費(調査事業)定額</p> <p>総合事業計画に定める事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証運行(運航) 1 / 2 ・実証運行(運航)以外の事業 1 / 2 (政令市が設置する協議会の取り組む事業 1 / 3) <p>・ いずれの事業についても、予算の範囲内で補助するもの。</p>
手続き等	<p>【平成20年度の公募】</p> <p>(第一次)平成20年3月4日～3月28日</p> <p>(第二次)平成20年6月2日～6月13日</p> <p>(第三次)平成20年9月1日～9月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施計画(調査事業)及び総合事業計画(総合事業)の認定申請・認定 ・補助金交付申請・交付決定 ・事業の実施等 <p>総合事業の認定申請時には、「地域公共交通総合連携計画」が提出されていることが前提となる。</p>
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部交通企画課</p> <p>電話 092 - 472 - 2315 FAX 092 - 472 - 2334</p>

地域公共交通活性化・再生総合事業

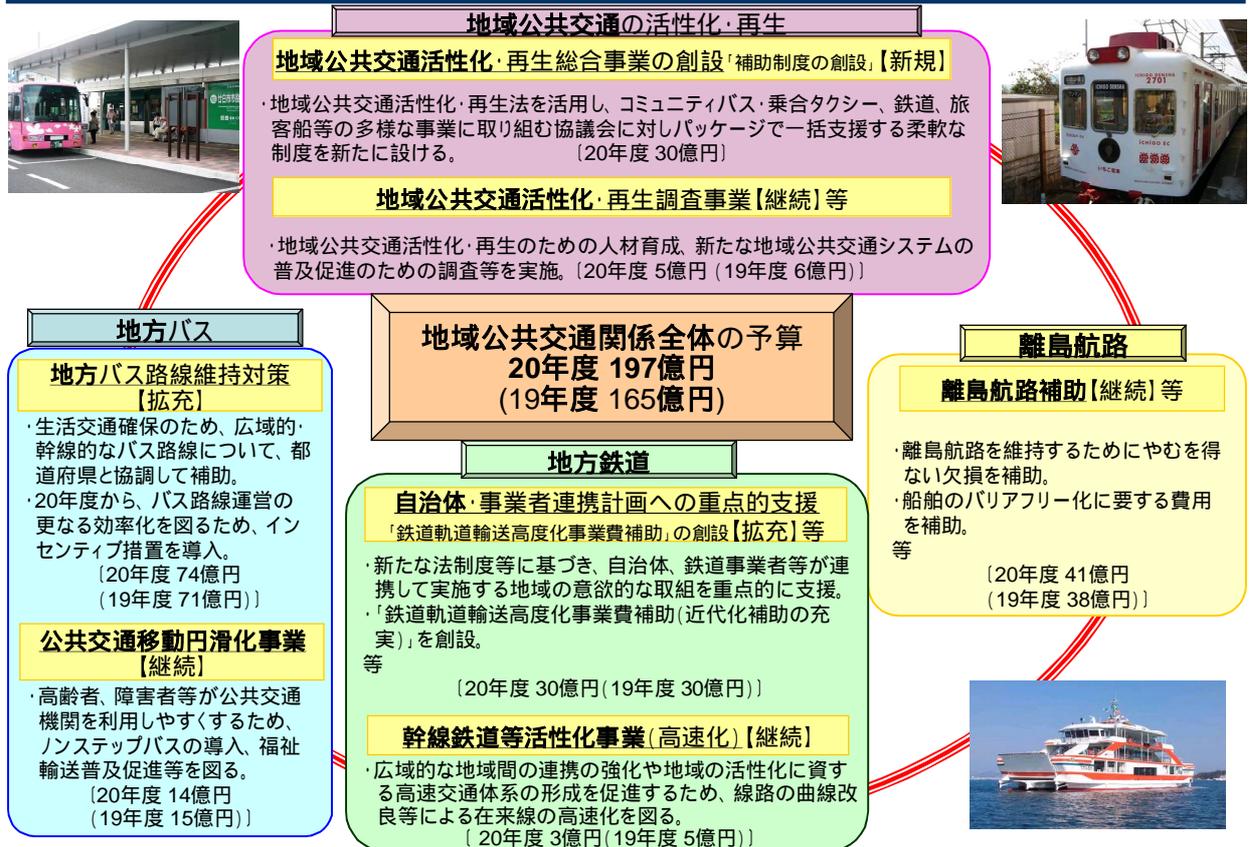
20年度予算額
3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。



地域公共交通ルネサンス(20年度予算概要)

～既存ストックの有効活用による地域公共交通活性化・再生支援の充実・強化～



補助金等制度名称	まちめぐりナビプロジェクト調査事業
目的・概要	日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客の移動円滑化を図ることが重要であることから、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図り、もって先進事例として地域の観光振興を推進すること。
対象者	単一又は複数の地方公共団体または国の行政機関が設置する、観光関係事業者やNPO法人等の関係者も参加する協議会。
対象事業	<p>プロジェクトの目的に資するものであることが必要。個別事業の例示として考えられるものは以下のとおり。なお、本事業は先進事例とするものであることから、18、19年度に実施した事業の内容や取り組みを通じて明らかになった課題等(国土交通省ホームページ参照)を踏まえた上で、更なる高度化を図ることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築 ・標識や電子媒体等様々なメディアが連携・補完できる情報提供システムの構築 ・外国人を含めた観光客に対する防災情報ネットワークの整備 ・観光案内施設による観光客の属性に応じたきめ細かな情報提供 ・カーナビや情報拠点施設の活用等による、隣接観光地の連携した広域的な情報提供 ・移動経路や施設情報に対する観光客のニーズをふまえ、随時更新できる情報提供システムの構築
交付要件	上記実施主体が基本方針等を検討の上、当該方針に従って事業を実施。実施にあたって国と地方公共団体等が適切に役割・費用を分担。
補助金額・補助率等	1000万円程度を目途に支援。
手続き等	<p>平成20年度募集案件事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月16日 募集開始 ・6月27日 案件登録締め切り ・7月11日 募集締め切り ・～8月中旬 応募内容の審査、実施地域の決定
問い合わせ・申請先	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334 九州地方整備局企画部企画課 電話 092-471-6331 FAX 092-476-3462</p>

「まちめぐりナビプロジェクト(まちナビ)」について

国土交通本省

選定

推薦

まちめぐりナビ
プロジェクト検討会

地方整備局・運輸局等

応募

実施主体

協議会（地方公共団体 等）

事業実施

まちめぐりナビプロジェクト(まちナビ)

- 交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築
- 標識や電子媒体等様々なメディアが連携・補完できる情報提供システムの構築
- 外国人を含めた観光客に対する防災情報ネットワークの整備

- 観光案内施設による観光客の属性に応じたきめ細かな情報提供
- カーナビや情報拠点施設の活用等による、隣接観光地の連携した広域的な情報提供
- 移動経路や施設情報に対する観光客のニーズをふまえ、随時更新できる情報提供システムの構築

評価・分析

結果公表

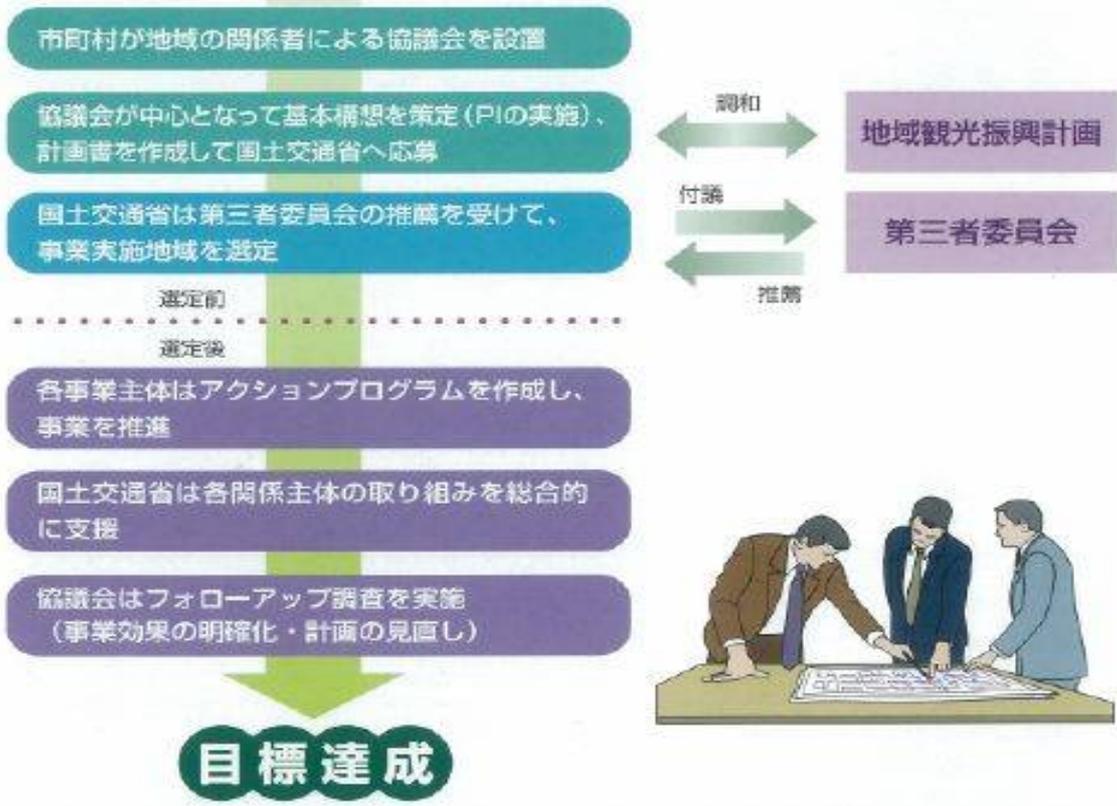
他地域への応用

「まちめぐりナビプロジェクト(まちナビ)」のメニュー例



<p>補助金等制度名称</p>	<p>観光地域づくり実践プラン <small>(20年度事業は現在策定中、以下は19年度事業について記載)</small></p>
<p>目的・概要</p>	<p>「観光地域づくり」とは、外国人観光客の増加、地域の経済活性化、生活環境向上、国民等の観光ニーズに応えることを目的として、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な地域づくりの取組みのこと。</p> <p>観光立国の実現に向け、地域に住む人々がその地に住むことに誇りを持ち、幸せを感じるとともに、外国人観光客にとっても魅力あふれる「一地域一観光」の推進が求められている。</p> <p>こうした中で、観光地域づくり実践プラン(以降、「実践プラン」と略す。)は、単独の市町村または複数の市町村を対象に、地域が行う、魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取組みを国土交通省が所管の事業や施策により総合的、重点的に支援し、実現を図っていくことを目的とする。</p>
<p>対象者</p>	<p>「観光地域づくり」を実施しようとする市町村は、関係者からなる「協議会」の設置を前提として、「観光地域づくり実践プラン計画書」を作成。(応募申出の段階で「協議会」が設置されている必要はない。)</p> <p>この「協議会」は、実践プラン実施にあたっての中心的な役割を果たすものであること。</p>
<p>対象事業</p>	<p>目的・概要に同じ。</p>
<p>交付要件</p>	<p>-</p>
<p>補助金額・補助率等</p>	<p>金銭的支援は無いが、広報や助言等、以下の面で支援。 観光ルネサンス事業検討会委員からの指導・助言を伝達 職員の派遣等によるアドバイスの実施 職員が国交省所管の施策等に関する内容や活用方法を広く紹介 ホームページや広報誌で選定地域の概要を紹介 観光ルネサンス成果発表会等を実施し、交流の場を提供</p>
<p>手続き等</p>	<p>平成19年度募集案件事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月上旬 ホームページ上で公募開始 ・3月上旬 案件登録締切り ・4月上旬 応募(実施計画書)締め切 ・5月下旬 「観光ルネサンス事業検討会委員」による推薦案件の選定 ・6月上旬～6月中旬 実施計画書の修正等 ・6月中旬 実施計画書(修正)、関連事業関係補足説明資料等の提出 ・7月上旬 選定及び結果の公表
<p>問い合わせ・申請先</p>	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334 九州地方整備局企画部企画課 電話 092-471-6331 FAX 092-476-3462</p>

観光地域づくり実践プランの進め方

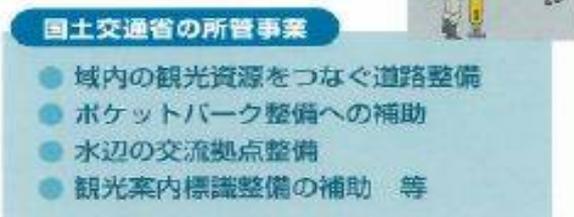


観光地域づくり実践プランのしくみ

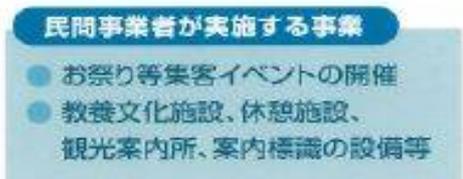
ポイント1 地域の自助努力による観光地域づくりを後押しします。



ポイント2 国土交通省は各関係主体の取り組みを総合的に支援します。



ポイント3 民間事業者が実施する事業との連携を図ります。



<p>補助金等制度名称</p>	<p>観光カリスマ塾</p>
<p>目的・概要</p>	<p>地域のリーダーとして観光地づくりに成功した観光カリスマから、その取組みのプロセスを観光カリスマの現地で直接講義を受け、意見交換をすることにより、次代の観光まちづくりのリーダーを育成することを目的とする。</p>
<p>受講資格</p>	<p>自治体関係者、観光関連業界の方、学生の方など、地域の特色を活かした観光振興や地域の活性化、魅力のあるまちづくりに熱意のある方ならどなたでも受講可能。</p>
<p>開催内容</p>	<p>観光カリスマを講師として、観光カリスマの現地において、20名程度の受講生を対象に、講師となる観光カリスマ自身が策定するカリキュラムを基に、講義・現地視察等を一泊二日(または二泊三日)のセミナー形式で開催。</p> <p>【開催内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光カリスマの取組活動などの講義 ・観光カリスマによる現地視察・現場体験 ・受講生によるグループミーティング ・地元の関係者との意見交換会 <p>など、観光カリスマと地域が取り組んできたことを「体験」できる構成となっている。</p>
<p>受講料</p>	<p>受講料無料 (開催地までの交通費・宿泊費、その他の実費は受講者負担)</p>
<p>手続き等</p>	<p>募集案内の後、郵送及び電子メールにより申込み。 (詳細は国土交通省のホームページによる。)</p>
<p>問い合わせ・申請先</p>	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092 - 472 - 2920 FAX 092 - 472 - 2334</p>

観光カリスマ塾

目的

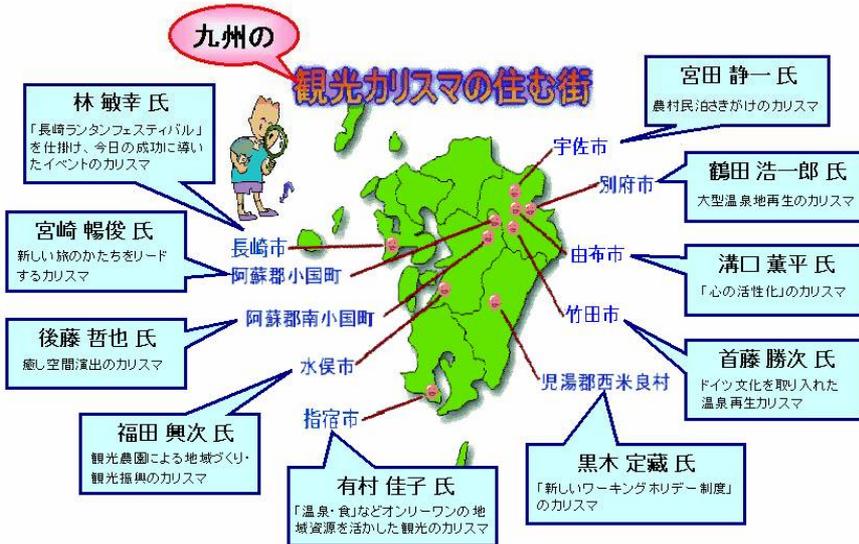
- 「観光立国行動計画」に示された「一地域一観光」の推進のための人材育成事業 → 観光カリスマによる人材育成事業
- 地域のリーダーとして観光地づくりに成功した観光カリスマから、その取組のプロセスを次代のまちづくりのリーダーに伝授

効果

観光まちづくりの自主的な取組の中核となる人材が育成され、全国各地での確な取組が本格化する。

資格

観光関係者や地方公共団体、まちづくりに取り組んでいる 方々など、観光振興による地域の活性化に意欲のある方なら、どなたでも受講できます。(開催地までの交通費、宿泊費、食費、その他実費は受講者負担となります。)



カリスマ塾の開催状況

- 平成16年度
開催地：大分県湯布院町
塾長：溝口薫平氏
テーマ：観光まちづくりと地域の連携
- 平成17年度
開催地：大分県由布市
熊本県小国町
塾長：溝口薫平氏
宮崎 暢俊氏
テーマ：地域づくりと滞在型ツーリズムの新しい形
- 平成18年度
開催地：熊本県水俣市
塾長：福田興次氏
テーマ：エコと観光農園による地域づくり
- 平成19年度
開催地：熊本県南小国町
塾長：後藤哲也
テーマ：黒川温泉の風景づくり

「観光カリスマ塾」開催実績(全国)

平成16年

開催地	「観光カリスマ」	開催時期
長野県飯田市	井上 弘司	平成16年10月
大分県湯布院町	溝口 薫平	
滋賀県長浜市	笹原 司朗	平成16年11月
兵庫県八千代町	細尾 勝博	
石川県七尾市	小田 禎彦	平成16年12月
東京都台東区	澤 功	平成17年 1月
山形県米沢市	佐藤 雄二	平成17年 2月
富山県八尾町	福島 順二	
愛知県足助町	小澤 庄一	

平成17年

開催地	「観光カリスマ」	開催時期
群馬県草津町	中澤 敬	平成17年10月
新潟県上越市	矢野 学	
大分県湯布院町・熊本県小国町	溝口 薫平 宮崎 暢俊	平成17年11月
愛媛県松野町	岡田 春喜	平成17年12月
北海道小樽市	小川原 格	平成18年 2月

上記に加え、「観光カリスマシンポジウム」を開催
(於：大阪市、平成18年3月)

コーディネーター 田中 まこ
パネリスト 朝廣 佳子、坂本 勲生、土井 年樹

平成18年度

開催地	「観光カリスマ」	開催時期
兵庫県豊岡市	上坂 卓雄	平成18年10月
愛知県南知多町	中山 勝比古	
熊本県水俣市	福田 興次	平成18年11月
島根県大田市	松場 登美	
青森県五所川原市	角田 周	平成19年 1月
千葉県南房総市	加藤 文男	
香川県琴平町	近兼 孝休	平成19年 2月
北海道倶知安町	ロス・フィンドレー	
新潟県村上市	吉川 真嗣	平成19年 3月

平成19年度

開催地	「観光カリスマ」	開催時期
広島県呉市	松浦 宣秀	平成19年10月
奈良県奈良市	朝廣 佳子	
熊本県南小国町	後藤 哲也	
山梨県富士河口湖	小佐野常夫	平成19年11月
福島県会津若松市	渋川 恵男	
三重県伊賀市	吉田 修	
愛媛県伊予市	若松 進一	
石川県加賀市	萬屋 正幸	平成20年 3月

各回、2～3日にて実施

<p>補助金等制度名称</p>	<p>九州型ロングステイ「おとなの長旅・九州」実証事業</p>
<p>目的・概要</p>	<p>長期滞在型観光(国内ロングステイ/二地域居住)は、団塊世代の大量退職時代を迎え、国内旅行の需要拡大や地域の活性化の起爆剤として期待されるものであるとともに、旅行者にとっては地域とのより深い交流により豊かな生活を実現するものであることから、その推進は極めて重要である。</p> <p>このため、九州運輸局では、地域の関係者等と連携して九州型ロングステイの普及を促進している。</p>
<p>対象事業</p>	<p>九州型ロングステイのスタイルを確立するため、受入地のコンシェルジュ(地域情報のワンストップ窓口)の設置、滞在プランづくり、大都市圏への情報発信、参加者の受入れ(モニターツアー)を行い、ロングステイのマーケット側のニーズ分析、参加者の顧客満足度分析などから受入地域の体制づくりを確立するために、実証事業を行う。</p> <p>【平成20年度事業のポイント(予定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の趣味、興味別のテーマ型の滞在プランを設定するが、団塊世代の熟年層だけでなく、3世代、ファミリーの年代層もターゲットとする。 ・実施期間として8 - 9月の夏期間、10 - 1月秋・冬期間を設ける。 ・広域連携(複数の市町村)が可能な地域は、広域での受入れを行う。 ・催行日を増やして、受入回数を充実する。
<p>実施期間</p>	<p>平成20年8月～21年1月(予定)</p>
<p>実施地域</p>	<p>朝倉(福岡県)、佐世保・波佐見、平戸、新上五島、小値賀(長崎県)、山鹿、阿蘇(熊本県)、別府、竹田(大分県)、綾、五ヶ瀬(宮崎県)</p>
<p>問い合わせ・申請先</p>	<p>九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092 - 472 - 2920 FAX 092 - 472 - 2334</p>

九州型ロングステイ「おとなの長旅・九州」実証事業

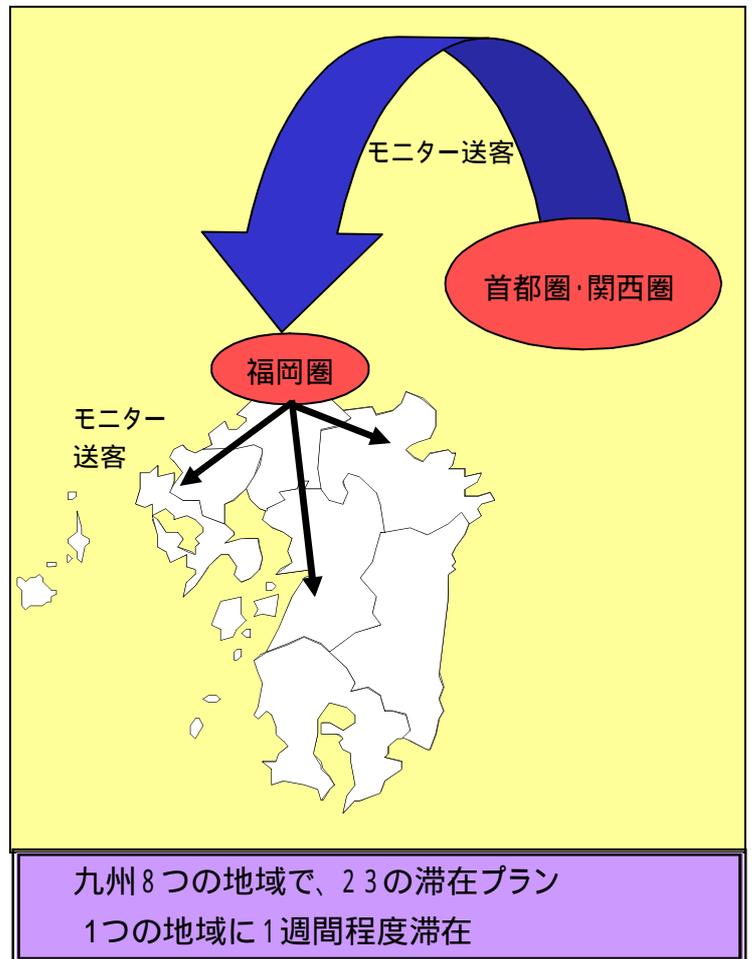
長期滞在型観光(ロングステイ/二地域居住)等ニューツーリズム事業を推進し、地域の活性化を図る。

平成19年度から始まる団塊世代の大量退職を控え、平成18年度、九州内5地域において、先行的にロングステイの実証実験を実施し、ニーズや課題等の把握、検討を行った。

平成19年度は、昨年度の結果を踏まえ、8地域で地域の特色を活かした23の滞在プランを用意し、本格的な実証事業を実施した。(10月~12月)

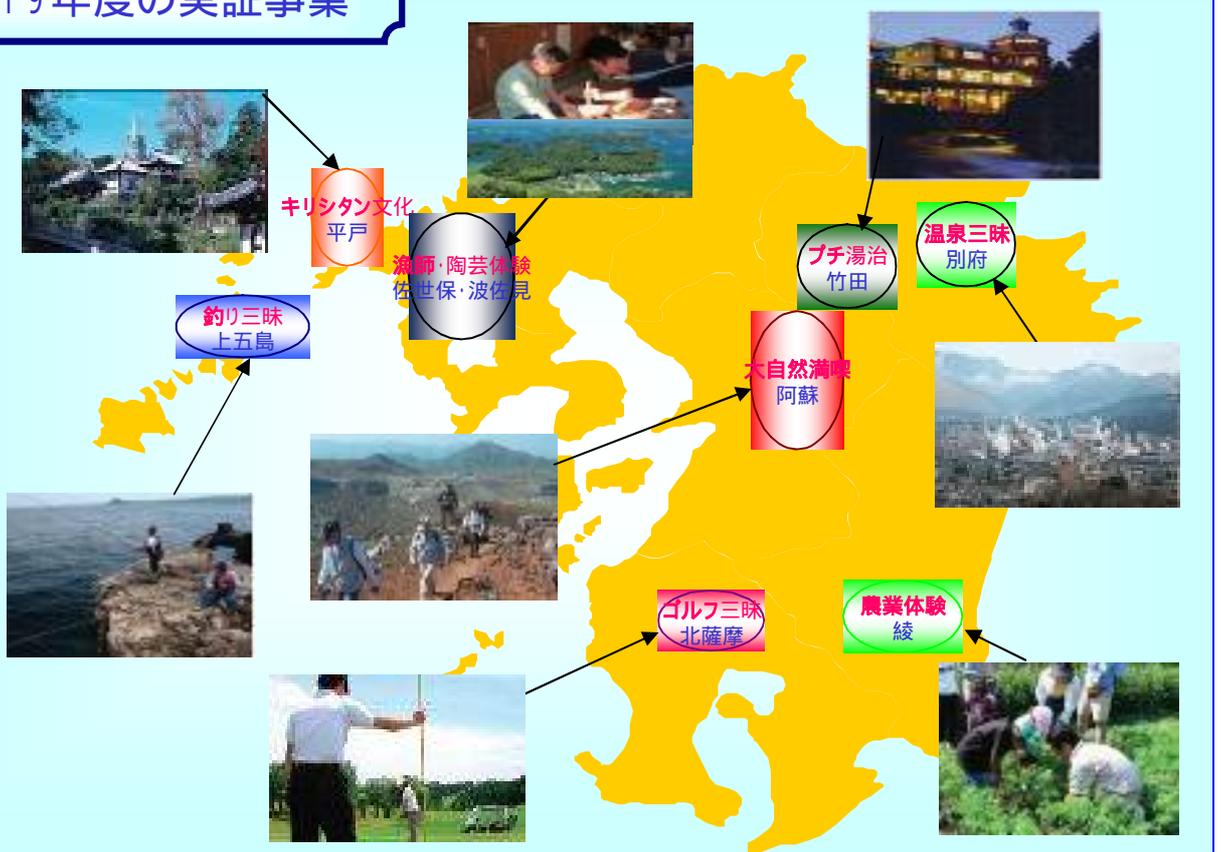
国土交通省のニューツーリズム事業の実証事業に採択される。(8月10日)

8地域 別府、竹田、阿蘇、佐世保・波佐見、平戸、上五島、綾、北薩摩
モニターツアー参加者 91名



平成19年度の実証事業

九州型ロングステイ実証事業実施地域



運 - 12 九州遺産プロジェクト

補助金等制度名称	九州遺産プロジェクト
目的・概要	<p>歴史的・文化的価値のある建造物、橋、協会などの九州遺産を観光資源として活用し、観光振興及び地域活性化を図るプロジェクト。</p> <p>九州遺産観光セミナーや九州遺産学習塾の開催を通じて、観光となり得る九州の素材にあらゆる角度からアプローチし、その現況や魅力を広く一般に紹介・周知するとともに、九州遺産を活かした地域づくり、観光に有効な活用方法や現状での課題を解決するための方策などを資料、映像等で説明している。</p> <p>併せて、九州遺産に関するガイドブックを発行している。</p> <p>平成17年度実績 「九州遺産 近現代遺産編101」の発行</p> <p>平成18年度実績 セミナー2回開催(94名参加) 学習塾1回開催(75名参加) 「九州遺産(ひと物語編)」の発行</p> <p>平成19年度実績 セミナー2回開催(290名参加) 「事業概要説明書」の発行</p> <p>平成20年度(予定) セミナー2回程度開催</p>
対象者	観光・交通運輸に関わる企業、行政、一般市民(学習塾については親子連れ、子供たち同士)を対象としている。
対象事業	<p>九州遺産観光セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー形式で九州の観光素材を画像や資料で説明 ・個々の魅力について分野ごとに分かりやすく説明 ・観光・交通運輸に関わる企業、行政、一般市民を対象 <p>九州遺産学習塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも分かりやすく、知ることが楽しくなる「近代化遺産の教室」方式 ・主に親子連れ、あるいは子供たち同士(小学校高学年以上)を対象
交付要件	-
補助金額・補助率等	-
手続き等	募集案内の後、郵便及び電子メールにより申込み。
問い合わせ・申請先	九州運輸局企画観光部観光地域振興課 電話 092-472-2920 FAX 092-472-2334

九州遺産プロジェクト

九州遺産観光セミナー・九州遺産学習塾の開催
《九州遺産》を観光資源として活用し、
観光振興及び地域活性化を図る。

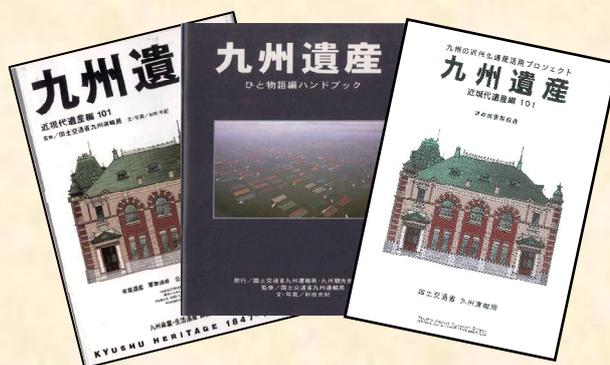
九州遺産の現況や魅力を広く地域の方々に紹介するとともに、九州遺産を活かした地域づくり、観光に有効な活用方法や現状での課題を解決するための方策などを資料、映像等で説明するセミナーや遺産学習塾を開催。

「九州遺産 近現代遺産編 101」、「ひと物語編ハンドブック」、「事業概要解説書」の発行

地域の独自性をアピールできるその地域に唯一残る地域固有の産業・生活遺産などの近現代遺産を調査し、平成17年6月に「九州遺産（近現代遺産編101）」として、取りまとめて発行した。

また、地域の発展、復興などに貢献した今も残る感動的な物語を調査し、平成18年11月に「九州遺産（ひと物語編）」を発行した。

さらに、九州の近代化遺産活用プロジェクトの「事業概要説明書」を平成20年3月に発行した。



平成18年度

第1回 九州遺産観光セミナー
福岡県大牟田市「旧三井港倶楽部」



第2回
九州遺産観光セミナー
鹿児島県鹿児島市
「仙巖園 尚古集成館」



第1回
九州遺産学習塾
「九州の鉄道教室編」
福岡県福岡市中央区
「よみうりプラザ」



平成19年度

第1回 九州遺産観光セミナー

日時 平成19年8月7日

場所 宮崎市「宮崎県庁講堂」

「宮崎と近代化遺産」をテーマとして、有識者による講演・パネルディスカッションを行い、県庁見学ツアーも実施した。

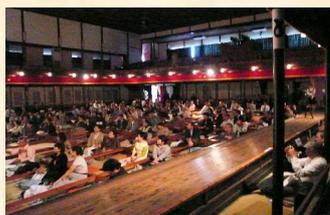


東国原知事挨拶

第2回 九州遺産観光セミナー

日時 平成19年10月15日

場所 飯塚市「嘉穂劇場」



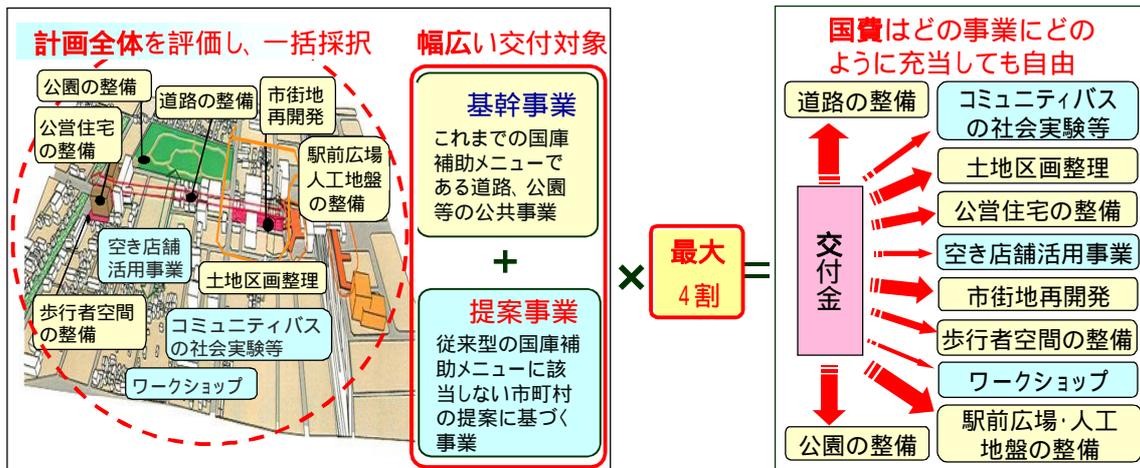
「遺産を活かした観光の未来」のテーマで、映像とトークセッションにより、遺産の魅力とその背景にある物語、歴史を活用しての観光の可能性、課題、将来像を紹介した。

整 - 1 まちづくり交付金

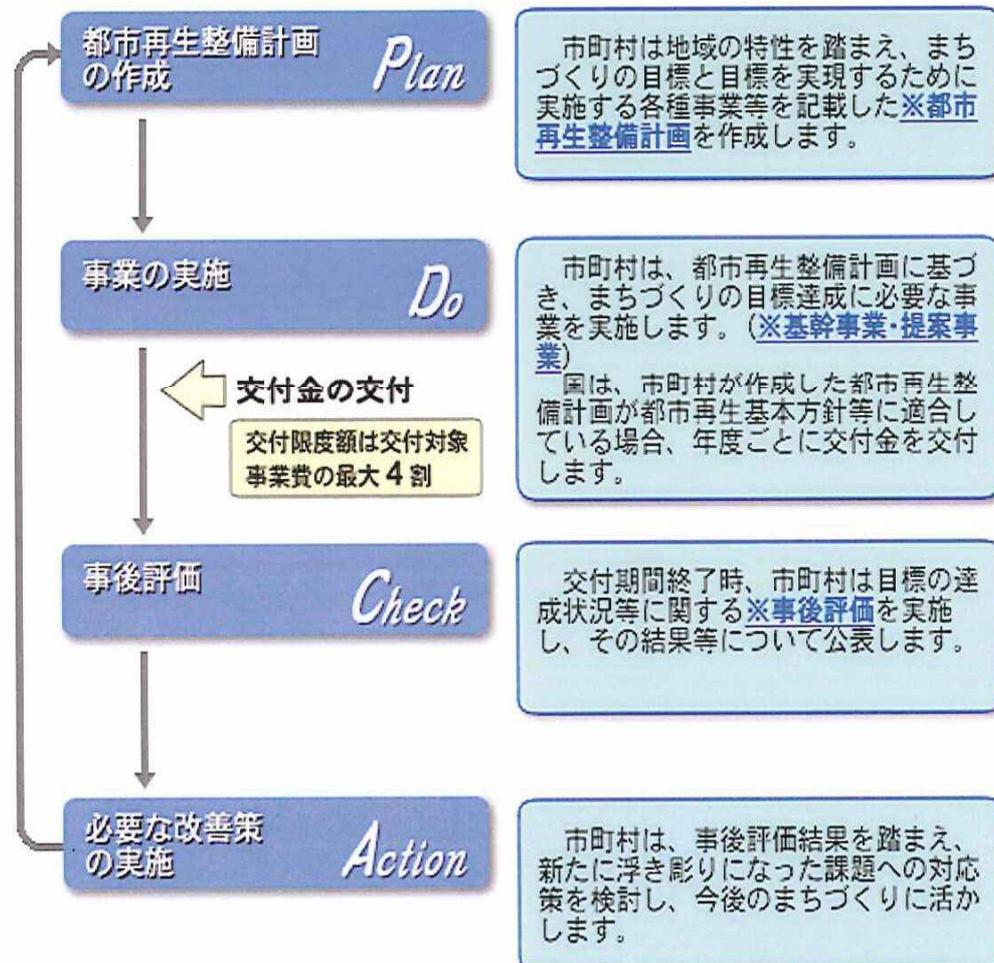
補助金等制度名称	まちづくり交付金
目的・概要	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>また、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。</p>
対象者	都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等 ・高齢者向け優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等 ・市町村の提案に基づく事業(一定の範囲) ・各種調査や社会実験等のソフト事業(一定の範囲)
交付要件	市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標(まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標の設定)と周辺地域の賑わいを再生する目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成し、国がそれを選定し、年度ごとに交付金を交付。
補助金額・補助率等	概ね4割程度(一定の算定方法による)
手続き等	<p>都市再生整備計画の素案の提出 都市再生整備計画の案の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画の提出・交付通知(内示:国費を地区単位で確定) ・市町村は交付対象事業ごとの執行額を決め、国交大臣に交付申請 ・国は交付申請の内容を審査し、交付決定
問い合わせ・申請先	九州地方整備局建政部都市整備課・住宅整備課 電話 092 471 - 6331(代)

まちづくり交付金の特徴

- ポイント1: 地方の自主性・裁量性の大幅な向上
- ポイント2: 手続きの簡素化による使い勝手の大幅な向上
- ポイント3: 目標・指標の明確化



まちづくり交付金では、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した※都市再生整備計画を作成(Plan)し、成果を意識しながら事業を実施(Do)し、交付期間最終年度に目標の達成度を※評価(Check)するとともに、必要な改善点は速やかに改善する(Action)という一連のサイクルを導入しています。



補助金等制度名称	まち再生総合(まるごと)支援
目的・概要	<p>都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、まちづくり交付金と連携した民間都市開発プロジェクトへの出資や住民参加型まちづくりファンド支援、ストック再生型まちづくりへの支援など、まち再生のために民間資金を誘導する。</p> <p>まち再生出資業務 市町村が定める都市再生整備計画の区域内で民間事業者が実施する都市開発事業に対して、民間都市機構が、資本拠出することにより立ち上げ支援を行う制度。</p> <p>住民参加型まちづくりファンド支援業務 地域の資金を地縁により調達し、景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するための住民参加型まちづくりファンドについて民間都市開発推進機構の資金拠出等により支援する。</p> <p>参加業務の拡充(ストック再生型まちづくりへの支援) 都市再生整備計画の区域内において、ストック再生型・まちなみ整備型のまちづくりに対して、民都機構が工事費の一部を負担して共同事業者となることにより事業に参加する制度。</p>
対象者	民間事業者(第3セクター、財団法人含む)
対象事業	<p>国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業であること。 事業区域面積が一定規模以上であること 地域住民、地元企業等によるまちづくり(景観形成、歴史的施設の保全、観光振興施設等)事業 都市再生整備計画区域内又は認定中心市街地活性化基本計画内における事業</p>
交付要件	<p>概ね10年以内に配当を行うことが見込まれること 地方公共団体から当該まちづくりファンドに資金拠出が行われていること及び住民・企業等からの当該まちづくりファンドに資金拠出が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。 事業区域面積・床面積1000m²以上の事業、ストック再生型、まちなみ整備型の事業</p>
補助金額・補助率等	<p>以下の額のうち最も少ない額 ・「事業費の50%」もしくは「公共施設等整備費」のいずれか少ない額 ・出資等を受ける事業者の資本の額の50%以内 以下の額のうち最も少ない額 ・2000万円。ただし、特段の必要性が認められる場合には5000万円 ・当該まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出金額 ・民間都市機構の資金拠出後のまちづくりファンドの総資産の1/3 「事業費の50%」もしくは「公共施設等整備費」のいずれか少ない額</p>
手続き等	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課
問い合わせ・申請先	<p>国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課 電話 03 - 5253 - 8111(代)</p>

まち再生総合支援業務の創設(平成17年度創設)

全国の都市再生を効率的に推進するため、平成16年度に、市町村の創意工夫を生かす財政支援策として「まちづくり交付金」が創設されたところであるが、現下の政府の重要課題である「地域再生」を実効あるものとするためには、市町村の創意工夫を活かすとともに、民間の知恵や活力を最大限活用して、官民が協働でまちづくりを進める各種支援措置を整備することが重要である。

そこで、平成17年度に、都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げ支援のため、民間都市機構による「まち再生総合支援業務」として、「まち再生」のために民間資金を誘導する以下のような新たな仕組みを整備。

まち再生出資業務の創設

～まちづくり交付金と連携した認定民間都市開発事業への出資等による支援
参加業務の拡充

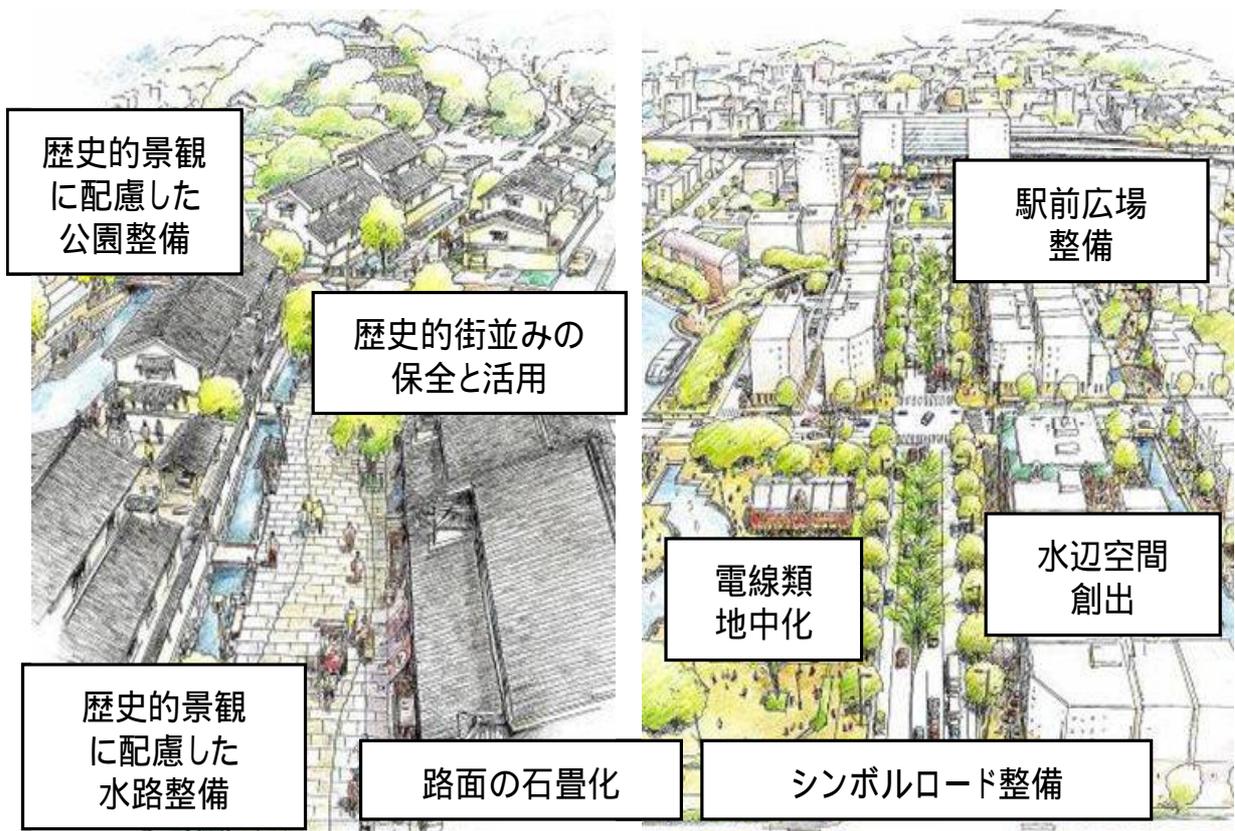
～ストック再生型まちづくり等への事業参加による支援

住民参加型まちづくりファンド支援業務の創設

～住民参加型まちづくりファンドへの資金拠出による支援

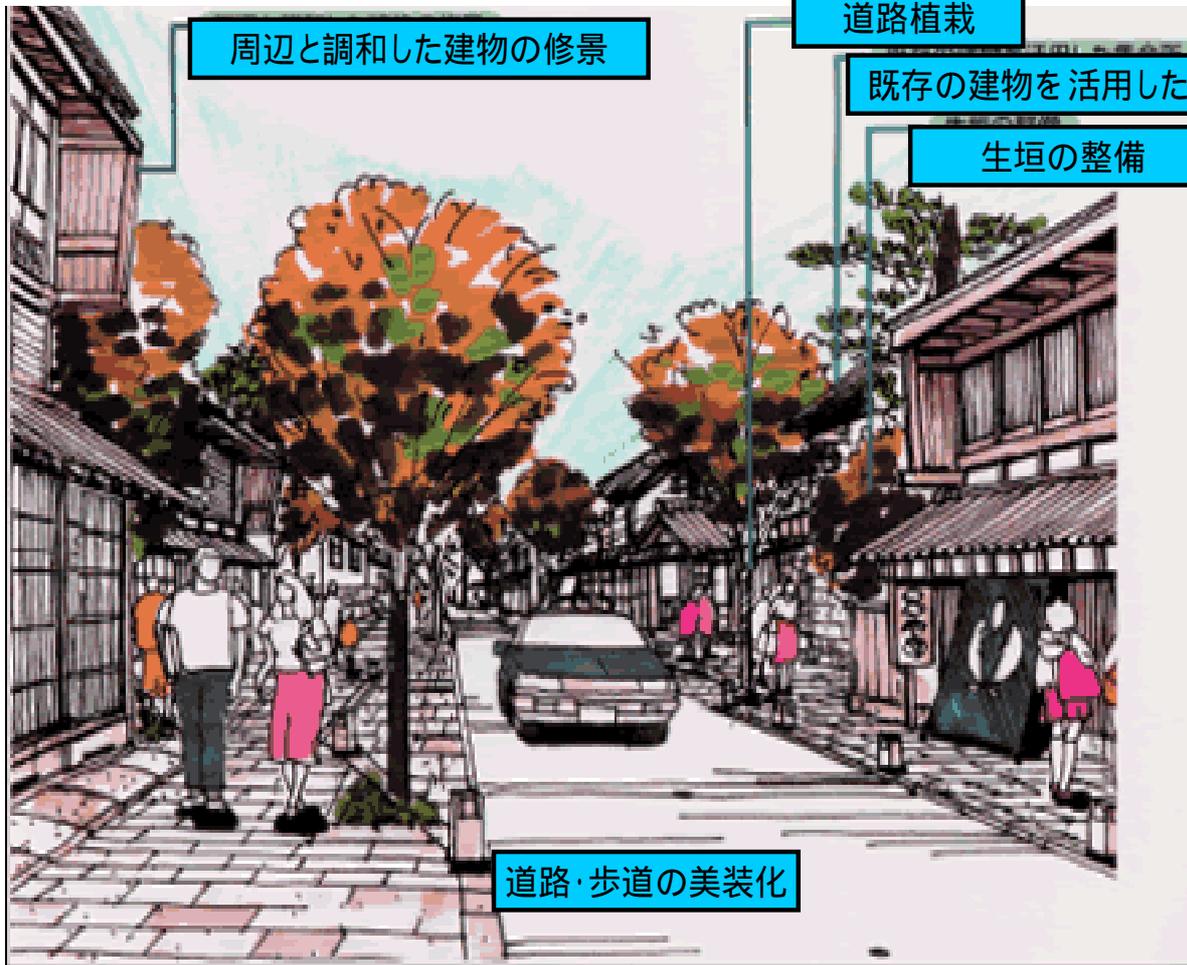


補助金等制度名称	景観形成事業推進費
目的・概要	景観形成事業推進費は、豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進にも資する事業及び調査について、年度途中であっても積極的に支援・推進するもの。
対象者	国、都道府県、政令指定都市
対象事業	「景観法」に基づき策定された景観計画に定められた事業次に掲げる地域又は区域において行われる良好な景観形成に係る事業 ア、景観計画に定められた景観計画区域又は景観地区 イ、「都市計画法」に基づく都市計画により定められた風致地区、その他の法令に基づく景観に係る規制の対象となる地域又は区域
交付要件	(事業分) ・単独府省所管事業での使用が可能です。 (関連事業は必要ありません。) ・原則として、継続施行中の事業に配分される。 ・原則として、用地費及補償費は対象とならない。 (ただし、工事に付随して必要となる場合などは対象となり得る。) ・明許繰越は不可、事故繰越のみ可能(事前了承が必要)。 (調査分) ・調査の実施主体は国(地方支分部局を含む。) したがって、調査費の地方負担はなし。 ・推進費による調査は当年度限りが原則。 したがって、複数年度にわたる調査の場合、次年度以降の調査は各府省の当初予算で対応することとなる。
補助金額・補助率等	要求に応じて決定
手続き等	予算要求の実施
問い合わせ・申請先	国土交通省国土計画局調整課 電話 03 - 5253 - 8111(代)

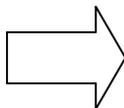


整 - 4 街なみ環境整備事業

補助金等制度名称	街なみ環境整備事業
目的・概要	生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図ります。
対象者	地方公共団体・協議会(間接補助) 街づくり協定を締結した地区住民(間接補助)
対象事業	協議会活動助成事業 地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成 整備方針策定事業 街なみ環境整備方針の策定 街なみ整備事業 街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備 街なみ整備助成事業 地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成
交付要件	街なみ整備事業及び街なみ整備助成事業 街なみ環境整備事業計画において定める街なみ環境整備事業地区内の事業 街なみ環境整備事業地区 街なみ環境整備促進区域内において、地区の面積が0.2ha以上であり、かつ、区域内の土地所有者等により街づくり協定が締結されている地区 街なみ環境整備促進区域 面積が1ha以上であり、かつ、下記1～3のいずれかの要件に該当する区域で街なみ環境整備方針により定める。 1. 区域内の住宅の戸数に対する接道不良住宅(幅員4m以上の道路に接していない住宅)の戸数の割合が7割以上であり、かつ、区域の面積に対する区域内の住宅の戸数の割合が1ha当たり30戸以上である区域 2. 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域 3. 地方公共団体の条例等により景観形成を図るべきこととされている区域
補助金額・補助率等	協議会活動助成事業 事業主体の補助に要する費用の1/2以内 整備方針策定事業 費用の1/2以内 街なみ整備事業 費用の1/2以内 街なみ整備助成事業 事業主体の補助に要する費用の1/2以内 かつ当該補助事業費の1/3以内
手続き等	九州地方整備局建政部住宅整備課
問い合わせ・申請先	九州地方整備局建政部住宅整備課 電話 092 471 - 6331(代)



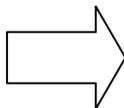
整備前



整備後(道路美装化、電線地中化)



整備前



整備後(建物の修景)

補助金等制度名称	地域自立・活性化交付金
目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる人や物の流れを活発にすることを通じて、地域を活性化することを目的としている。 ・地域の活性化に必要な基盤整備とソフト事業を民間事業に合わせてタイミングよく効率的に実施する。
対象者	都道府県
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する国土交通省所管の幅広い基盤整備事業(基幹事業)が対象。 (道路、鉄道、空港、港湾、都市公園、下水道、河川、土地区画整理、市街地再開発) ・都道府県の自由な発意によるソフト事業等(提案事業)も対象。
交付要件	<p>都道府県が作成する広域的な地域活性化基盤整備計画(広域活性化計画)に対し、国土交通大臣が交付金を一括して交付する。 <計画期間約3～5年、交付率 約45%></p>
補助金額・補助率等	概ね45%程度(一定の算出方法による)
手続き等	<p>平成19年度募集案件事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月11日 関係法案が成立 ・8月上旬 関係法の施行 ・8月中旬 募集開始 ・9月中旬 広域的な地域活性化基盤整備計画の提出・交付要望 ・10月下旬 交付内示・決定 <p>平成20年度以降のスケジュールは、変更(もっと早く)になります。</p>
問い合わせ・申請先	<p>九州地方整備局企画部企画課 電話 092 - 471 - 6331(代)</p>

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律

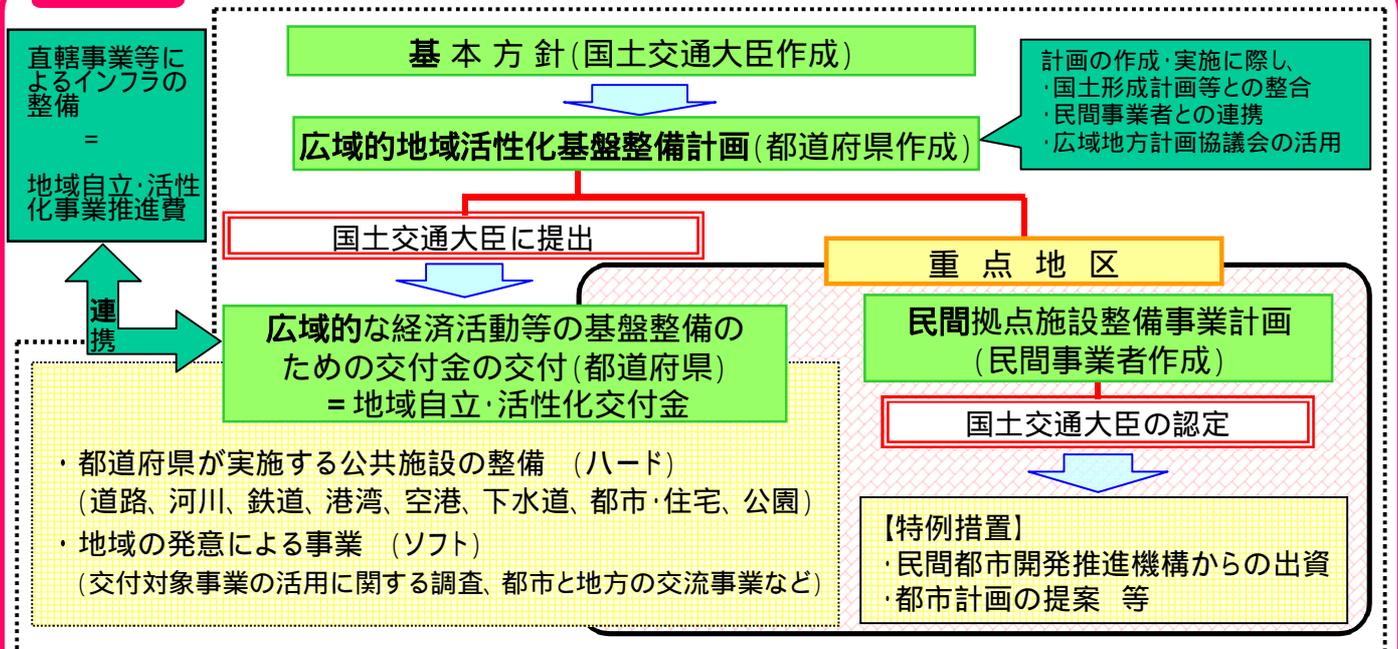
<平成19年5月18日公布>

広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備への支援、広域的な経済活動等の基盤整備のための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

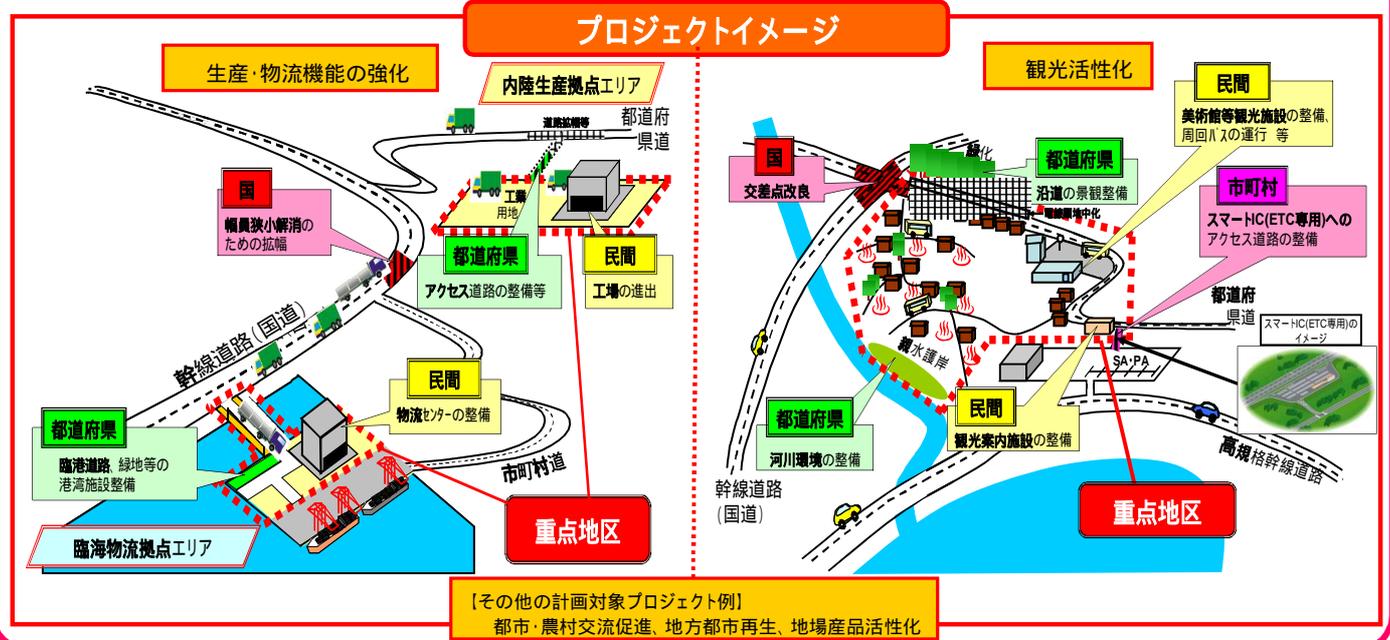
目的

- ・人口、経済力等で欧州一国に匹敵し東アジア等との直接の交流を深めつつある地域ブロックの自立・活性化を促進
 - ・アジア地域や国内各地の広域にわたる経済活動等の促進により、地域を活性化
 - ・民間と連携した地域の発意による自立・活性化戦略に基づき総合的な支援を展開
- 広域的な経済活動等に不可欠な公共施設を集中的に整備
 広域的な経済活動等の拠点となる民間の拠点施設整備への支援、都市計画手続の特例等
 会議場、オフィスビルなど(公共施設整備を伴うもの)

制度概要



プロジェクトイメージ



広域ブロック自立施策等推進調査費

補助金等制度名称	広域ブロック自立施策等推進調査費
目的・概要	<p>国と地方の連携の効果的な推進及び値域の独自性を最大限に活かした国土の利用、開発及び保全に関する政策の実現に資することを目的として行う調査です。</p> <p>広域ブロック自立施策推進調査 地方活力創発等調査</p>
対象者	国の地方ブロック機関、都府県、民間経済団体、NPO等の民間団体
対象事業	<p>広域地方計画に基づき官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を図るもので、構想の具体化や検討深化のための課題調査、実現性の検証のために行う社会実験などの調査を実施するために必要な経費を支援</p> <p>地域の主体性、地域からの発案を重視し、国と地方が幅広く連携して実施する、地域づくりの推進に資する調査に支援。</p>
交付要件	<p>広域地方計画に記載される広域プロジェクトであること。</p> <p>広域地方計画が策定されるまでは、広域地方計画協議会において「広域プロジェクト」として位置づけることを検討していること。</p> <p>地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。</p>
補助金額・補助率等	<p>調査費の地方負担は無し。</p> <p>要求額：原則として3,000万円～8,000万円/件あたり</p> <p>明許繰越はできない。</p>
手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1年に1回募集(例年4月当初) ・書類審査、ヒヤリング ・財務省協議 ・調査費決定(例年7月上旬) ・調査実施は8月以降を想定
問い合わせ・申請先	<p>九州地方整備局 九州圏広域地方計画推進室</p> <p>電話 092-476-3552(直通)</p>

補助金等制度名称	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
目的・概要	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援
対象者	交付先：県、市町村 事業実施主体：県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、NPO法人、農林水産業等の組織する団体等
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業の振興その他就業機会の増大 地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備や多様な地域産業の振興に必要な施設等の整備 2. 定住等促進のための良好な生活環境の確保 良好な生活環境に必要な情報通信施設の整備、簡易な給水・排水施設等の整備 3. 都市等との地域間交流の促進 市民農園などの交流・ふれあいのための施設、都市住民を対象とした農業等の技術取得のための研修施設等の整備 4. その他施策の目標を達成するために地方が提案する事業等
交付要件	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表の要件類別(事業)ごとの要件等欄に定めるとおり
補助金額・補助率等	定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3(沖縄県2/3、8/10)(奄美6/10、5.2/10)以内
手続き等	農林水産省ホームページに掲載： http://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html
問い合わせ・申請先	問い合わせ先：九州農政局農村計画部農村振興課 電話 096-353-7217 FAX 096-359-7321 申請先：農林水産省大臣官房企画評価課農山漁村地域活性化支援室 電話 03-3501-0814 FAX 03-3591-6624

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」活用事例及び効果イメージ



- ・情報不足の解消
- ・人的ネットワーク不足の解消
- ・活用施設の不足の解消



都市

- ・団塊の世代の大量退職
- ・心の豊かさの重視



農山漁村

- ・活力の低下
- ・暮らしやすさ、過ごしやすさ



地域活性化に資する基礎づくり(生産基盤及び施設の整備等)

農業生産施設(ハウス)



特用林産物生産施設



生産基盤整備



林内路網整備



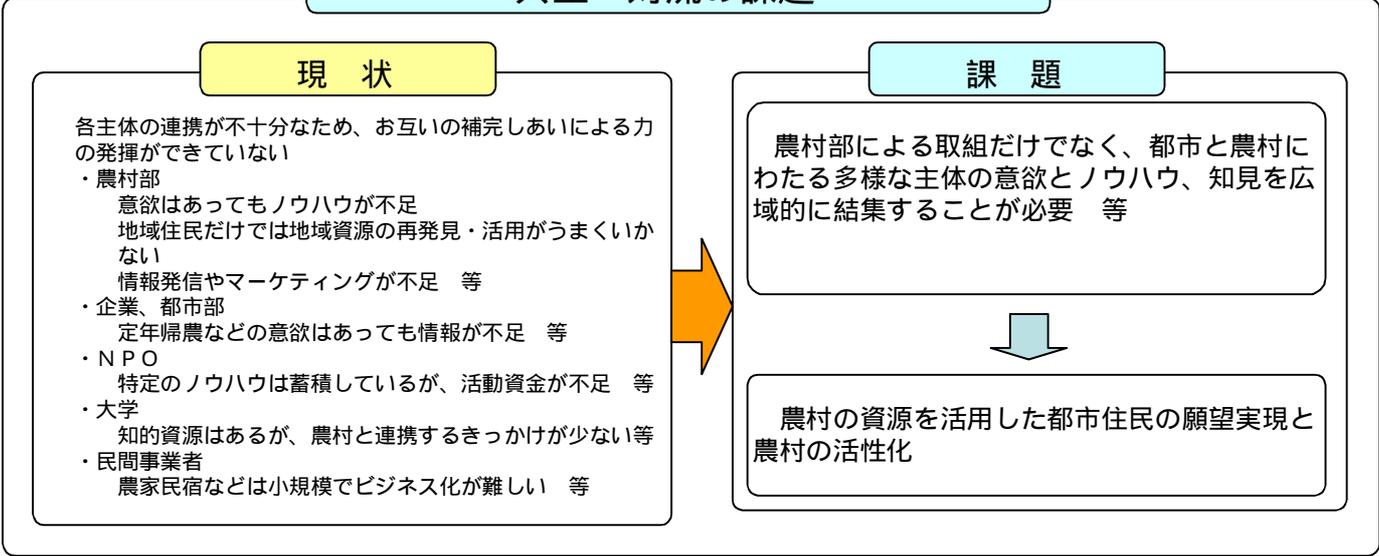
船舶離発着施設(待合所)



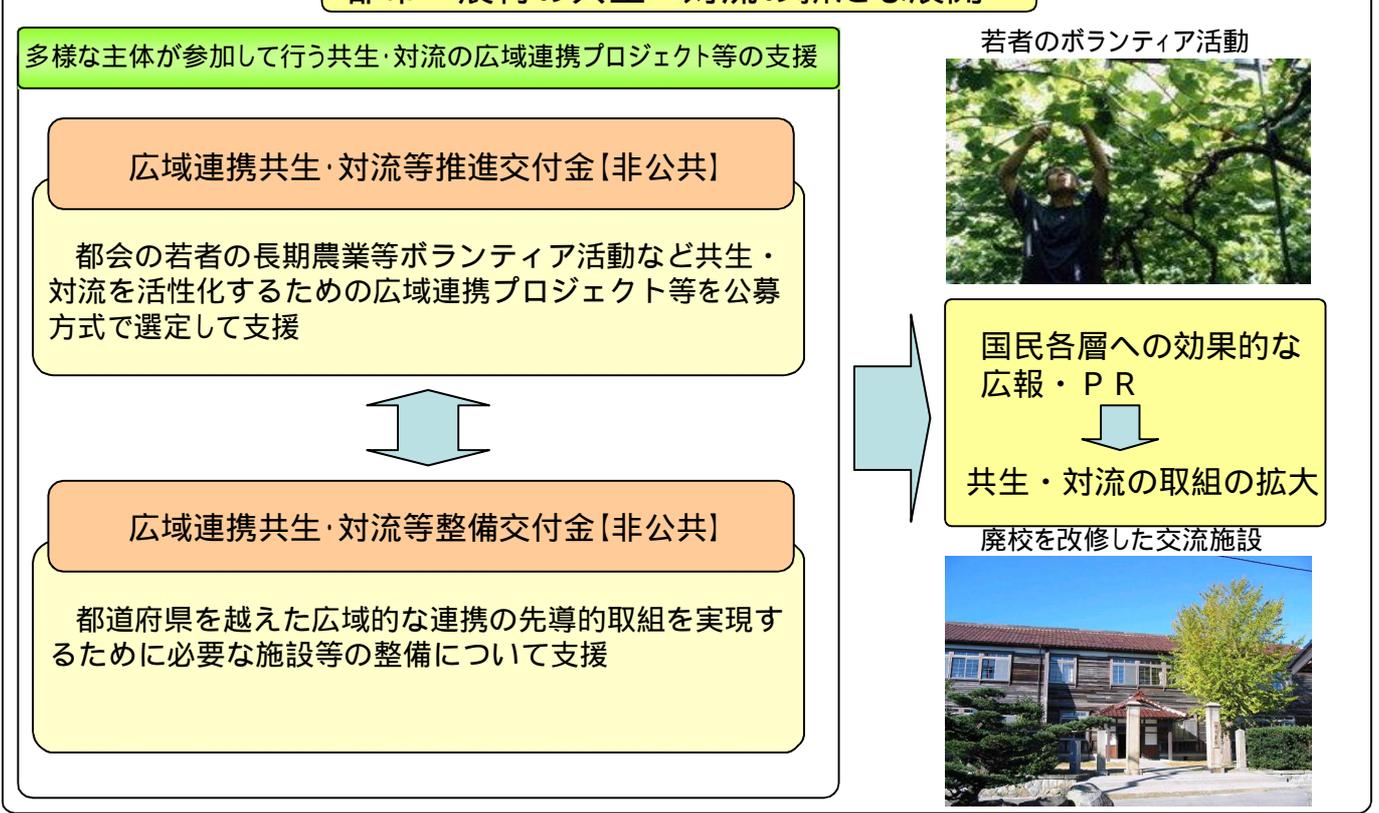
補助金等制度名称	広域連携共生・対流等対策交付金
目的・概要	都市と農村が広域で連携し、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組など、従来の都道府県を通じた支援策では対応ができないものについて総合的に支援することにより、農村の活性化や若者、団塊世代の再チャレンジ等に資する
対象者	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会、NPO法人、公益法人、農山漁村等の住民が組織する団体、地方公共団体等が出資する団体など
対象事業	都市と農村の共生・対流を推進するため、下記の事業を総合的に行う取組みを支援 (1)推進交付金(ソフト) ・都会の若者の長期農業等ボランティア活動、団塊世代等を対象とした体験農園での農作業体験を通じ、共生・対流を活性化するための取組等を支援 ・各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大等の取組を支援 ・都市農村交流を取り組む際に必要となるノウハウを習得するための取組を支援  ・都市農業を活用した国民生活向上のための都市住民の農ある生活空間の形成や長期的な都市農地保全のためのモデル的な農空間形成とその普及を支援 (2)整備交付金(ハード) ・都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備について支援 ・都市部での農業振興に必要な施設等の整備について支援
交付要件	都市と農村の共生・対流等を推進するための目標(グリーン・ツーリズム交流人口の増大等)が、適正に設定されていること等
補助金額・補助率等	・推進交付金(ソフト):定額 ・整備交付金(ハード):定額1/2
手続き等	農林水産省ホームページに掲載: http://www.maff.go.jp/nouson/koufukin/index.html
問い合わせ・申請先	問い合わせ先:九州農政局農村計画部農村振興課都市農村交流係 電話 096-353-7435 FAX 096-359-7321

多様な主体が参加して行う、共生・対流の広域連携プロジェクト等を支援

共生・対流の課題



都市・農村の共生・対流の新たな展開

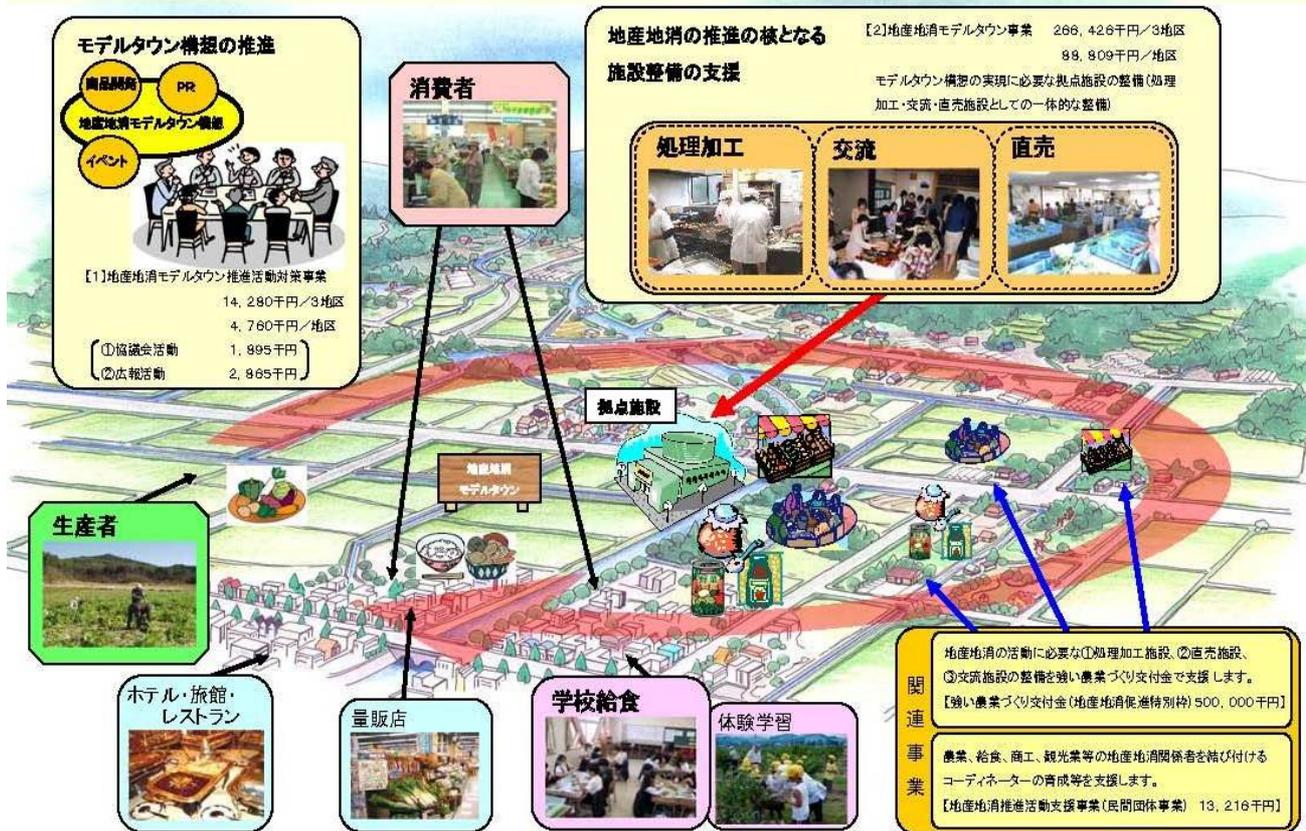


都市農村交流施設の年間宿泊者数を5年間で110万人拡大
 (農林漁家民宿及び都市農山漁村交流目的の公設施設) (770万人 880万人)

農-3 地産地消モデルタウン事業

補助金等制度名称	農業・食品産業競争力強化支援事業
目的・概要	<p>農業生産における技術革新(イノベーション)を興し、また、それを迅速に波及させていくために、先進的でリスクの高い新技術や生産システムの導入等を行い、農業生産に新たな活路を拓いていく全国的モデル性の高い取組について、国が直接支援。</p> <p>地産地消モデルタウン事業については、農業、給食、商工、観光等の関係者が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」を選定し、この構想の実現に向けて、協議会活動や広報活動等、拠点施設の整備を支援。</p> <p>また、20年度からは、農産物直売所を中心として、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍できるモデル的な少量多品目の生産・流通体制の確立に向けた取組を新たに支援。</p>
対象者	農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、土地改良区、農事組合法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体など
対象事業	<p>地産地消モデルタウン推進活動対策事業(推進事業)</p> <p>協議会の開催等の事業推進体制の整備、先進事例や消費者・実需者ニーズについての調査、地場農畜産物を活用した加工品の開発・販売試験、生産者と消費者との交流会の開催や情報誌等による広報活動。</p> <p>新規作物の導入、リース方式でのハウスの導入、高齢者でも出荷できる新たな集出荷体制の確立に向けた検証。</p> <p>地産地消モデルタウン事業(整備事業)</p> <p>農産物処理加工施設、畜産物処理加工施設、直売所、生産者と消費者の交流施設、産地管理施設</p>
交付要件	<p>受益農家が原則として3戸以上であること。</p> <p>事業実施による成果目標を定め、基準等を満たしていること。</p> <p>地産地消推進計画が策定されていること 等</p>
補助金額・補助率等	費用の1/2以内
問い合わせ・申請先	<p>問い合わせ先:九州農政局生産経営流通部農産課 地域指導官</p> <p>電話 096 - 353 - 3561(内線4213)</p>

地産地消モデルタウン事業



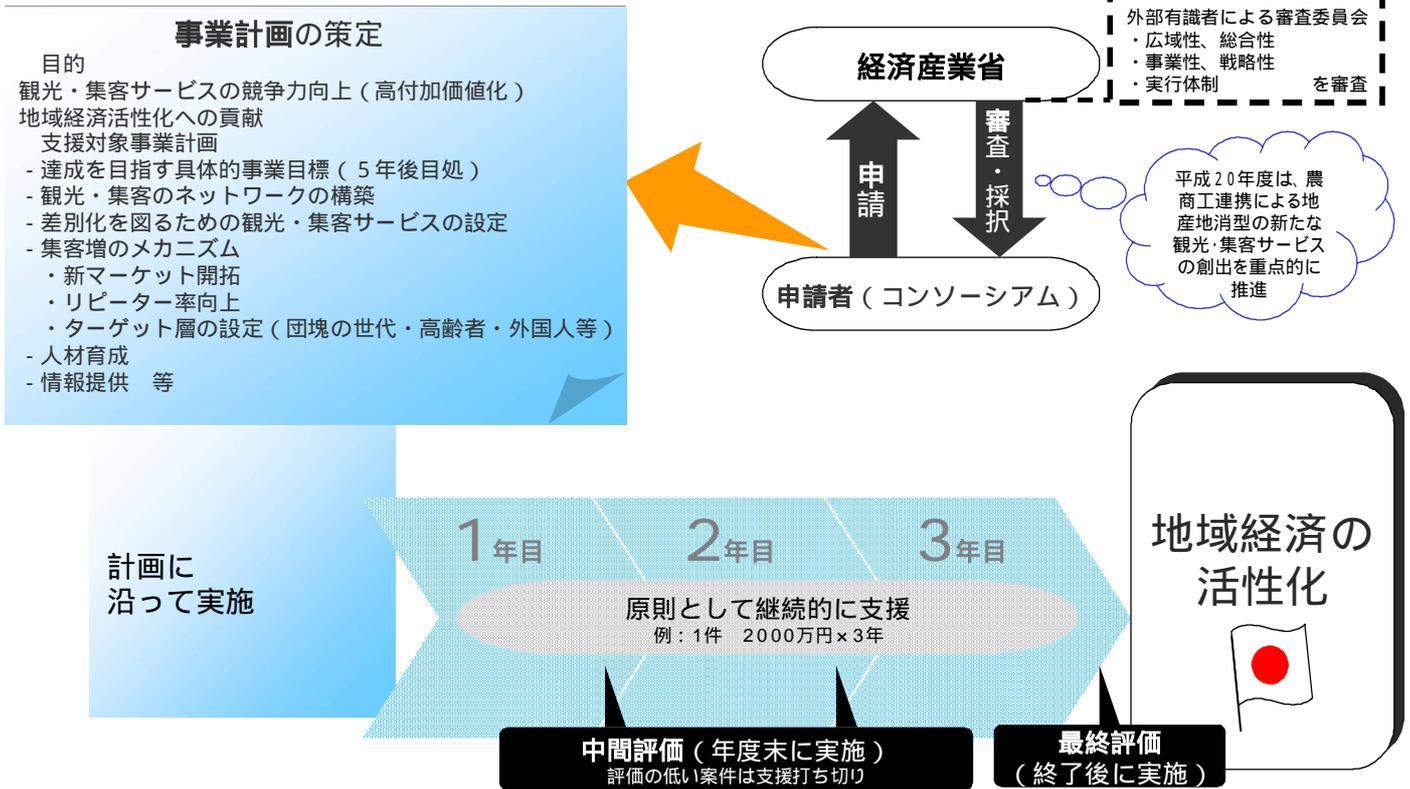
地産地消モデルタウン事業(高齢・小規模農家活用型の新規拡充) 20年度事業から



<p>補助金等制度名称</p>	<p>広域・総合観光集客サービス支援事業</p>
<p>目的・概要</p>	<p>国際競争力ある観光・集客サービス産業を構築するため、広域的に幅広い関係者の参画を得て、地域・業種横断的な総合的取組を推進することにより、中小企業の観光・集客サービス化による高付加価値化を達成し、地域経済の活性化に貢献することを目的とする。 具体的には、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援(1/2補助、最大3年間)する。</p>
<p>対象者</p>	<p>連携事業を行う連携体(企業、個人、大学、研究機関、NPO法人、組合等により形成されるコンソーシアム)の代表者。</p>
<p>対象事業(具体例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域かつ総合的な体験交流プログラムの企画開発・商品化経費(事業化に向けたフィジビリティスタディ調査経費、統一化されたロゴ等のデザイン経費、専門家の派遣等制度設計費、研究会等の運営経費、パンフレット作成経費 等) ・体験交流プログラム実施のための初期経費(展示・体験スペースの整備・改良経費、備品購入費 等) ・人材育成のための経費(多言語・専門ガイド等の育成経費 等) ・情報提供のための経費(案内所の開設・運営経費、ITを活用した情報提供・案内システムの開発・運営経費、案内板の設置 等)
<p>審査基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域性、総合性に係る評価(必須要件) ・事業性・戦略性に係る評価 ・実行体制に係る評価
<p>補助金額・補助率等</p>	<p>補助率は、補助対象経費の2分の1以内、事業規模は概ね4000万円(補助金概ね2000万円)</p>
<p>手続き等</p>	<p>平成20年度募集案件事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月7日～21日 ホームページ上で公募開始。 ・4月25日～5月末 審査 ・6月6日 採択案件決定
<p>問い合わせ・申請先</p>	<p>問い合わせ 九州経済産業局産業部流通・サービス産業課 電話 092-482-5454 申請先及び問い合わせ 経済産業省商務情報政策局サービス産業課(観光・集客チーム) 電話 03-3501-1511(内線4041～5)</p>

広域・総合観光集客サービス支援事業

地域の特色ある産業などを観光・集客資源として活用し、集客力の強化を図る地域ぐるみの取組を支援することにより、地域の観光・集客サービスの競争力を強化する（1/2補助 最長3年間支援）



九州の採択事業

プロジェクト名：よかばい旅倶楽部推進事業
コンソーシアム名：ジャクマイヨールが愛した唐津・玄海・杵岐シーフロントコンソーシアム

代表団体：社団法人 唐津観光協会
 参加団体：唐津市、玄海町、杵岐市、杵岐観光協会、唐津焼協同組合、唐津東商工会、唐津上場商工会

事業目的

本事業は、唐津市の資源をベースにした体験プログラム(イカダ川くだり、唐津焼体験、シーカヤック等)や街歩き(唐津城・旧高取邸・中町散策、名護屋城・陣屋跡散策等)プログラムを、唐津内各商工会や観光協会を中心に地域の産業と市民、行政が参画して運営する着地型旅行会社(ニュー・エリア・ツーリズム・エージェンシー(New-ATA))を通じて開発・販売し、持続可能な新しいサービス産業や新事業を興し、観光まちづくりの基盤を確立させようとするものである。

事業内容

旅行業第3種に登録し、地域振興もあわせ唐津市および近隣の観光資源を開発、活用し、着地型商品として体験プログラムやホンモノ体験ツアー・産業観光などの造成を行うとともに、HPの立ち上げや旅行会社とのタイアップを図って販売を積極的に勧める。また、業務管理システムの開発・運用を行い、業務処理効率の向上、諸経費の削減などでスムーズな運営を目指す。

1. 体験プログラムの開発商品化と体制づくり
2. 体験プログラム実施のための設備、ノウハウの研究
3. ガイドやインストラクターの開発と養成
4. 体験ツアーやプログラムの情報発信、販売促進、旅行システムの開発



夏休み磯学習

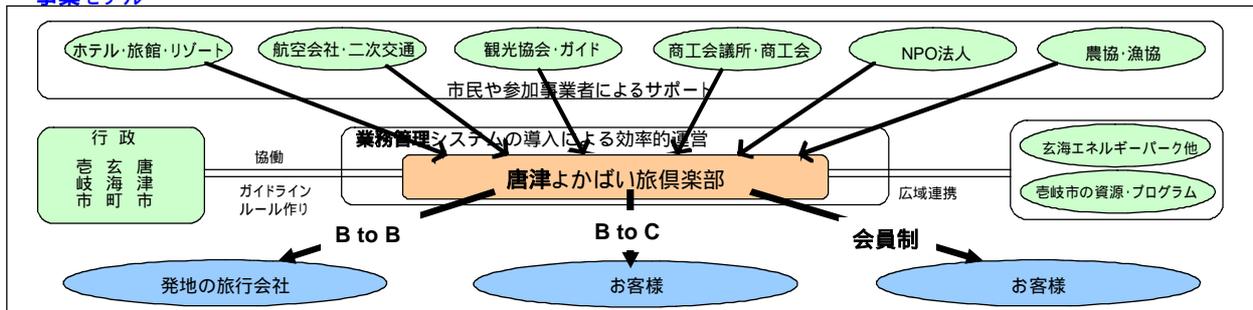


南信州・竹笥当り



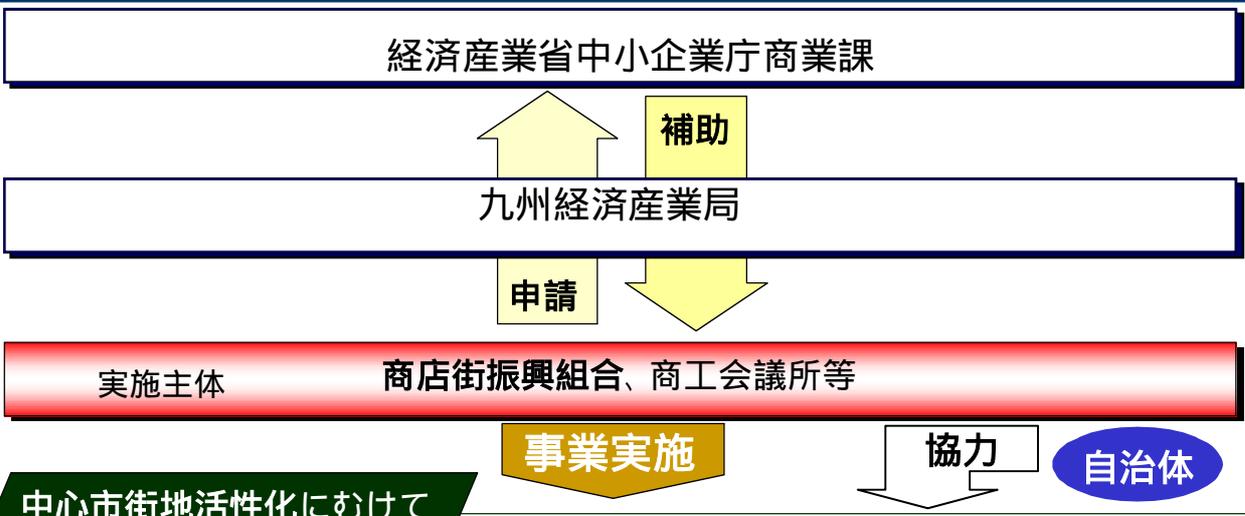
ガイド予告記事

事業モデル



<p>補助金等制度名称</p>	<p>戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 (中小商業者向け)</p>
<p>目的・概要</p>	<p>中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に位置付けられている事業の内、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業等の取組に対し支援する。</p>
<p>対象者</p>	<p>ハード(施設整備)事業 組合等(商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合、共同出資会社、特定会社、第三セクター等)</p> <p>ソフト(活性化支援)事業 組合等に加え、特定非営利活動法人。 空き店舗活用支援については社会福祉法人も対象。</p>
<p>対象事業</p>	<p>ハード(施設整備)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーケード、イベント広場、公園、街頭路、駐車場や教養文化施設等の一般公衆利便施設を整備する事業。 ・商業インキュベータ施設、テナントミックス管理に資する店舗、ファサード整備等、商店街・商業集積活性化施設整備事業。 <p>ソフト(活性化支援)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセンサス形成事業、共通駐車券システム事業、アーケード撤去事業等商店街活性化支援事業。 ・保育サービス施設の設置・運営等空き店舗活用支援事業。 ・外部人材の活用等による中心市街地活性化支援事業。
<p>交付要件</p>	<p>ハード(施設整備)事業 認定基本計画に位置づけられている事業であり、且つ、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた事業であること。</p> <p>ソフト(活性化支援)事業 認定基本計画に位置づけられている事業であること。</p>
<p>補助金額・補助率等</p>	<p>補助率 2 / 3 以内 上限：補助額で10億円。 下限：補助額でハード事業で2000万円、ソフト事業が200万円。</p>
<p>手続き等</p>	<p>平成20年度1次募集 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年2月上旬 ホームページ上で公募開始。 ・平成20年3月上旬 応募(実施計画書)締め切。 ・平成20年4月上旬 採択結果の公表。 <p>* (注)上記の1次募集以外にも、年間数回募集。2次以降の募集時期・回数は年度によって異なる。</p>
<p>問い合わせ・申請先</p>	<p>九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 電話 092 - 482 - 5456 FAX 092 - 482 - 5959</p>

戦略的中心市街地(中小)商業等活性化支援事業について



中心市街地活性化にむけて

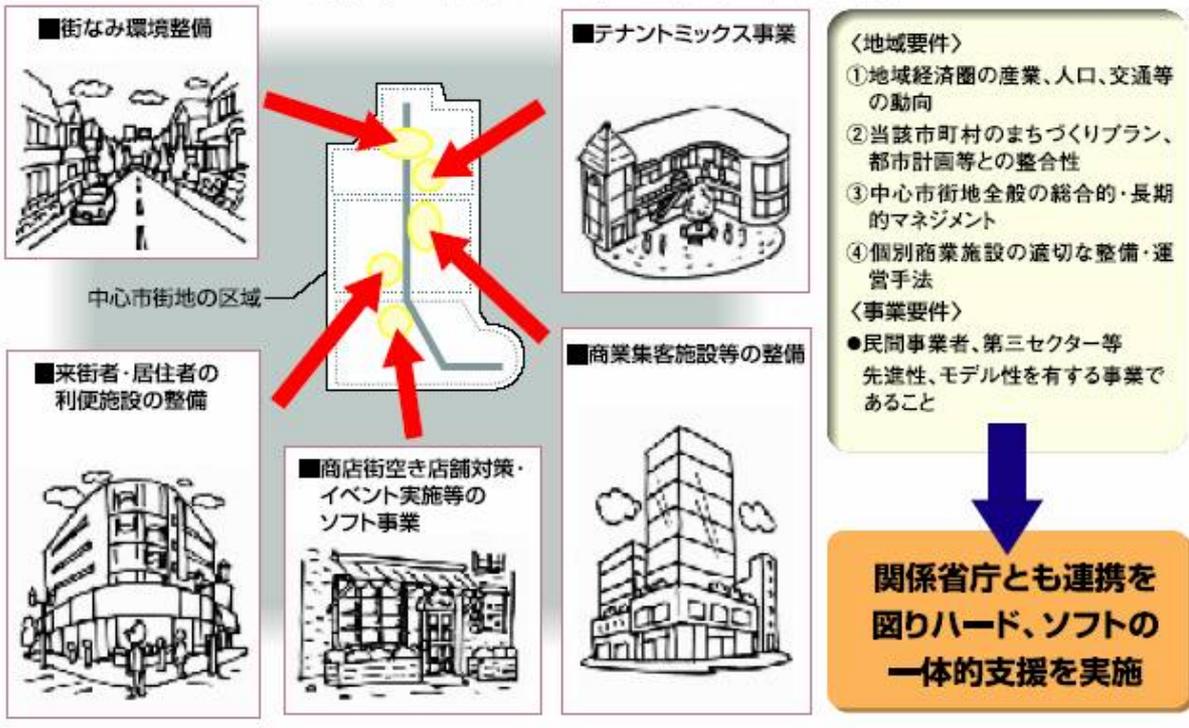
- ハード(施設整備)事業**
- ・アーケード、イベント広場や教養文化施設等を整備する事業。
 - ・商業インキュベータ施設、テナントミックス管理に資する店舗、ファサード整備等。

- ソフト(活性化支援)事業**
- ・コンセンサス形成事業、共通駐車券システム事業、アーケード撤去事業等。
 - ・空き店舗を利用した保育サービス施設の設置等。
 - ・外部人材の活用等による中心市街地活性化支援事業。



戦略的中心市街地商業等活性化支援事業イメージ

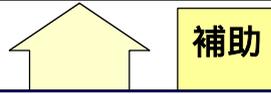
全国的に模範となる先進地域における先駆的・広域的な連携等の取り組みに対し重点的に直接支援



補助金等制度名称	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 (民間事業者向け)
目的・概要	中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に位置付けられている事業の内、民間事業者が市町村のまちづくりと一体になって意欲的に実施する商業活性化事業等の取組に対し支援する。
対象者	民間事業者 (中小企業、大企業、商工会議所、株式会社、NPO法人、独立行政法人等。任意団体については代表的な個人又は法人で申請が必要)
対象事業	<p>ハード(施設整備)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサートホール、スポーツ広場、美術館等、教養文化施設等。 ・駐車場施設、コミュニティ広場、イベント広場等、来街者又は居住者を誘導及び滞留させるための施設。 ・共同荷さばき場、ストックヤード等、商業等業務を円滑にする施設。 ・大型商業施設(百貨店等)の増床等、商業等の活性化に資する施設。 <p>ソフト(活性化支援)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント事業、地域ブランド構築事業、情報発信事業等、商業等の活性化に寄与することが見込まれる事業。
交付要件	<p>ハード(施設整備)事業</p> <p>認定基本計画に位置づけられている事業であり、且つ、ソフト事業と組み合わせて行う事業であること。</p> <p>ソフト(活性化支援)事業</p> <p>単独実施も可能だが、商業等の活性化に向けた取組であること。</p>
補助金額・補助率等	補助率1/2以内 上限:補助額で10億円 下限:補助額で1000万円。ソフト事業のみの場合は150万円。
手続き等	平成20年度1次募集(参考) ・平成20年2月上旬 ホームページ上で公募開始。 ・平成20年3月上旬 応募(実施計画書)締め切。 ・平成20年4月上旬 採択結果の公表。 *(注)上記の1次募集以外にも、年間数回募集。2次以降の募集時期・回数は年度によって異なる。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 電話 092-482-5456 FAX 092-482-5959

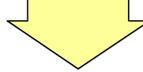
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業について

経済産業省商務流通グループ中心市街地活性化室



九州経済産業局

申請



実施主体

民間事業者

事業実施

協力

自治体

中心市街地活性化にむけて

ハード(施設整備)事業

- ・コンサートホール、スポーツ広場、美術館等。
- ・駐車場施設、コミュニティ広場、イベント広場等。
- ・共同荷さばき場、ストックヤード等。
- ・大型商業施設(百貨店等)の増床等。

ソフト(活性化支援)事業

- ・イベント事業、地域ブランド構築事業、情報発信事業等。

自治体と民間事業者の協力体制の構築

国からの補助

中心市街地活性化

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業イメージ

全国的に模範となる先進地域における先駆的・広域的な連携等の取り組みに対し重点的に直接支援

街なみ環境整備



中心市街地の区域

テナントミックス事業



商業集客施設等の整備



来街者・居住者の 利便施設の整備



商店街空き店舗対策・ イベント実施等の ソフト事業



〈地域要件〉

- ①地域経済圏の産業、人口、交通等の動向
- ②当該市町村のまちづくりプラン、都市計画等との整合性
- ③中心市街地全般の総合的・長期的マネジメント
- ④個別商業施設の適切な整備・運営手法

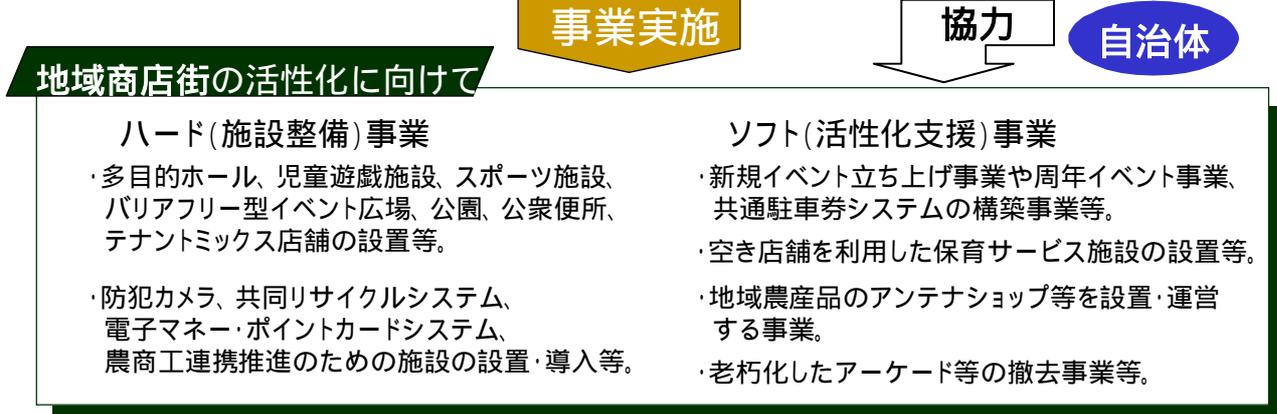
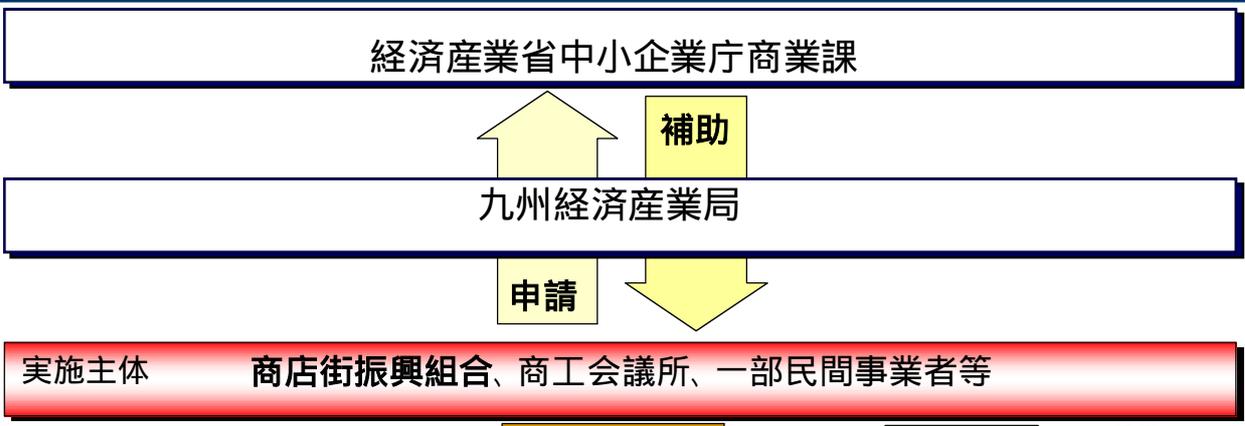
〈事業要件〉

- 民間事業者、第三セクター等先進性、モデル性を有する事業であること

関係省庁とも連携を
図りハード、ソフトの
一体的支援を実施

補助金等制度名称	中小商業活力向上支援事業費補助金 (平成20年度より少子高齢化等対応中小商業活性化事業から名称変更。)
目的・概要	中心市街地の活性化法の基本計画エリア以外の地域において、少子高齢化への対応 安全・安心(災害復旧を含む)なまちづくり 環境・リサイクル 創業・ベンチャー 地域資源・農商工連携 生産性向上(集客力向上・IT化・物流効率化等)等の社会的課題に対応する、商業活性化の取組に対して支援する。
対象者	商工会議所、商工会、商店街振興組合、事業協同組合、NPO法人等。個人事業者を除く民間事業者については、上記 ~ に挙げる取組の内、社会的課題対応事業として行うハード(施設整備)事業及びすべてのソフト(活性化支援)事業が対象。
対象事業	<p>ハード(施設整備)事業</p> <ul style="list-style-type: none">)多目的ホール、児童遊戯施設、スポーツ施設、バリアフリー型イベント広場、公園、公衆便所、テナントミックス店舗の設置等。)防犯カメラ、共同リサイクルシステム、電子マネー・ポイントカードシステム、農商工連携推進のための施設の設置・導入等。 <p>ソフト(活性化支援)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規イベント立ち上げ事業(毎年実施する予定のもの)や周年イベント事業、共通駐車券システムの構築事業等。 ・空き店舗を利用した保育サービス施設の設置等。 ・地域農産品のアンテナショップ等を設置・運営する事業。 ・老朽化したアーケード等の撤去事業等。
交付要件	<p>ハード(施設整備)事業</p> <ul style="list-style-type: none">)中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた計画に基づき整備される施設であること。)法認定不要。(上記 ~ に挙げる社会的課題に対応する事業であること) <p>ソフト(活性化支援)事業</p> <p>イベント事業については商店街の区域に限る。</p>
補助金額・補助率等	補助率1/2以内 上限:補助額で5億円 下限:補助額で100万円
手続き等	平成20年度1次募集(参考) ・平成20年2月上旬 ホームページ上で公募開始。 ・平成20年3月上旬 応募(実施計画書)締め切。 ・平成20年4月上旬 採択結果の公表。 *(注)上記の1次募集以外にも、年間数回募集。2次以降の募集時期・回数は年度によって異なる。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 電話 092-482-5456 FAX 092-482-5959

中小商業活力向上支援事業について



補助金等制度名称	電源立地地域対策交付金
目的・概要	発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため、電源地域の公共施設整備や地域の活性化を目的とした事業の実施を支援
対象者	電源地域地方公共団体(県、市町村)
対象事業	<p> 地場産業支援事業 地域資源利用魅力向上事業 福祉サービス提供事業 環境維持・保全・工場事業 生活利便性向上事業 人材育成事業 </p>
交付要件	電源地域県市町村(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び発電用施設設置等68市町村(平成19年度実績))
補助金額・補助率等	定額(発電施設の種別、能力、運転状況等により発電施設所在等地方公共団体毎に算出)
手続き等	<p> ・4月1日～5月31日 上期申請受付 ・10月15日～31日 下期申請受付 </p>
問い合わせ・申請先	<p> 九州経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課 電話 092-482-5517 FAX 092-482-5398 </p>

地域活性化支援事業

 <p>地域産業支援事業</p>	<p>地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（特産品紹介、技術情報の発信及びこれに類する事業） ○特産品開発、販売促進支援事業（特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援及びこれに類する事業） ○産業技術実証・導入事業（地域特産品に係る製造技術の実証・導入、地域企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業） ○地域内就業支援事業（リターン、Iターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業） <p>（例）・特産品パンフレット等の作成 ・特産品開発のための講師招聘、工場視察 ・就職情報交流会の開催 等</p>
 <p>地域資源利用魅力向上事業</p>	<p>地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業） ○観光資源開発事業（観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業） ○地域おこし事業（まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業） ○伝統、芸術その他文化の保護・継承事業（祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業） ○イベント支援事業（音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業） <p>（例）・観光パンフレット等の作成 ・観光地開発のための実地調査、アンケート調査 ・伝統芸能フェスティバル、美術展覧会の開催 等</p>
 <p>福祉サービス提供事業</p>	<p>地域における福祉サービスを提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業） ○老人福祉事業（老人ホーム運営、ホームヘルパー派遣、集会所運営、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業） ○身体障害者福祉事業（デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業） ○育児支援事業（育児カウンセリング、託児所の運営、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業） ○保育事業（保育所の運営、児童館における活動及びこれに類する事業） ○医療施設、社会福祉施設等運営事業（病院や社会福祉施設等、福祉サービスに係る助成の運営及びこれに類する事業） <p>（例）・老人ホーム、託児所、保育所、病院等の運営費 ・ホームヘルパー ・福祉サービスに携わる職員の人件費 ・育児講習会の開催 等</p>
 <p>環境維持・保全向上事業</p>	<p>地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（環境保全PR及びこれに類する事業） ○環境維持・改善事業（ゴミ収集及びゴミの減量化事業、道路・河川環境の維持・保全、動植物保護及びこれに類する事業） ○地域森林整備事業（植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業） ○景観整備事業（都市環境設計及びこれに類する事業） ○公害防止事業（土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業） ○リサイクル推進事業（廃棄物利用モデル構築及びこれに類する事業） <p>（例）・河川、海などの汚染調査 ・希少動植物の保護、管理 等</p>
 <p>生活利便性向上事業</p>	<p>地域住民の生活利便性向上に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（各種住民サービスのオンライン提供及びこれに類する事業） ○住民参加活動支援事業（NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業） ○地域内移動網運営事業（域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業） ○広域行政活動促進事業（広域行政促進のための調査研究、戦略策定及びこれに類する事業） ○公共用施設利用促進活動支援事業（港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業） <p>（例）・地域巡回バス運行事業 ・地域生活情報提供ホームページ作成 等</p>
 <p>人材育成事業</p>	<p>地域の人材育成に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（各種研修の情報提供及びこれに類する事業） ○能力涵養事業（各種研修会開催、専門学校、大学等への進学や留学、研修機関における研修の受講のための奨励制度の設置及びこれに類する事業） ○能力涵養施設等運営事業（研修施設等の運営及びこれに類する事業） ○国際交流事業（姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業） <p>（例）・国際シンポジウム、技術展示会、先進技術研修会の開催 ・地元大学進学のための奨励 等</p>

補助金等制度名称	地域企業立地促進等補助事業
目的・概要	地域が自らの特性(強み)を認識し、企業ニーズを的確に捉えつつ、魅力的な事業環境を整備する取り組みを支援することにより、企業立地等を促進し、地域活性化を実現。
対象者	応募事業者が企業立地促進法に基づく地域産業活性化協議会の構成員であり、法人格を有する公益法人、認可法人、第三セクター、特定非営利活動法人などであること。 詳細については下記お問い合わせ・申請先までお問い合わせ下さい。
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域産業活性化協議会活動支援事業 市町村と都道府県等が、地域の経済界等と連携して地域産業活性化協議会を設置し、企業立地促進法に基づく基本計画を策定・運用するために必要な事務局経費、調査分析費用等の経費を補助。 2. 産業立地支援事業 国の同意を受けた基本計画を推進するため、専門家を活用した企業誘致活動や、地域の事業環境等に関する情報発信等の費用を補助。 3. 人材養成等支援事業 誘致等対象産業のニーズを踏まえ、企業の新規立地につながる地域での人材養成等を地域の教育機関や民間企業等を活用して行う場合の研修等費用を補助。 4. 立地産業人材育成支援事業 新規立地等を行った企業が、新規採用した社員等を研修する場合の研修費用等を補助。 5. 地域企業立地促進等共用施設整備事業費補助金 産業集積の中核を担う企業群の受け皿となるべき貸工場、貸事業場等の共用施設を整備する事業に対して支援を行う。
交付要件	企業立地促進法に基づく基本計画が国の同意を受けているか又は応募する段階において国の同意を得るための協議を行っているもので、同意を受けている又は同意を受ける見込みのある基本計画に沿って実施される事業であること。 詳細は下記問い合わせ・申請先にお問い合わせ下さい。
補助金額・補助率等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額については、事業1～4は下限額が原則100万円。その他詳細については下記までお問い合わせ下さい。 ・補助率2/3:事業1, 2, 4、補助率10/10:事業3、補助率1/2:事業5
手続き等	募集期間内に応募書類を下記申請先まで提出のこと。 募集期間、応募書類等詳細については、下記までお問い合わせ下さい。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 産業部 産業立地課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-482-5435 FAX 092-482-5947

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地促進法)

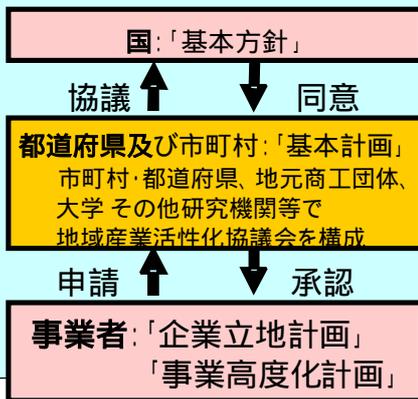
1. 法律の考え方

地域経済の国際的な競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。
 キーワードは「グローバル」
 (グローバル+ローカル)
 地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業の活性化を目指す。

2. スキーム

(考え方)

地域の強みを活かした 総合的計画
 広域連携をする関係者の強い 合意による「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。



3. 支援措置

課税の特例・規制緩和措置

立地企業への設備投資促進税制：特別償却の適用(機械等:15%、建物等:8%)
 平成20年度税制改正:支援措置の充実(対象業種に食料品製造業等の農林水産関連業種の追加、当該業種の最低投資要件の引き下げ(機械等 3億円 4千万円(単価 1千万円 5百万円)、建物等 5億円 5千万円))
 工場立地法の特例：緑地面積規制権限の市町村への委譲(緑地面積率の引下げ可能化)

予算措置・低利融資等

企業立地に関する手続き・情報提供等のワンストップサービス実現のための「企業立地支援センター」の設置(全国10地区) (2.7億円)
 本法に基づく基本計画の策定、企業誘致・人材育成活動への助成(補助率:2/3 10/10) (30.5億円)
 基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設の整備費への助成(補助率:1/2) (18.6億円)
 中小企業の立地等に対する超低利融資制度(中小公庫・国民公庫)平成20年度より創設
 小規模企業の立地等に係る設備資金貸付平成20年度より創設、貸付限度割合は2/3に引き上げ
 食品製造・加工・販売事業者の立地等に対する債務保証等(平成20年度より(財)食品流通構造改善促進機構による債務保証等を創設)
 中小企業者の資金調達を円滑化する中小企業信用保険の特例措置

各省との連携による支援措置

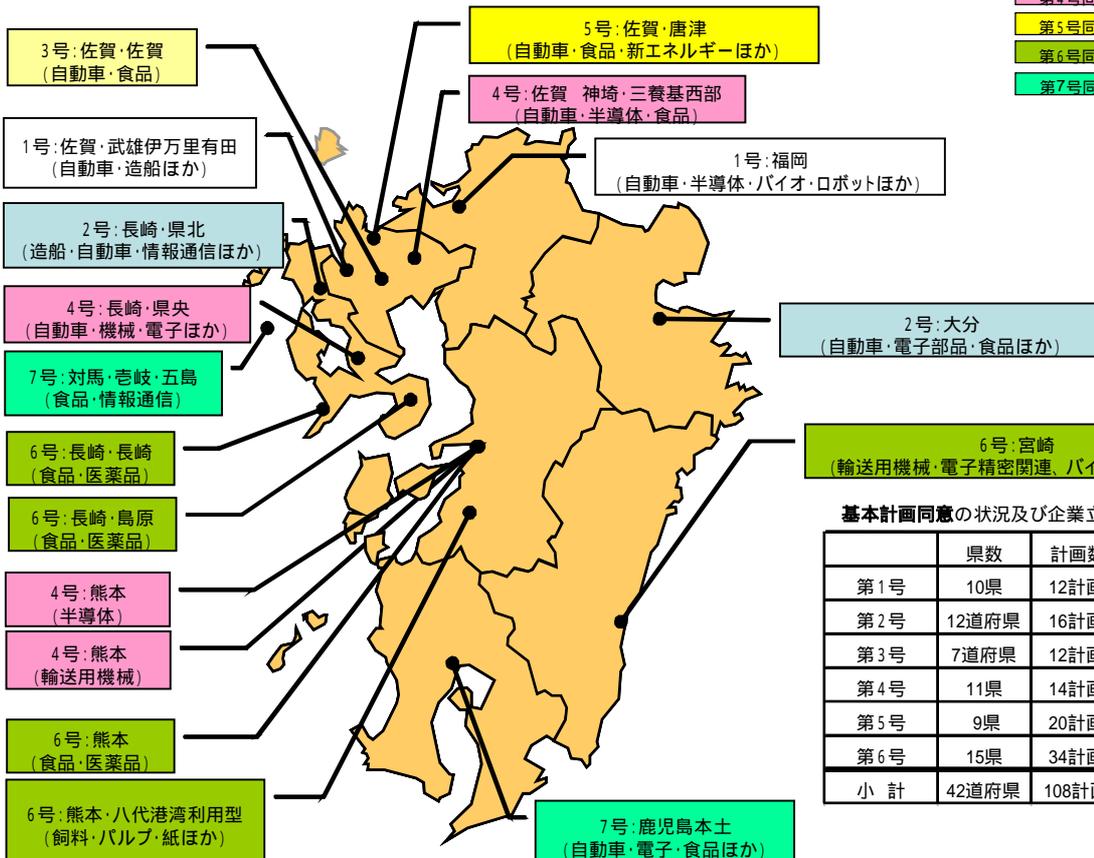
企業立地促進に係る地方交付税措置(総務省と連携) 300億円程度
 自治体による立地企業に対する地方税減免額への普通交付税による補填(3年間、減免額の75%を補填。)
 平成20年度より支援措置の充実(最低投資要件の引き下げ(食料品製造業等の農林水産関連業種:5億円 5千万円、その他の対象業種:5又は3億円 2億円))
 企業立地後のフォローアップのための特別交付税の交付
 農水省、国交省、厚労省、文科省の施策との連携

4. 基本計画の策定状況

第1号～第6号同意：42道府県(108計画)の代表者に同意書を交付
 第7号同意(平成20年6月中旬)：13計画 検討中:26計画 [合計:147計画]

企業立地促進法：九州管内の基本計画作成状況

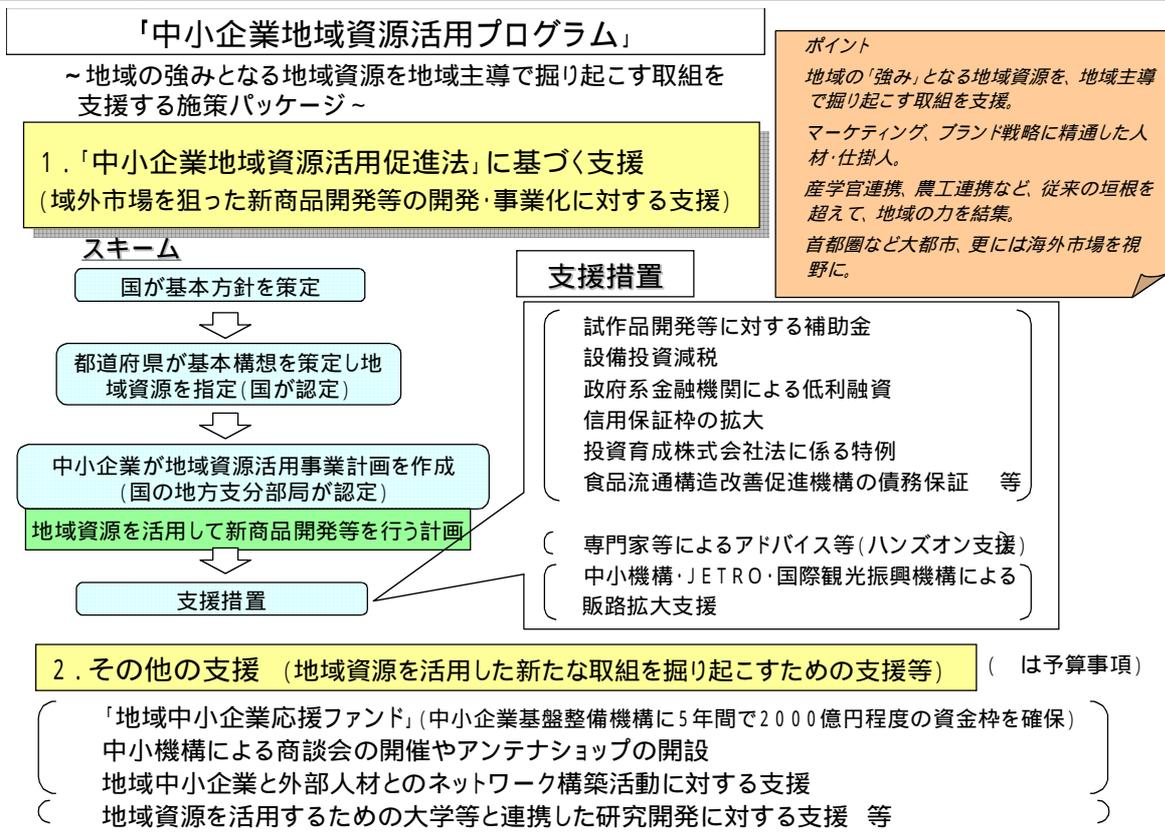
- 第1号同意 (平成19年 7月30日)
- 第2号同意 (平成19年10月17日)
- 第3号同意 (平成19年10月29日)
- 第4号同意 (平成19年12月20日)
- 第5号同意 (平成20年 2月 1日)
- 第6号同意 (平成20年 3月25日)
- 第7号同意 (平成20年 6月中旬)



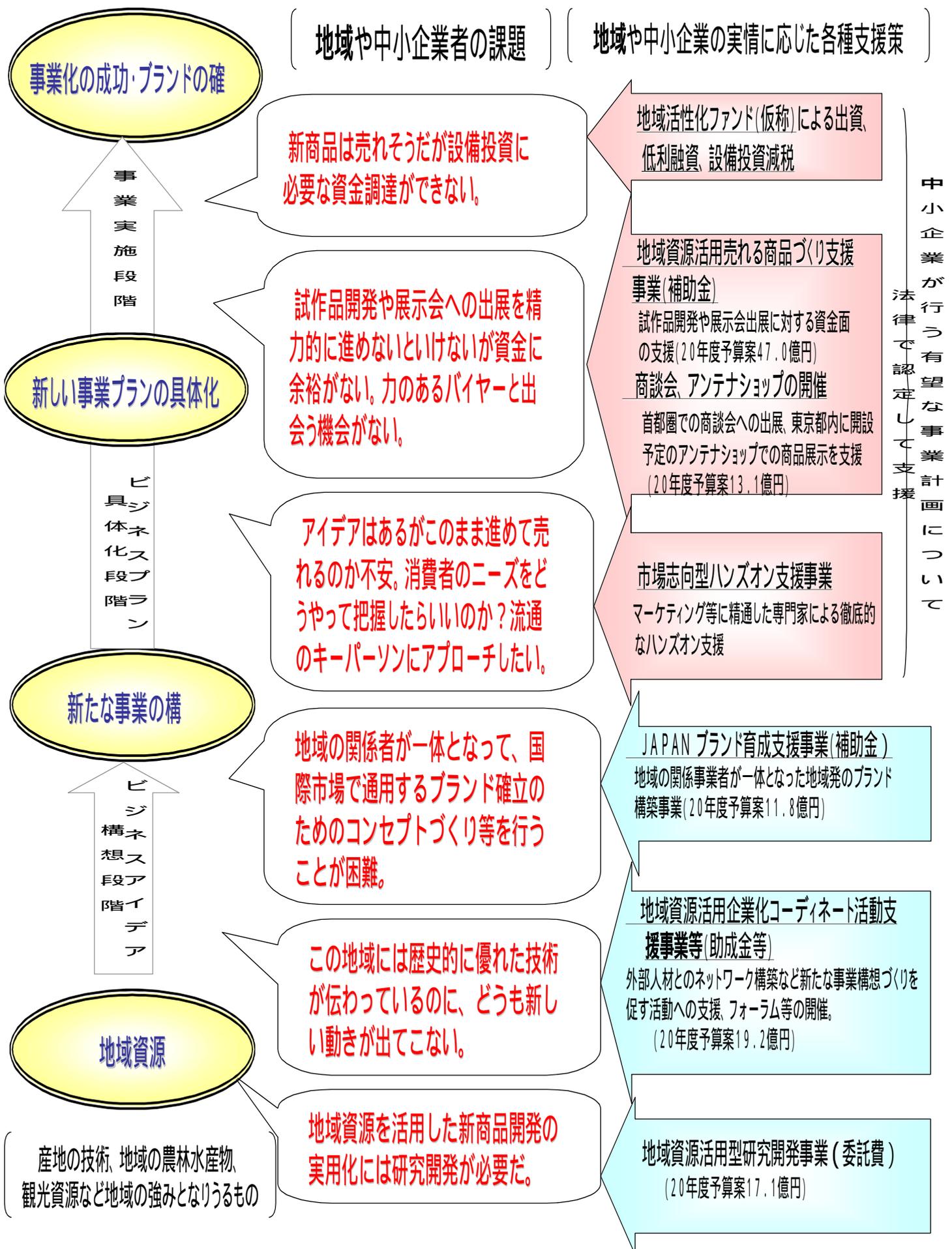
基本計画同意の状況及び企業立地・雇用 目標値(全国)

	県数	計画数	立地件数	雇用創出数
第1号	10県	12計画	1,313件	47,160人
第2号	12道府県	16計画	1,239件	44,680人
第3号	7道府県	12計画	274件	12,076人
第4号	11県	14計画	2,784件	67,960人
第5号	9県	20計画	1,044件	38,636人
第6号	15県	34計画	1,215件	72,199人
小計	42道府県	108計画	6,654件	210,512人

補助金等 制度名称	中小企業地域資源活用プログラム
目的・概要	産地の技術、農林水産品、観光資源といった地域の特徴ある産業資源(地域資源)は、域外への事業展開において差別化の要素となり得るものである。よって、地域経済の主体である中小企業の地域資源を活用した創意ある取組を推進し、それを核として地域資源の価値向上(ブランド化など)を図り、地域の強みを活かした産業を形成・強化していく。
対象者	地域資源を活用して新規性の高い商品開発等に取り組み、企業化にチャレンジする中小企業者や組合等。
対象事業	中小企業地域資源活用促進法の認定を受けて、地域資源(農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源)を活用した新商品・新サービスの開発・販売等
手続き等	各支援メニューにより公募時期等は、以下のサイトをご覧ください。 「地域資源活用チャンネル」 URL http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 産業部 中小企業課 経営支援担当 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話:092-482-5491 FAX:092-482-5396



中小企業の課題に応じた支援策



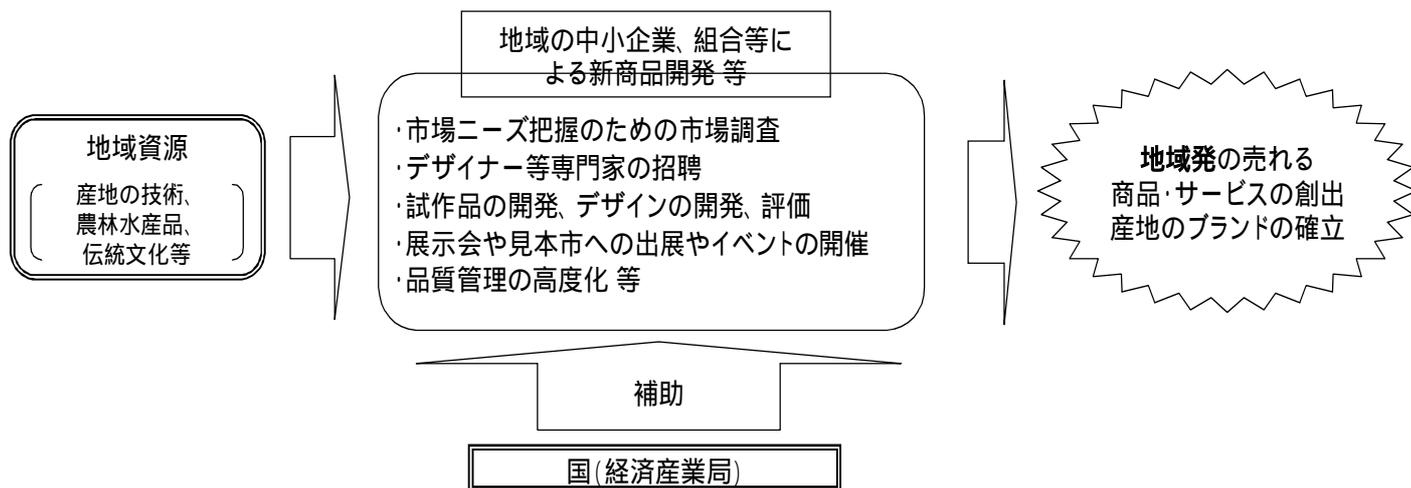
経-7-1 地域資源活用売れる商品づくり支援事業

補助金等制度名称	地域資源活用売れる商品づくり支援事業
目的・概要	地域の農林水産物等の地域資源を活用して新規性の高い新商品、新サービスの開発・販売に取り組む中小企業等に対し、必要な市場調査、試作品の開発、販路開拓活動等の取組に対し支援を行う。
対象者	中小企業地域資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者等
対象事業	中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた地域産業資源活用事業計画にそって行う、地域資源(農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源)を活用した新商品・新サービスの試作品づくりや販路開拓(展示会出展)等。
交付要件	地域資源を活用して新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発、展示会出展等にかかる経費の一部を補助
補助金額・補助率等	1件(事業計画期間内)あたり3000万円以内、補助率2/3以内
手続き等	平成20年度 募集期間 (一次募集) ・平成20年2月18日～平成20年3月31日 公募期間は各経済産業局により異なります。 (二次募集) ・平成20年7月頃(予定)
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 産業部 中小企業経営支援担当 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話092-482-5447 fax092-482-5393

地域資源活用売れる商品づくり支援事業(補助事業)

【平成20年度予算案:34.5億円(19年度:30億円)】

地域資源活用売れる商品づくり支援事業
 地域資源を活用して新規性の高い新商品開発等に取り組む中小企業等に対し、試作品開発、デザイン改良、展示会出展等に係る費用の一部を補助する。〔法律による事業計画の認定が必要〕



補助対象経費一覧表

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
地域資源活用 売れる商品 づくり 支援事業	謝金	委員謝金、専門家謝金
	旅費	職員旅費、委員旅費、専門家旅費
	事業費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳料(通訳料を含む)、雑務費、保険料、借損料、特許権取得費、コンサルタント費、委託費
	試作・開発費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費
	その他	上記に掲げるもののほか所轄の経済産業局長が特に必要と認める経費

経-7-2 地域資源活用販路開拓等支援事業

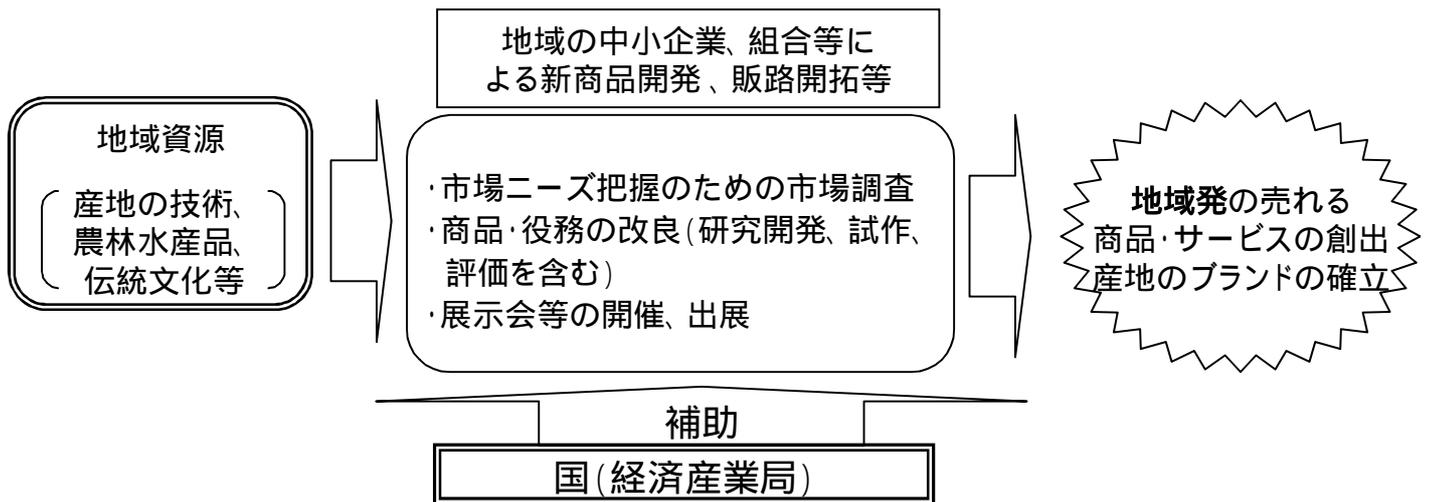
補助金等制度名称	地域資源活用販路開拓等支援事業
目的・概要	産地の技術、農林水産品、観光資源等といった地域の特徴ある産業資源(地位資源)は、域外への事業展開において差別化の要素となり得るものである。 よって、地域経済の主体である中小企業の主体である中小企業の地域資源を活用した創意ある取組を推進し、それを核として地域資源の価値向上(ブランド化など)を図り、地域の強みを活かした産業を形成・強化していく。
対象者	中小企業組合、公益法人、商工会及び商工会連合会、商工会議所、特定非営利活動法人等
対象事業	地域資源を活用した商品又は役務の販路開拓を目的として補助対象者が行う市場調査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会出展等の顧客獲得に係る事業(例) ・既存展示会(FOODEX JAPAN、インターナショナルギフトショー等) ・事業者自らが開催する展示会等
交付要件	地域資源を活用した新商品、新サービスの販路開拓等に取り組む組合、公益法人等に対し、展示会出展等に係る経費の一部を補助
補助金額・補助率等	下限100万円 補助率:補助対象経費の2分の1以内
手続き等	平成20年度募集案件事例 ・公募期間:平成20年4月21日～平成20年5月16日 ・6月上旬:提出書類について、外部有識者等により構成される評価 ・6月中旬:上記評価を踏まえ、採択案件を決定 ・6月下旬:採択結果の公表
問い合わせ・申請先	九州経済産業局産業部中小企業課 電話:092-482-5449 FAX:092-482-5393

地域資源販路開拓等支援事業

【平成20年度予算案:12.5億円】(19年度:11.3億円)

地域資源活用販路開拓等支援事業

地域資源を活用した新商品、新サービスの販路開拓等に取り組む組合等に対し、展示会出展等に係る費用の一部を補助する。



地域資源活用販路開拓等支援事業(平成19年度採択事業)

福岡県	福岡県酒造組合	清酒、焼酎、リキュール、甘酒
	(財)久留米地域地場産業振興センター	大川家具、八女福島仏壇、藍胎漆器、八女竹細工、久留米餅、掛川織、八女手漉き和紙、八女石灯籠、八女提灯、城島鬼瓦、赤坂焼、うきはの麺、酒、茶
	(財)大川総合インテリア産業振興センター	大川家具
	協同組合大川家具工業会	大川家具
佐賀県	武雄市観光協会	武雄古唐津焼、武雄温泉、武雄の自然と歴史遺産
	有田製窯株式会社	有田焼
長崎県	長崎漁港水産加工団地協同組合	アジ、イサキ、トビウオ、サバ、ブリ、アマダイ、シズ、イワシ、サワラ、キビナゴ
	壱岐焼酎協業組合	壱岐焼酎
大分県	大分県食品産業協議会	カボス、大豆、小麦、柚子、梅、高菜、漬物製造技術
宮崎県	宮崎県酒造組合	清酒、本格焼酎
	宮崎県食品産業協議会	日向夏、ピーマン、大根、鶏肉、豚肉、いも、玉ネギ、椎茸、へべす
	(財)都城圏地域地場産業振興センター	都城大弓、都城木刀、都城焼、ロクロ工芸、みやこ材、藍染め、都城茶、焼酎、味噌・醤油、みやざき地頭鶏、らっきょう、都城家具
	(財)宮崎県地域心地場産業創出センター	飫肥杉

経-7-3 市場志向型ハンズオン支援事業

補助金等制度名称	市場志向型ハンズオン支援事業
目的・概要	<p>各地域の支援事務局に『新連携』、『地域資源』、『農商工連携』に精通した専門家を配置。中小企業者と農林漁業者が連携して行う、農林水産物を活用した新商品開発等の取組などに対して、きめ細やかな支援を行う。具体的には、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価等に係るアドバイスなど、事業計画の策定から事業化に至るまで段階に応じた支援を実施。</p>
対象者	新連携、地域資源活用、農商工連携により新事業に取り組む地域中小企業や組合等。
対象事業	<p>新連携、地域資源活用、農商工連携により新事業に取り組む地域中小企業を支援するため、地方ブロック毎の地域事務局と全国1カ所の全国事務局を設置。マーケティング等に精通した専門家が、新商品・新サービスの開発・販売に取り組む地域中小企業の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価等に係るアドバイスなど徹底したハンズオン支援を行う。</p>
問い合わせ・申請先	<p>(独)中小企業基盤整備機構九州支部 九州地域支援事務局 〒812-0038 福岡市博多区祇園町4-2 博多祇園BLDG.2階 電話:092-263-0323(ダイヤルイン) FAX:092-263-0331</p>

ハンズオン支援体制

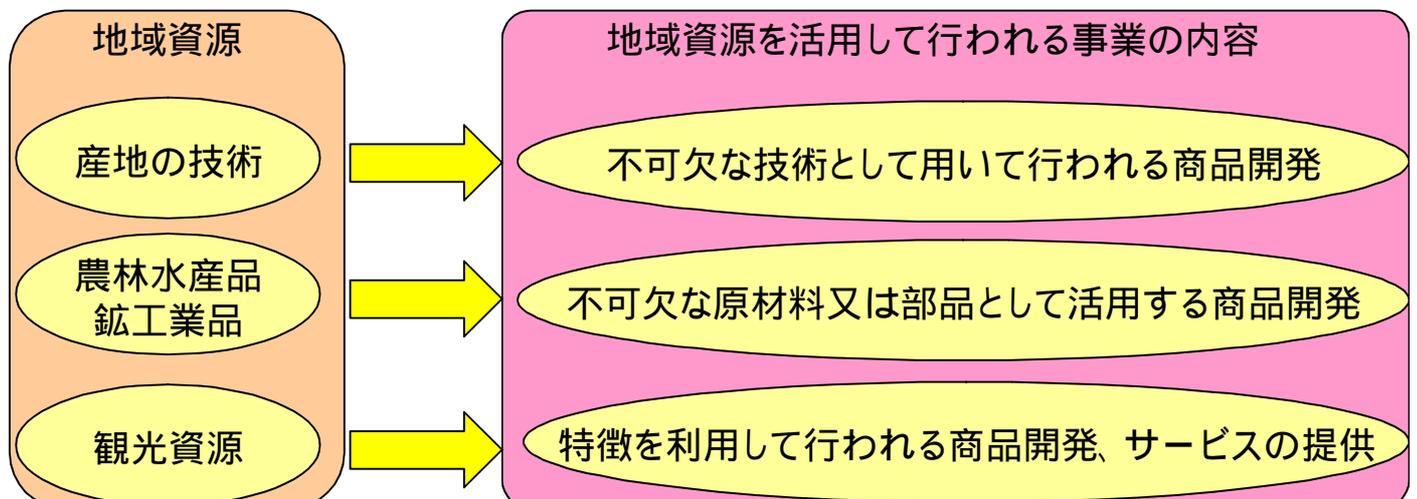


出所：中小企業基盤整備機構

支援対象

各県が基本構想で特定する地域資源を活用した取り組みであること。
地域資源の新たな活用方法を提示し、域外市場への需要開拓を図る取り組みであること。

(参考) 中小企業地域資源活用促進法、市場志向型ハンズオン支援事業における支援対象となる事業内容のイメージ



経-7-4 地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業

補助金等制度名称	地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業
目的・概要	地域中小企業と外部人材とのネットワークを構築する活動等に対し、助成金を交付することにより、地域資源を活用した新たな取り組みの掘り起こしや地域資源の価値向上を図ることを目的とする。
対象者	助成の対象となる機関は、主に下記のもの。詳細は(独)中小企業基盤整備機構にお問い合わせ下さい。 (1) 基本財産に地方公共団体が資金を拠出している財団法人 (2) 商工会議所 (3) 都道府県商工会連合会及び商工会 (4) 都道府県中小企業団体中央会 (5) 企業組合 (6) 協業組合 等地域資源を活用して新規性の高い商品開発等に取り組み、企業化にチャレンジする中小企業者や組合等。
対象事業	地域資源を活用した新商品、新サービスの開発等の新たな取り組みの掘り起こしを目的として、助成対象者が行なう勉強会、研究会に係る事業。 販路開拓を目的として行なう市場調査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、展示会の開催又は展示会出展等の顧客獲得に係る事業は対象になりません。
交付要件	助成対象事業は次のいずれかに該当するもの (1) 地域資源を活用した新商品、新サービスの開発等、新たな取り組みの創出・育成を図るための勉強会、研究会 (2) 上記に係る調査業務
補助金額・補助率等	(1) 事業実施期間 交付決定日より12ヶ月以内です。また、年度を跨ぐことも可能です。 (2) 助成金額 助成対象と認められる経費であって、100万円以上500万円以内の額(助成率10/10)
手続き等	(独)中小企業基盤整備機構により公募。 平成20年度 (一次募集) ・平成20年5月30日(金)～6月13日(金)
問い合わせ・申請先	(独)中小企業基盤整備機構 九州支部 コーディネート事業 担当 Tel:092 - 263 - 0323 Fax:092 - 263 - 0331 URL: http://www.smrj.go.jp/kyushu

平成19年度採択案件

平成19年度 第1回 採択機関・事業名

機関名	県	事業名
筑紫野市商工会	福岡県	二日市温泉の活性化のための九州国立博物館からの顧客誘致と紫をキーワードとした特産品開発
長崎県中小企業団体中央会	長崎県	長崎県モデル地域ブランド創出支援事業
熊本県商工会連合会	熊本県	「オリジナルくまもと」発進支援事業
財団法人宮崎県産業支援財団	宮崎県	へべすが持つ生理機能を活用した新製品開発に関する調査 キンカンや日向夏など柑橘類の果皮に特徴を持たせた新品種開発に関する調査
特定非営利活動法人ローズリングかのや	鹿児島県	ばらを活かしたまちづくり～かのや発、「ばら」と「食」の磨き上げ～

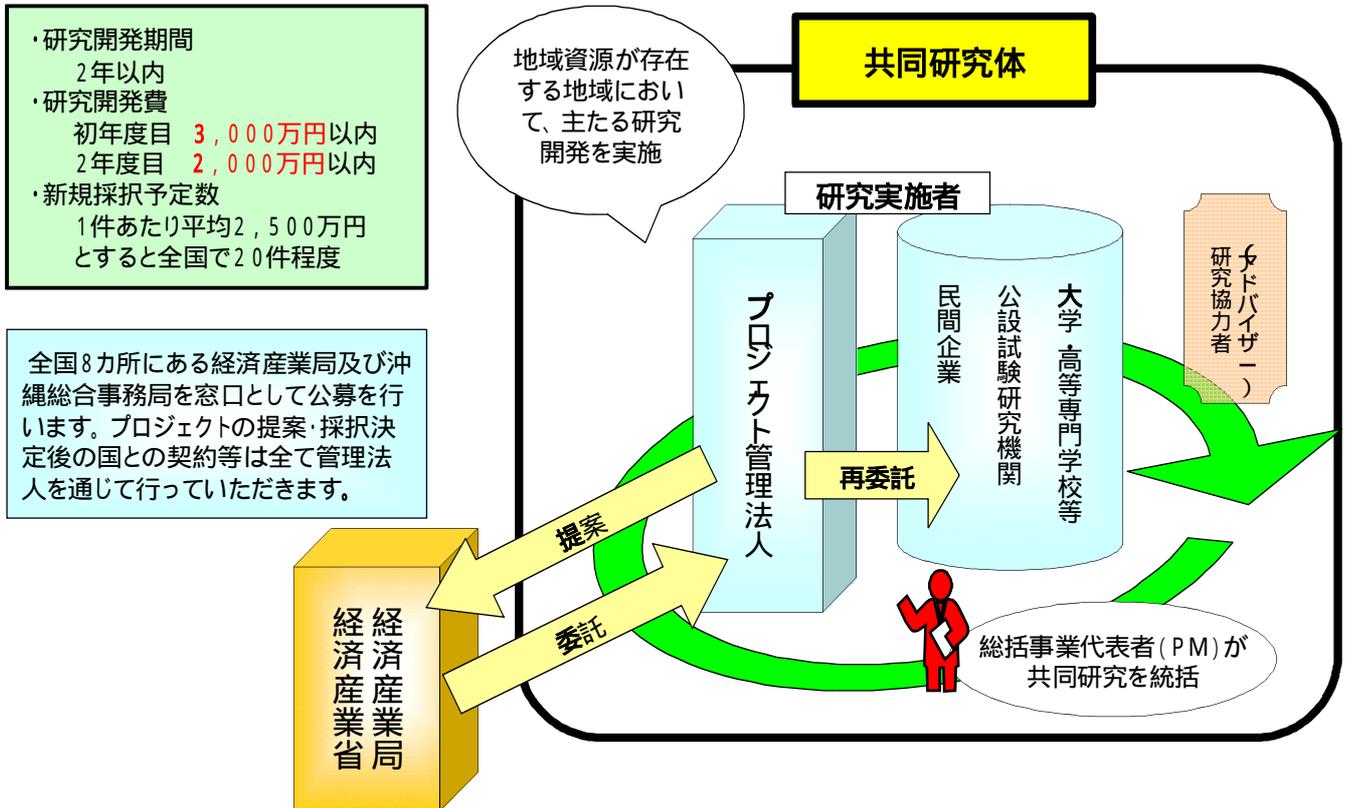
平成19年度 第2回 採択機関・事業名

機関名	県	事業名
佐賀県中小企業団体中央会	佐賀県	際立つ佐賀県の焼き物(伊万里・有田焼、唐津焼)を活用する新事業への勉強会事業
特定非営利活動法人グリーンクラフトツーリズム研究会	長崎県	陶磁器産業から集客交流サービス業への転換事業
牛深商工会議所	熊本県	牛深の水産資源活用支援事業
財団法人くまもとテクノ産業財団	熊本県	熊本県内の地域資源(自動車等関連部品及びそれに関する鑄造・鍛造・プレス技術等)を活用した新産業創出事業
特定非営利活動法人ハットウ・オンパク	大分県	オンパクまちなか事業展開における研究事業
大分県中小企業団体中央会	大分県	大分県南地域の観光資源と地場産業を活かした地内循環型観光モデルの構築支援事業
宮崎商工会議所	宮崎県	地域資源を活用した食による青島地域の活性化事業
鹿児島県中小企業団体中央会	鹿児島県	海洋深層水利活用による新たな用途に関する研究事業
特定非営利活動法人桜島ミュージアム	鹿児島県	桜島まるごと体感ミュージアム構想の実現に向けたワークショップ

経-7-5 地域資源活用型研究開発事業

補助金等制度名称	地域資源活用型研究開発事業
目的・概要	産学官の強固な共同研究体を組織して行う、地域に存在する資源(地域資源)を活用した、新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発支援を通じて、地域の新産業・新事業の創出に貢献しうる製品等の開発につなげること。
対象者	<p>プロジェクト管理法人のもと、地域資源を活用した製品を目指す技術開発に取り組む大学や公的研究機関と民間企業からなる研究共同体を対象とします。</p> <p>研究共同体は以下1)～3)を満たす必要があります。</p> <p>1)原則として地域(地域資源の存在する地域)の民間企業を含み、次の 又は を満たす構成であること。 共同研究体に参加している企業の3分の2以上が中小企業であること。 研究開発費総額のうち、管理法人の設備関係経費(レンタル・リース料を含む。消費税含まず。)を差し引いた金額の3分の2以上を中小企業が担当すること。</p> <p>2)大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人であって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関のうちのいずれか1つ以上の機関を含むこと。</p> <p>3)活用しようとする地域資源が存在する地域において、主たる研究開発を行うことができること。</p>
対象事業	地域の強みとなりうる地域資源を活用し、他地域の製品との差別化が図られ、地域産業の形成・強化の有効な手段として期待されるような製品の事業化に結びつく技術開発であって、研究開発の要素を持ったプロジェクトを対象とします。
交付要件	研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費が対象となります。
補助金額・補助率等	<p>契約形態:委託契約</p> <p>1件当たりの委託金額:原則、初年度目3千万円以内、2年度目2千万円以内</p> <p>研究開発期間:2年以内</p>
手続き等	公募期間 平成20年4月1日(火)～4月22日(火)17:00まで
問い合わせ・申請先	<p>(問い合わせ先)</p> <p>九州経済産業局 地域経済部 技術企画課</p> <p>〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1</p> <p>電話092-482-5462 fax092-482-5392</p>

事業実施スキーム



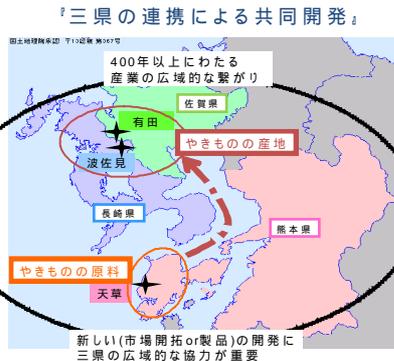
平成19年度事業の実施事例

産地の技術・技法等を活用した研究開発事例

一次産品及びその副産物等を活用した研究開発事例

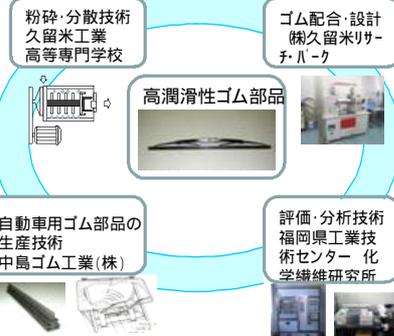
陶磁器製造技術を活用した機能性食器・照明具の研究開発

3県の公設試験機関が陶磁器材料の機能化などの技術シーズを活用し、機能性釉薬を開発し、消費者ニーズに応える抗菌性食器や透光性照明具を製造技術を確立を目指すものです。



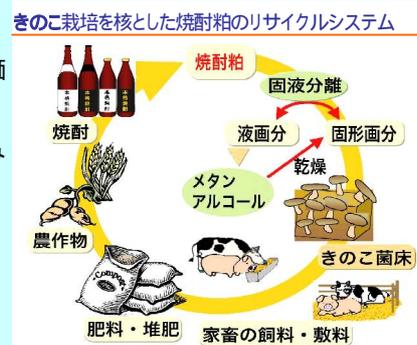
高潤滑性を発揮する自動車用ゴム製品の開発

自動車用ゴム部品の生産技術に、各研究機関の保有する技術シーズを活用して、固体潤滑剤の高分散技術、均一塗布技術を構築し、高潤滑性を発揮する自動車用ゴム製品の実用化を目指すものです。



きこの生産を核とした焼酎粕乾燥固形物の多用途再生技術の確立

焼酎粕乾燥固形物を活用し、高付加価値のきのこの安定生産技術を確立すると共に、使用済み菌床も活用した地域資源循環システムの実用化を目指すものです。



宮崎産スイートピーの未利用部分を原料とした機能性製品の開発

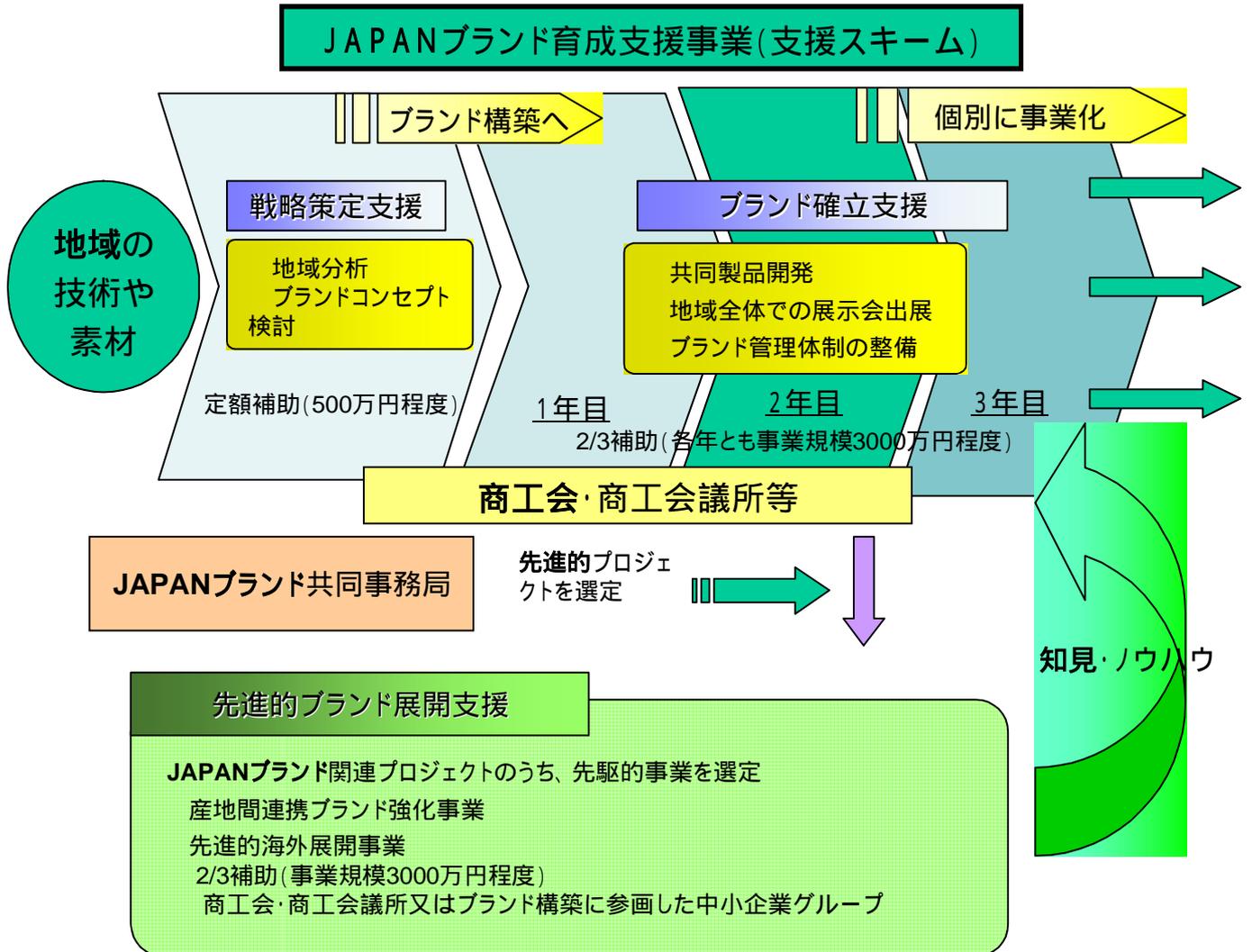
生産量日本一の宮崎県産スイートピーの廃棄・未利用部分から、機能性成分を抽出・精製する実用化技術を確立し、機能性のある化粧品や食品の素材製品を開発すると共に、機能性成分入りリキュールを開発し、地域観光資源としての新たな価値を創出することを目指すものです。



補助金等制度名称	JAPANブランド育成支援事業
目的・概要	地域が一丸となって地域の強み(素材・技術等)を活かした製品等の価値を高め、「日本」を表現しつつ世界に通用する「JAPANブランド」を実現していこうとする取組を総合的に支援する
対象者	商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所
対象事業	<p>ブランド確立支援事業(最大3ヶ年の事業支援が可能) 市場調査、専門家招へい、新商品開発・評価、デザイン開発・評価、展示会への出展等に対する支援</p> <p>戦略策定支援事業 地域一丸となったブランド戦略のアクションプランを策定するため、セミナー・研修会の開催、地域資源に関する市場調査・消費者踏査等に対する支援</p> <p>先進的ブランド展開支援事業 (ア)産地間ブランド強化事業 複数産地間が連携、それぞれの素材・技術を結びつけ、さらなるブランド開発・展開を行う事業に対する支援</p> <p>(イ)先進的海外展開事業 海外にて一定の反応を得ている事業について、さらなるブランド浸透・販路開拓のため、現地拠点等において情報収集・発信等を行う事業に対する支援</p>
交付要件	<p>(1) 基本要件 <ブランド確立支援・戦略策定支援、先進的ブランド確立支援> 地域内の複数の事業者が参画した、地域を挙げたプロジェクト 地域資源を活かした商品や地域に蓄積された技術等をベースとしていること 小規模事業者が参画していること 参画事業者等をコーディネート、当該プロジェクトをマネジメントを有していること 補助率が3分の2の事業の場合など自己負担が発生する場合、その資金を国からの補助金以外の方法で準備できること</p> <p>(2) 先進的ブランド展開支援事業 「ブランド確立支援事業」を実施したことがあるプロジェクトであること 中長期的視点に立ったビジネスプランを有しているプロジェクトであること</p>
補助金額・補助率等	ブランド確立支援事業、先進的ブランド展開支援事業 総事業費の3分の2相当額(ただし、2,000万円を上限とする)
手続き等	公募期間 平成20年3月11日～平成20年4月4日
問い合わせ・申請先	<p>全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課 電話:03-3503-1256 FAX:03-3503-6577</p> <p>日本商工会議所 流通・地域振興部 電話:03-3283-7874 FAX:03-3211-4859</p>

JAPANブランド育成支援事業

【平成20年度予算案:11.8億円】(19年度:13.1億円)



平成20年度JAPANブランド育成支援事業採択事業

戦略策定支援事業 (定額補助:1件当たり5,000千円)		
鹿児島県	鹿児島県商工会連合会	焼酎 鹿児島牛、黒豚など

先進的ブランド展開支援事業 (ブランド確立支援事業の実績があること) (2/3補助、1件当たり20,000千円)		
福岡県	大川商工会議所	大川家具

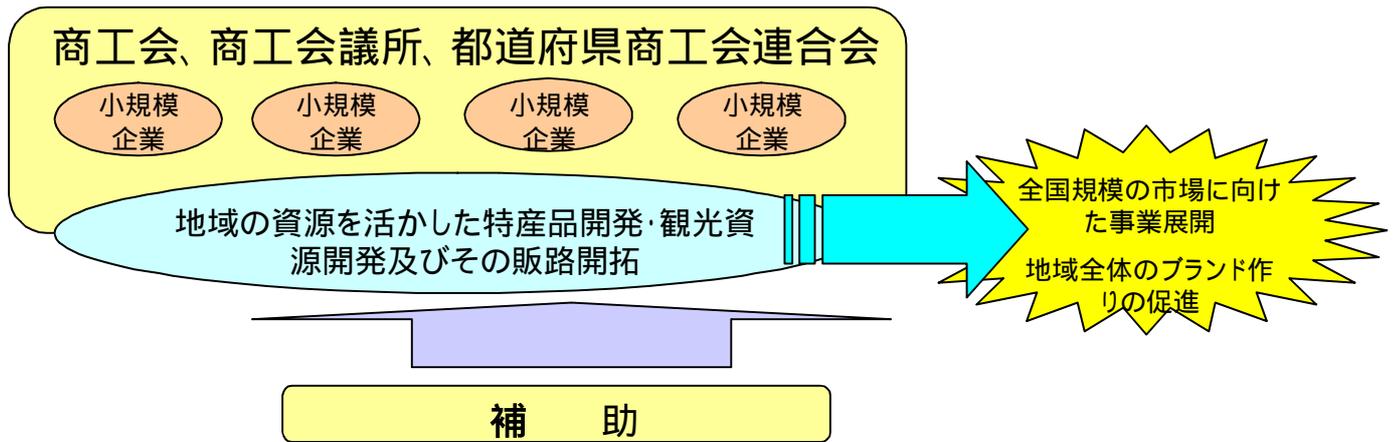
ブランド確立支援事業(3年間にわたり、継続支援可) (2/3補助、1件当たり20,000千円)			
1年目	熊本県	人吉商工会議所	球磨焼酎
	大分県	佐伯商工会議所	寿司
2年目	福岡県	大木町商工会	花ござ
3年目	福岡県	広川町商工会	久留米餅

経-7-7 地域資源 全国展開プロジェクト

補助金等制度名称	地域資源 全国展開プロジェクト (小規模事業者新事業全国展開支援事業)
目的・概要	地域の小規模事業者が、地域の資源を活用して、全国規模のマーケットを視野に入れた新事業展開を支援するため、商工会議所、商工会及び都道府県連合会が小規模事業者と協力して行う特産品開発、販路開拓などの取組に対し、幅広い支援を行う。
対象者	商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所
対象事業	次の事業のいずれか又は両方を実施する事業 地域の資源(農水産品・文化・技術など)を活かした製品(特産品等)の開発又は改良に関する事業及びその販路開拓又は普及に関する事業(「特産品開発事業」という)。 地域の資源(名所・施設・産業など)を活用した新たなサービス事業や観光開発のPRなど観光に関する事業及びその販路開拓又は普及に関する事業(「観光開発事業」という)。
交付要件	応募にあたっては、以下の要件を満たしていることが前提条件となる。 地域の資源を活用した取組であること 地域内の複数の事業者等が参画した、地域を挙げた取り組みであること。 小規模事業者が参画していること。 「小規模事業者」とは、従業員20人以下の企業(商業及びサービス業については、従業員5人以下のもの)を指す。 前年度事業の継続については不可とする。
補助金額・補助率等	商工会・商工会連合会 1件あたり上限800万円<定額補助> (複数の商工会又は商工会議所及び都道府県商工会連合会との共同実施にあつては、上限1,200万円) 商工会議所 1件あたり上限900万円、下限300万円<同上> (複数の商工会又は商工会議所及び都道府県商工会連合会との共同実施にあつては、上限1,300万円)
手続き等	公募期間 平成20年1月30日～平成20年2月18日
問い合わせ・申請先	全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課 電話:03-3503-1256 FAX:03-3503-6577 日本商工会議所 流通・地域振興部 電話:03-3283-7874 FAX:03-3211-4859

地域資源 全国展開プロジェクト (小規模事業者新事業全国展開支援事業)

【平成20年度予算案:24.6億円】(19年度:25.1億円)



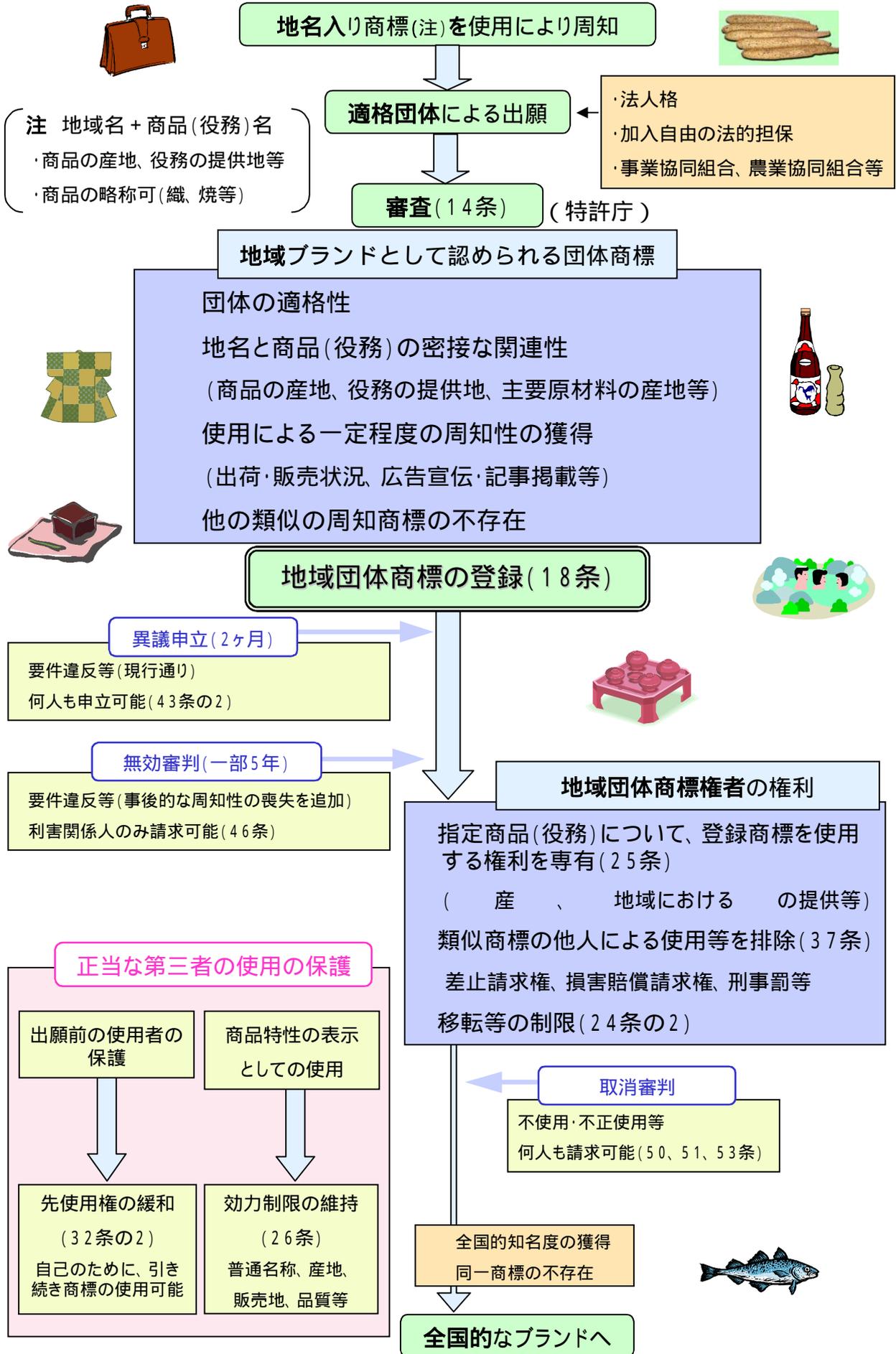
平成20年度採択先一覧表

都道府県	商工会名	プロジェクト名
福岡県	鞍手町商工会	『おいしいぶどう(巨峰)のまち くらて; ブランドの構築』
	杷木町商工会	『肌ツル温泉復活プロジェクト- ツルへの恩返し-』
	東峰村商工会	『小石原ポタリー(陶器)ブランド化事業- 小石原の食器棚を全国の家庭に届けよう-』
佐賀県	唐津上場商工会	『唐津上場未来鉄道の旅・創生事業』- 鉄道のない唐津上場エリアに携帯・ICカードをひこう-』
	牛津芦刈商工会	『"ALLWAYS おぎの夕日"実現プロジェクト! スローライフ活動を通じた"子どもブランド構築"事業』
	神埼市商工会	『伝統創造! 食と歴史が織りなす"悠久の都ブランドづくり"事業』
	川副町商工会	『高級和食市場へ切り込み! "和チーズ"と"和パスタ"開発事業- 競争のない市場を開拓する"私たちの有明海ブルーオーシャン戦略"』
長崎県	白石町商工会	『たまねぎの町白石の挑戦! 海拔0mからのバリューアップオニオン計画2008- 農商工連携成功への道、都市流通対応型農産加工品事業プロジェクト第一弾-』
	五島市商工会	『癒しと祈り・五島列島教会巡り 長崎の教会群とキリスト教関連遺産を活用した観光開発事業』
熊本県	七城町商工会	『湯水の郷・豊穡の大地の"恵み"ブランド育成事業』
	酒水町商工会	『農業生産者と観光産業の連携による南小国町エコブランド化支援事業』
	小国町商工会	『小国ジャーキー牛乳の里; づくり支援事業』
	南阿蘇村商工会	『南阿蘇村産食材(農産物)ブランド化実践事業(仮称)』
	御船町商工会	『御船町地域資源掘り起こし活用事業』
	山江村商工会	『九州山江村の宝物ブランド化プロジェクト- やまえ栗ブランドの復活を目指して-』
大分県	杵築市商工会	『千三百年の感謝を受け継ぐ 九州唯一のどぶろく(祭り)の里づくり事業』
	豊後大野市商工会	『紙粘土人形が伝える農村ツーリズム』
	香々地町商工会	『着地型観光商品と特産品の開発による香々地ツーリズムの推進』
	姫島村商工会	『"姫島車えび"等を活用した新商品開発プロジェクト』
宮崎県	綾町商工会	『にだわり綾の新商品開発と都市圏市場への販路開拓』
	川南町商工会	『軽トラ市を全国へ! トロントロン軽トラ市観光展開事業』
	諸塚村商工会	『宮崎"もろつか"山里ブランド開発 山村から全国展開プロジェクト』
鹿児島県	あまみ商工会	『皆既日食カウントダウン・アクティブアイランド事業』
	屋久島町商工会	『古代屋久杉をまとう! - 世界遺産屋久島の素材と伝統でファッション市場に挑戦』
	与論町商工会	『美容観光プログラム "与論式エステ"の開発と実験的提供』

都道府県	事業実施者	プロジェクト名
福岡県	福岡商工会議所	『福岡の文化に触れ合う観光客誘致支援事業』
	北九州商工会議所	『海上観光ルートの策定事業と広域ブランド情報発信事業』
	八女商工会議所	『伝統工芸ブランド 全国展開プロジェクト』
	大川商工会議所	『九州一の大河、筑後川下流域クルーズ事業を核とした、大川の観光地形成事業』
	筑後商工会議所	『薩摩海道(坊津街道)「篤姫、再発見! In筑後」羽犬塚宿献上街道弁当(駅弁)開発と久留米餅産産観光化事業』
佐賀県	伊万里商工会議所	『"器"と"食"の伊万里ブランド連携事業』
長崎県	平戸商工会議所	『"平戸城下町屋ギャラリー"巡り、観光事業』
熊本県	八代商工会議所	『"路地裏ツーリズム日奈久"路地裏と温泉と地域産品を結び日奈久"地域ブランド"展開プロジェクト』
	本渡商工会議所	『天草産製ものがたりプロジェクト事業』
大分県	豊後高田商工会議所	『豊後高田"昭和の町"・懐かしさ再発見・創造プロジェクト』
宮崎県	延岡商工会議所	『のべおか地域ブランド開発事業』
	高鍋商工会議所	『"鍋料理のマチ高鍋"ブランド化支援事業』
	日南商工会議所	『日南市特産品開発・ブランド化事業』
鹿児島県	鹿児島商工会議所	『地域連携で実践する観光の新たな魅力づくり事業』
	枕崎商工会議所	『地域固有の"食資源"を用いた特産品開発による"枕崎"食産産業クラスター"形成"事業』
	指宿商工会議所	『砂むし温泉体験・滞在型観光開発事業』

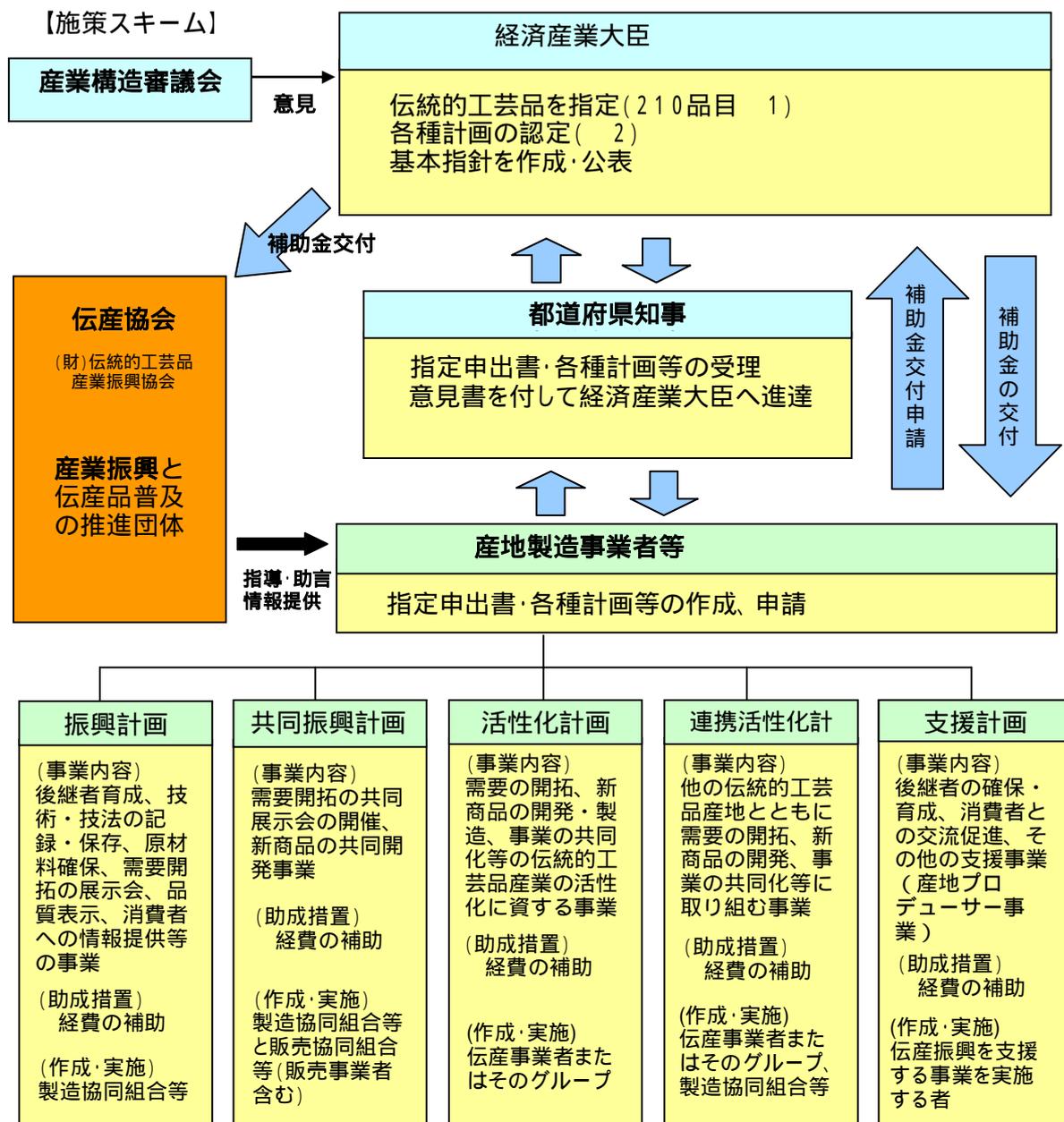
<p>補助金等制度名称</p>	<p>地域団体商標登録制度</p>
<p>目的・概要</p>	<p>近年、特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品等を他の地域のものとの差別化を図るための地域ブランド作りが全国的に盛んになっています。</p> <p>このような地域ブランド化の取組では、地域の特産品にその産地の地域名を付す等、地域名と商品(役務)名からなる商標が数多く用いられています。しかしながら、従来の商標法では、このような地域名と商品名からなる商標は、商標としての識別力を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により、図形と組み合わせられた場合や全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録を受けることはできませんでした。</p> <p>地域団体商標登録制度とは、地域ブランドの保護により地域経済を活性化することを目的として、地域名と商品(役務)名からなる商標(地名入り商標)について、より早い段階で団体商標として登録を受けることを可能にする制度で、平成18年4月より開始されました。</p> <p>具体的に地域団体商標の登録に際しては、主体が要件に適合しているか、週知性の要件を満たしているか、当該商品が地域と密接な関連性を有しているかどうかといった点について審査が行われます。</p> <p>本制度が活用されることにより、これから地域ブランド活動を展開していこうとする事業者は、自らの権利がしっかり守られ信用の維持が図られることになり、産業競争力の強化と地域経済の活性化が期待されます。</p>
<p>対象者</p>	<p>法人格を有する組合(加入の自由が保証された農協、漁協、商工組合等)</p>
<p>対象事業</p>	<p>地域名と商品(役務)名からなる地域団体商標登録の出願</p>
<p>交付要件</p>	
<p>補助金額・補助率等</p>	
<p>手続き等</p>	<p>特許庁にて出願を随時受け付け。出願の流れは右図参照。</p> <p>(参考)特許庁ホームページ「地域団体商標制度の部屋」 http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm</p>
<p>問い合わせ・申請先</p>	<p>九州経済産業局 地域経済部 技術企画課 特許室 (相談窓口)九州知的財産戦略センター 〒812-0013 福岡市博多区博多駅前2-6-23 博多駅前第2ビル2階 電話 092-481-2468 FAX 092-481-2496</p>

地域団体商標登録出願の流れ



伝統的工芸品産業支援補助金

補助金等制度名称	伝統的工芸品産業支援補助金
目的・概要	伝統的工芸品を製造する組合等及び団体等が行う事業に対し、当該経費の一部を補助することで、伝統的工芸品産業における中小企業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に資することを目的としています。
対象者	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下伝産法)」に基づく各種計画の承認を受けた方 (特定製造共同組合・製造協同組合・製造事業者等)
対象事業	<p>1. 伝統的工芸品産業産地振興事業</p> <p>(1) 振興事業 特定製造協同組合等が後継者の確保・育成、技術・技法の記録収集・保存、原材料の確保、需要の開拓、意匠の開発を行う事業</p> <p>(2) 共同振興事業 特定製造協同組合等が共同需要開拓及び新商品共同開発を行う事業</p> <p>2. 伝統的工芸品産業活性化事業</p> <p>(1) 活性化事業 製造協同組合等が従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料についての研究、需要の開拓、原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業</p> <p>(2) 連携活性化事業 製造協同組合等が連携して従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料の研究、需要の開拓、原材料についての共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業</p> <p>3. 伝産法第13条第1項に定める支援事業 団体等が行う従事者の後継者の確保・育成、消費者等との交流促進、その他の伝統的工芸品産業の振興を支援するために行う事業</p>
交付要件	応募に当たっては、伝産法に基づく各種計画の承認を受けていること
補助金額・補助率等	下限100万円、補助率1/2以内(但し、後継者育成事業における研修教材費及び人材育成・交流支援事業に要する経費は1/3)
手続き等	公募期間 1月下旬～2月下旬
問い合わせ・申請先	九州経済産業局 地域経済部 製造産業課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL 092-482-5446 FAX 092-482-5398



- 1 平成20年現在
2 第2次以降の振興計画の認定は都道府県知事

都道府県別	指定品目数	品目名
福岡	7	小石原焼 博多人形 博多織 久留米絣 八女福島仏壇 上野焼 八女提灯
佐賀	2	伊万里・有田焼 唐津焼
長崎	2	三川内焼 波佐見焼
熊本	3	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん
大分	1	別府竹細工
宮崎	2(1)	本場大島紬 都城大弓
鹿児島	3	本場大島紬 川辺仏壇 薩摩焼

(注) 指定品目数の()内の数字は、指定が他の都府県と重複する内数をあらわしている。

環-1 エコツーリズムの推進

補助金等制度名称	エコ・ツーリズム総合推進事業
目的・概要	エコツーリズムの推進に向け、新たな施策を加えた一層の取組みに加え、エコツーリズムの普及・定着に向けた展開を図る。
対象者	エコツーリズムの推進に取り組む各種団体や事業者 (自治体、地域団体、民間事業者、一般)
対象事業	<p>エコツーリズム啓発事業 旅行関係の博覧会への出展、エコツーリズムフォーラムの開催、Web情報「エコツアー総覧」の英語版の充実等</p> <p>エコツーリズムのノウハウ確立事業 特に優れた事例の環境大臣表彰等</p> <p>エコインストラクター人材育成事業 ・自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成(再チャレンジ 関連施策)</p> <p>国立公園内におけるエコツーリズム支援事業 国立公園内(ラムサール登録湿地、世界自然遺産地域等)におけるエコツーリズムの仕組みづくり等</p> <p>エコツーリズム推進法施行経費 各地の全体構想の認定や地元協議会への参画等に必要な経費</p>
交付要件	平成19年度から3カ年で各種事業を実施
補助金額・補助率等	
手続き等	
問い合わせ・申請先	<p>九州地方環境事務所</p> <p>〒862-0913 熊本市尾ノ上1丁目6-22</p> <p>TEL 096-214-0336 FAX 096-214-0354</p>

エコツーリズム推進法の枠組みについて

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

背景

環境問題への関心の高まり

→ **実際に**自然とふれあい、その仕組みを理解することが重要
観光による自然への悪影響(踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等)

→ **自然保護**に配慮した観光の推進

推進の枠組み

基本理念

自然環境への配慮	観光振興への寄与
地域振興への寄与	環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる。

協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。

→ エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源(動植物の生息地等)の保護措置等を規定。

全体構想の認定・保護措置

市町村は、主務大臣に対し、全体構想の認定を申請できる。

認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。

市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。→汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

主務大臣：環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣

地 - 1 地方の元気再生事業

補助金等制度名称	地方の元気再生事業
目的・概要	持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から促進することを目的とします。
応募対象者	地域活性化に取り組む法人(NPO等) 地方公共団体 地方公共団体を構成員に含む法人格なき協議会
募集提案内容	提案内容については特段の限定は無いが、例えば以下の分野を複合的に組み合わせたソフト面の取組 地域産業振興 地元の資源を活かした観光振興 農林漁業振興 まちづくり・都市機能向上 大学と地域の連携 高齢者に対する福祉・介護サービス 生活交通の確保
補助限度額等	・特に規定なし(20年度の総予算額は25億円) ・全額国費
経費	提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費として措置することができるもの(ソフト面の取組の支援が対象であり、施設整備費などのいわゆるハード整備は対象外)
手続き等	平成20年度スケジュール 募集期間:5月1日～5月16日 ホームページ等で公募開始。 対象期間:平成20年度の調査委託期間内 (実施フロー) 応募 選定(関係省庁に予算を移管) 契約締結 調査 実施 評価
問い合わせ・申請先	・内閣官房地域活性化統合事務局 電話 03-5510-2151 ・九州圏・沖縄県地方連絡室 電話 092-432-1964

地方の元気再生事業について

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を創設(平成20年度から3カ年度を予定)

地方の元気再生事業

立ち上がり段階における地域からの幅広い取組提案

地域産業振興

地元の資源を活かした観光振興

まちづくり・都市機能向上

大学と地域との連携

高齢者に対する福祉・介護サービス

農林漁業振興

生活交通の確保

立ち上がり段階に対する包括的支援
(地域活性化戦略チームの検討・助言を経てプロジェクトを選定・評価)

継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。

(プロジェクトの展開例)



地方再生に対する政府の一体的支援

省庁横断・施策横断による支援(例)

- ・「農商工連携」による地域経済活性化支援
- ・子ども農山漁村交流プロジェクト等都市と農山漁村の共生・対流
- ・広域地方計画に即した地域の戦略的な取組への支援
- ・頑張る地方応援プログラム
- ・ITによる地域活性化等緊急プログラム
- ・観光圏整備促進事業 仮称 等観光立国推進 他

「地方の元気再生事業」の創設
-H20予算額 25億円

- ・あらかじめメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め国が直接支援する

ご相談・お問合せ

国土交通省 九州運輸局 企画観光部 観光地域振興課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎 新館9F

TEL 092-472-2920 FAX 092-472-2334

<http://www.qst.mlit.go.jp/>

国土交通省 九州地方整備局 企画部 企画課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 福岡第二合同庁舎 6F

TEL 092-471-6331(代) FAX 092-476-3462

<http://www.qsr.mlit.go.jp/>

農林水産省 九州農政局 農村計画部 農村振興課

〒860-8527

熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎 1号館5F

TEL 096-353-3561(内線4312) FAX 096-359-7321

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/index.html>

経済産業省 九州経済産業局 産業部 中小企業経営支援担当

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎 本館7F

TEL 092-482-5491 FAX 092-482-5396

<http://www.kyushu.meti.go.jp/>

環境省 九州地方環境事務所 国立公園・保全整備課

〒862-0913

熊本市尾ノ上1丁目6-22

TEL 096-214-0336 FAX 096-214-0350

<http://www.kyushu.env.go.jp/>

内閣官房 地域活性化統合事務局 九州圏・沖縄県地方連絡室

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎 新館7F

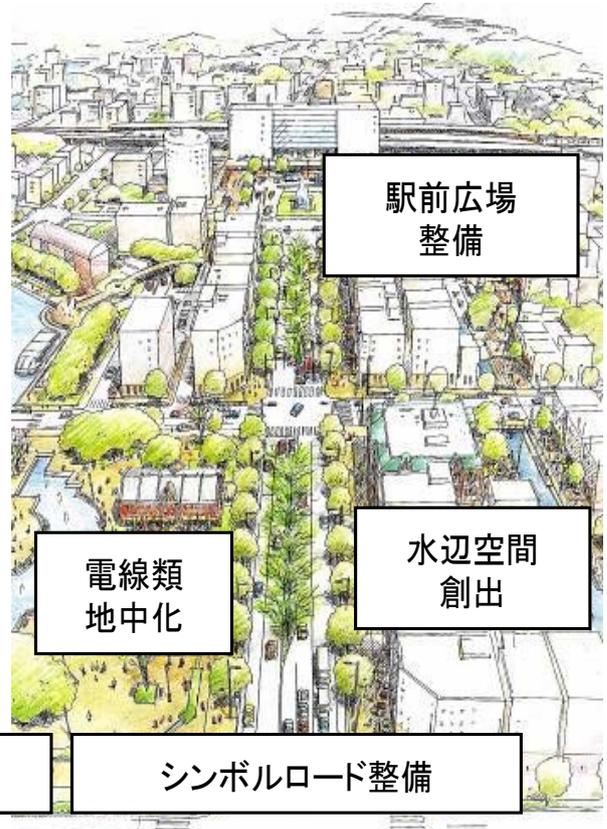
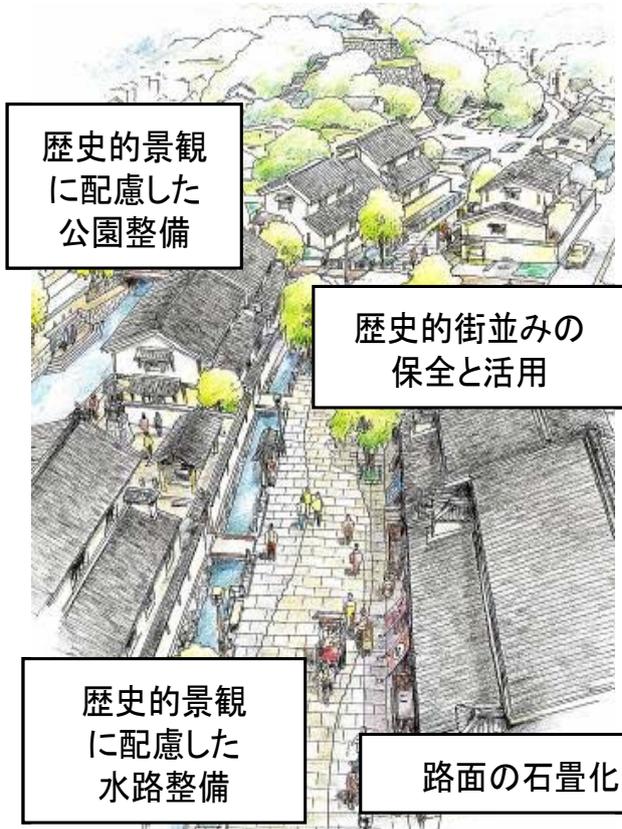
TEL 092-432-1964 FAX 092-432-1968

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/renraku/kyuoki/kyuoki.html>



景観形成事業推進費

補助金等制度名称	景観形成事業推進費
目的・概要	景観形成事業推進費は、豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進にも資する事業及び調査について、年度途中であっても積極的に支援・推進するもの。
対象者	国、都道府県、政令指定都市
対象事業	①「景観法」に基づき策定された景観計画に定められた事業 ②次に掲げる地域又は区域において行われる良好な景観形成に係る事業 ア、景観計画に定められた景観計画区域又は景観地区 イ、「都市計画法」に基づく都市計画により定められた風致地区、その他の法令に基づく景観に係る規制の対象となる地域又は区域
交付要件	《事業分》 ・単独府省所管事業での使用が可能です。 （関連事業は必要ありません。） ・原則として、継続施行中の事業に配分される。 ・原則として、用地費及補償費は対象とならない。 （ただし、工事に付随して必要となる場合などは対象となり得る。） ・明許繰越は不可、事故繰越のみ可能（事前了承が必要）。 《調査分》 ・調査の実施主体は国（地方支分部局を含む。）。 したがって、調査費の地方負担はなし。 ・推進費による調査は当年度限りが原則。 したがって、複数年度にわたる調査の場合、次年度以降の調査は各府省の当初予算で対応することとなる。
補助金額・補助率等	要求に応じて決定
手続き等	予算要求の実施
問い合わせ・申請先	国土交通省国土計画局調整課 電話 03-5253-8111(代)



歴史的環境形成総合支援事業

補助金等制度名称	歴史的環境形成総合支援事業
目的・概要	城跡・古墳・歴史的建造物等の歴史的に重要な施設の復原や失われつつある歴史的な環境の保全・整備によるまちづくりを推進する。 魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。
対象者	・都道府県 ・市町村 ・市町村を構成員に含む法廷協議会 ・民間団体、個人(市町村を通じた間接補助を実施)
対象事業	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、歴史的風致維持向上法)」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の重点区域における下記の事業。 ・コア事業 歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設 ・附帯事業 歴史的風致形成建造物に係る防災施設の整備 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善 歴史的風致形成建造物等の活用を促進するための施設の整備 歴史的風致形成建造物等の保存活用に係るソフト事業
交付要件	コア事業等が行われること
補助金額・補助率等	・コア事業 総事業費の1/2以内 ・附帯事業 総事業費の1/3以内 ※間接補助は事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内
手続き等	「歴史的風致維持向上計画」の国土交通大臣認定 国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
問い合わせ・申請先	九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 電話 092-471-6331(代)

地域活力基盤創造交付金

補助金等制度名称	地域活力基盤創造交付金
目的・概要	地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、地域の活力の基盤を創造することを目的とする。
対象者	・都道府県 ・市町村
対象事業	地域活力基盤創造計画に記載された事業等で一定の地域において一体的に行われる必要のある複数の事業等(パッケージ)により構成されるものとし、交付対象事業には1以上の地方道路整備事業を含むものとする。 ○地方道路整備事業 補助国道、地方道の改築・修繕(維持的工事は対象外) ○関連事業 ・関連社会資本整備事業(道路事業以外の社会資本整備事業) 地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業 ・効果促進事業 ソフト事業
交付要件	都道府県・市町村は、計画の目標や目標を達成するために必要な事業等に記載した地域活力基盤創造計画を提出し、国はそれに基づき交付額を決定。個別事業箇所への配分は地方公共団体の最良に委ねる。
補助金額・補助率等	○地方道路整備事業 原則5.5/10(財政力に応じて最大7/10) ○関連事業 ・関連社会資本整備事業 5/10 ・効果促進事業 5.5/10(財政力に応じて最大7/10)
手続き等	①地域活力基盤創造計画(概ね3~5年)の作成 ②計画目標、事業内容等の確認 ③毎年度、計画に記載された事業の中から、当該年度に実施する事業に必要な予算を要望 ④毎年度、予算の範囲内で各計画に対し交付金を一括交付 ⑤自らの最良で個別事業箇所に交付金を配分し執行 ①③⑤は地方公共団体 ②④は国
問い合わせ・申請先	九州地方整備局 企画部 広域計画課(制度関係) 道路部 地域道路課(制度、事業関係) 建政部 都市住宅整備課(事業関係) 電話 092-471-6331(代)

地域活力基盤創造交付金

～地方道路整備事業と関連社会資本整備事業、効果促進事業の関係性～

共通の政策目標(地域課題の解決)の達成に向け、各事業を
一体的に[=**各事業の適切な役割分担の下で**]展開

※実施箇所についての条件(例:道路事業との近接性等)は設けず

■地域活力基盤創造計画

○地方公共団体が各地域の課題に応じて設定する政策目標

例えば・・・、 高齢者や子供が安全に安心して暮らせるまちづくり

○政策目標を達成するために必要な事業等

例えば・・・、

地方道路整備事業

・狭い道路の1.5車線の道路整備



・事故の多い交差点の改良



・通学路への歩道設置



関連社会資本整備事業

・集落の孤立を防ぐ砂防事業



・災害時の避難場所としても機能する公園整備



・信号機や標識の設置

効果促進事業

・コミュニティーバスの購入、バス停の上屋の整備



・防犯灯・防犯カメラの整備



かわまちづくり支援制度

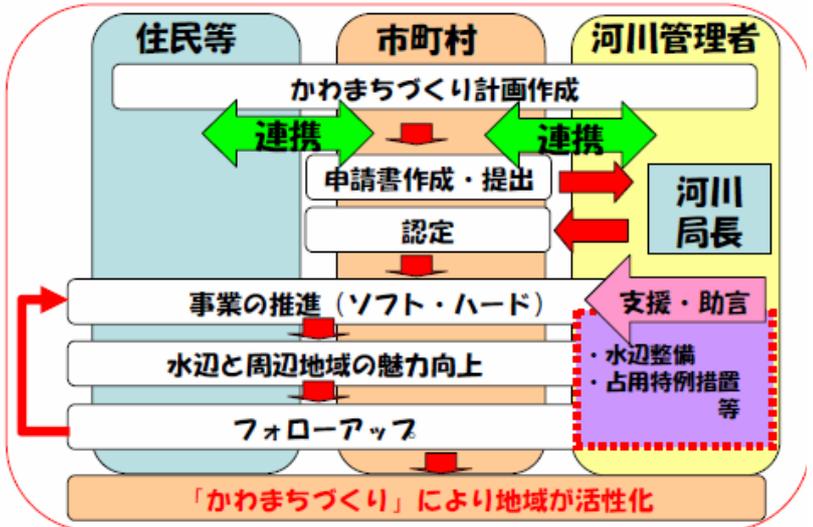
補助金等制度名称	かわまちづくり支援制度
目的・概要	<p>観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての知恵を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図るための制度。</p> <p>民間事業者が河川敷地を利用する際に河川占用許可準則の特例措置を行うなどの河川管理者としてのソフト支援や、まちづくりと一体となった水辺整備などのハード支援を行う。</p>
対象河川 (推進主体)	<p>当該市町村等の一級河川、二級河川及び準用河川 (市町村及び河川管理者) (市町村を構成員に含む法人格なき協議会及び河川管理者)</p>
認定要件	<ol style="list-style-type: none"> 地域の景観、歴史的、文化的環境及び観光に資する整備等の関連において、歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。 都市再生整備資格、地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等においてまちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。 地方の元気再生事業、環境モデル都市など、国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。 市町村が水辺空間と一体となったまちづくりを行うために自らが一連区域における整備を計画し、良好な水辺空間形成のための諸活動がなされている等、市町村及び地域住民の水辺空間整備及び利活用について熱意が高い河川。
交付要件	—
補助金額・補助率等	—
手続き等	<ol style="list-style-type: none"> かわまちづくり計画の認定を受けようとする推進主体は河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を作成するものとする。「かわまちづくり」計画に定める内容は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> 水辺とまちづくりに関する基本方針 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策) その他特筆すべき事項 申請書作成し、河川局長あてに提出 認定後、事業の推進(ソフト・ハード)に当たり、河川管理者が支援・助言
問い合わせ・申請先	<p>九州地方整備局河川部河川環境課 電話 092-471-6331(代)</p>

にぎわいのある河畔空間の創出 ～「かわまちづくり」支援制度の創設～

目的：観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、**良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進**を図る。

ソフト面は民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度（河川敷地占用許可準則の特例措置）等を拡充、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

ハード面はまちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援



※かわまちづくり計画は、水辺とまちづくりに関する基本方針として、周辺市街地等と一体的な利活用・整備の計画とする。また関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性等を勘案したものである。

- ①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ②利活用方策が地域において明確となっているもの
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるもの

「かわまちづくり」支援制度の概要(申請範囲)

○「かわまちづくり」支援制度:地方公共団体として一括で申請、利活用や維持管理計画を含め概ね5年で見直し。

※従来モデル事業:各個別拠点(桜づつみ、水辺プラザ)毎にバラバラで申請、申請後の見直しがされていない。

